

豊橋市廃棄物総合計画改訂版
資料編

目 次

第1章 地域の概要	1
第1節 市の概況	1
第2章 一般廃棄物の現況	3
第1節 ごみ処理の現況	3
第2節 生活排水処理の現況	23
第3章 産業廃棄物の現況	25
第1節 産業廃棄物の現況	25
第2節 産業廃棄物の排出状況	29
第3節 産業廃棄物の処理体制	36
第4節 産業廃棄物の処理状況	37
第5節 その他の産業廃棄物などの状況	49
第6節 国や県、市の動向	54
第4章 アンケート調査結果	57
第1節 一般廃棄物に関する意識調査	57
第2節 産業廃棄物に関する意識調査	68
第5章 関係法令など	82
第1節 関係法令など	82
第2節 広域化の動向	83
用語集	84

第 1 章 地域の概要

第 1 節 市の概況

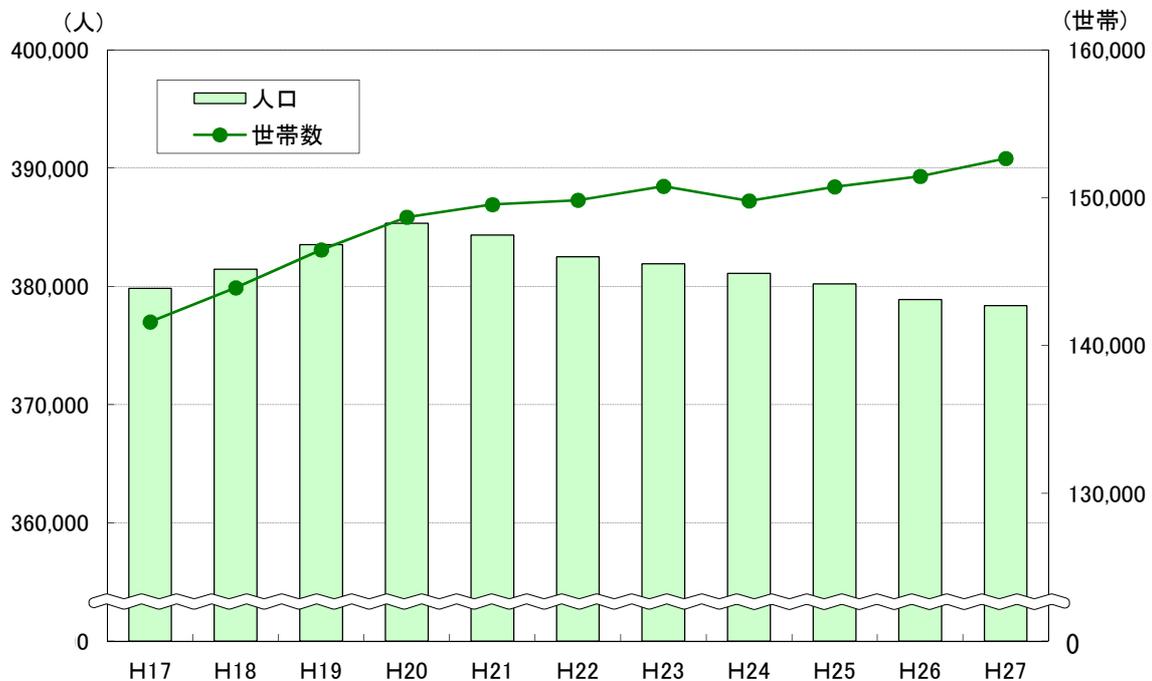
1-1 地理的特性

豊かな水と温暖な気候に恵まれた本市では、露地野菜、園芸作物、果物、水稻など多種多様な作物が栽培されているほか、うずらをはじめとした畜産も盛んで、全国有数の農業産出額を誇っています。また、三河港周辺には、加工組立型産業を中心とする臨海工業地帯が形成されており、日本のほぼ中央という地理的優位性から外資系企業を含む多くの流通業務が集積しています。特に自動車の取り扱いは、金額、台数ともに全国上位を争うなど、日本を代表する自動車港湾となっています。

1-2 人口動態

本市の人口は、平成 21 年度以降減少しており、平成 27 年度は 378,383 人となっています。

一方、世帯数は緩やかに増加しており、平成 27 年度は 152,659 世帯となっています。



資料：住民基本台帳及び外国人登録人口(各年度 10 月 1 日現在)

図 4-1: 人口・世帯数の推移

1-3 産業の動向

本市の平成 24 年の事業所数は 15,957 事業所、従業者数は 161,813 人となっています。

産業別就業人口割合は、第二次産業約 3割、第三次産業約 7割となっています。

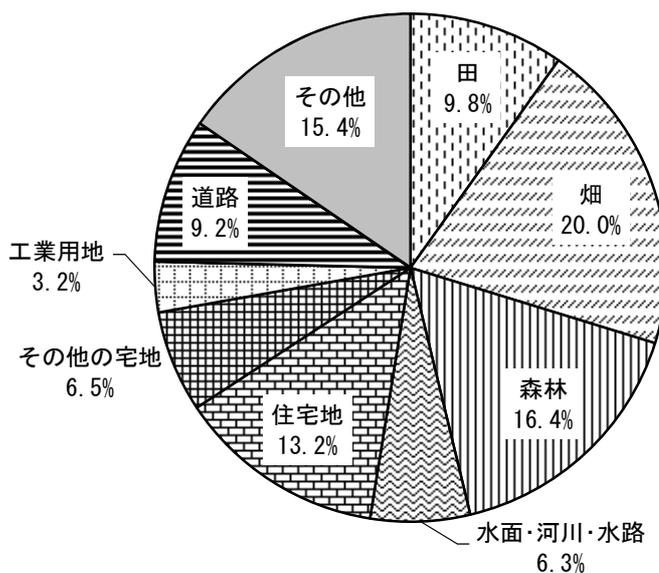
表 4-1:産業別就業人口比較 [H24]

		第一次産業	第二次産業	第三次産業	計
豊橋市	人数 (人)	1,145	48,672	111,996	161,813
	構成比 (%)	0.7	30.1	69.2	100.0
愛知県	構成比 (%)	0.3	31.0	68.7	100.0

資料：平成 24 年経済センサス

1-4 土地利用の状況

土地の利用状況は以下のとおりです。平成 26 年においては、畑の構成比（20.0%）が最も高く、森林（16.4%）と田（9.8%）とあわせて全体の約半分を占めています。



資料：平成 26 年版土地に関する統計年報

図 4-2:地目別土地面積の構成比

第 2 章 一般廃棄物の現況

第 1 節 ごみ処理の現況

1-1 ごみの分別区分

本計画における廃棄物の分別区分は以下に示すとおりです。

表 4-2: ごみの分別区分

区 分		種 類	
市 関 与 ご み	家 庭 収 集 ご み	もやすごみ	生ごみ、木くず、資源にならない紙くず類、皮革製品類など
		プラスチック(資源)	プラスチック容器包装類
		こわすごみ	大きなごみにならない電気・ガス・石油器具類、その他日用品類
		うめるごみ	陶磁器類、再生できないガラス類、レンガ、ブロック類
		大きなごみ	電子レンジ、布団、自転車、家具類、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンなど
		危険ごみ	スプレー缶、ガスライター、針、カミソリなど 蛍光管、有水銀の乾電池・体温計
		資 源	びん・カン
	ペットボトル		「PET1」のマークの付いた飲料、しょうゆ、酒類、調味料用の容器
	古紙		新聞・チラシ、雑誌、ダンボール、牛乳パック
	布類		天然繊維類・化学繊維類
	持 ち 込 み ご み	家庭持ち込み	直接処理施設に持ち込まれる、引っ越しごみなど
		災害廃棄物	火災・地震・竜巻などの被害で発生したごみ
		530 ごみ	530 (ゴミゼロ) 運動で回収されたごみ
事 業 系 ご み	事業系一般廃棄物	事業所から排出される、産業廃棄物以外のごみ	
	公共廃棄物	公共から排出される廃棄物	
	市関与産業廃棄物	産業廃棄物の内、市の施設で処理される廃棄物	
	リサイクルステーション等	古紙、布類、食用油	
市準関与ごみ		奨励事業に伴う地域資源回収による資源ごみ (紙・布) 古紙リサイクルヤードにより回収された資源ごみ (紙) 補助事業に伴う家庭で処理された生ごみ	
市未関与ごみ		市民により自主的に自家処理(コンポストなど)されるごみ 市民・事業者が自主的に回収した資源など (店頭回収、下取りなど) 事業者自身または民間処理業者により処理されるごみ	

注：市関与ごみ：市が収集・処理・処分するごみ (市関与産業廃棄物を含む)

市準関与ごみ：市が支援・助成などを行って民間で資源化されるごみ

市未関与ごみ：民間で独自に処理・資源化されるごみ

1-2 ごみの排出量及びごみの性状

① ごみの種類別排出量

ごみの総排出量は、この10年間緩やかな減少傾向にあります。平成26年度のごみの総排出量は147,515トンとなっており、平成17年度の172,280トンに比べ、24,765トン、14.4%の減少となっています。

表 4-3:ごみの排出量

(単位：t/年)

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
家庭収集ごみ	もやすごみ	76,054	77,836	77,345	77,541	75,930	73,811	74,414	75,080	73,867	72,854
	こわすごみ	3,892	3,937	3,629	3,263	3,218	2,978	3,147	2,990	3,188	3,015
	うめのごみ	1,521	1,511	1,281	1,174	1,278	1,197	1,187	1,169	1,188	1,214
	大きなごみ	317	329	296	287	242	273	241	259	268	252
	危険ごみ	201	180	285	191	204	157	187	186	179	184
	びん・カン	5,730	5,544	5,399	5,330	5,532	5,354	5,206	5,147	5,228	5,236
	ペットボトル	739	775	789	819	747	674	456	526	550	591
	プラスチック	6,916	6,358	5,639	4,975	4,569	4,282	4,050	3,892	3,834	3,526
	布類	914	1,030	957	969	813	850	842	806	807	765
	合計	96,284	97,500	95,620	94,549	92,533	89,576	89,730	90,055	89,109	87,637
持ち込みごみ	家庭持ち込み	7,756	5,480	5,629	6,043	6,446	6,275	6,232	5,998	5,899	5,820
	530ごみ	321	472	372	329	469	451	421	432	460	433
	災害廃棄物	822	432	312	428	502	280	152	99	132	89
	合計	8,899	6,384	6,313	6,800	7,417	7,006	6,805	6,529	6,491	6,342
事業系ごみ	一般廃棄物	43,011	39,894	41,052	39,646	39,732	37,585	37,592	35,672	37,107	37,934
	公共廃棄物	2,682	3,205	3,644	3,407	3,285	2,953	2,800	2,791	2,961	2,619
	市関与産業廃棄物	8,824	4,147	3,292	3,042	2,726	2,525	2,423	2,916	3,426	3,176
	合計	54,517	47,246	47,988	46,095	45,743	43,063	42,815	41,379	43,494	43,729
リサイクルステーション等	1,533	1,711	1,705	1,820	1,920	2,064	2,091	1,916	1,757	1,623	
地域資源回収	11,047	10,704	10,759	10,333	9,508	9,513	9,117	8,937	8,746	8,185	
総計	172,280	163,545	162,385	159,597	157,121	151,222	150,558	148,816	149,597	147,515	

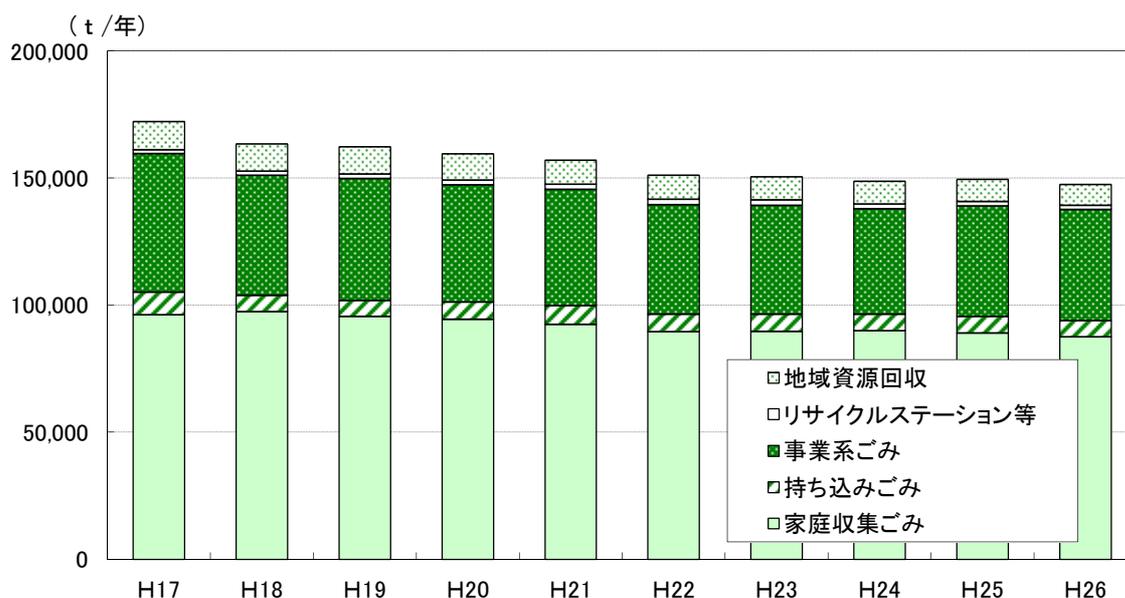
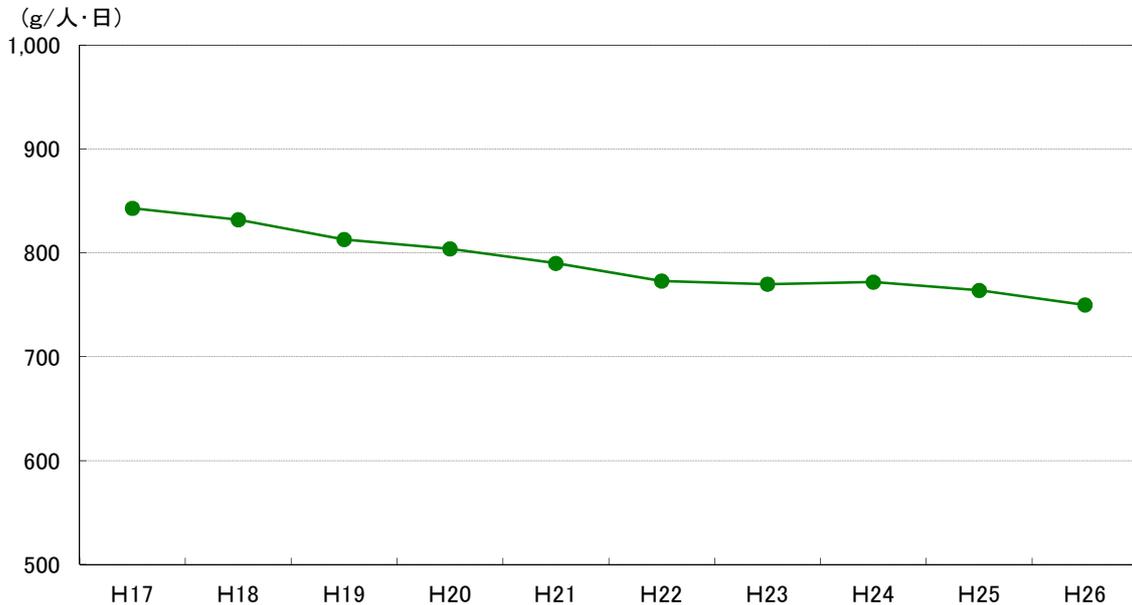


図 4-3:ごみの排出量の推移

② 家庭系ごみの排出原単位

家庭系ごみの排出原単位（市民1人が1日に排出する家庭ごみの量）は年々減少しており、平成26年度は750グラムとなっています。



注：家庭系ごみ＝家庭収集ごみ＋家庭持ち込み＋530ごみ＋リサイクルステーション等＋地域資源回収

図 4-4: 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

③ 事業系ごみの排出量

事業系ごみの排出量の推移は、この10年間減少傾向にあります。

平成18年度に投入料金の改定を行いました。

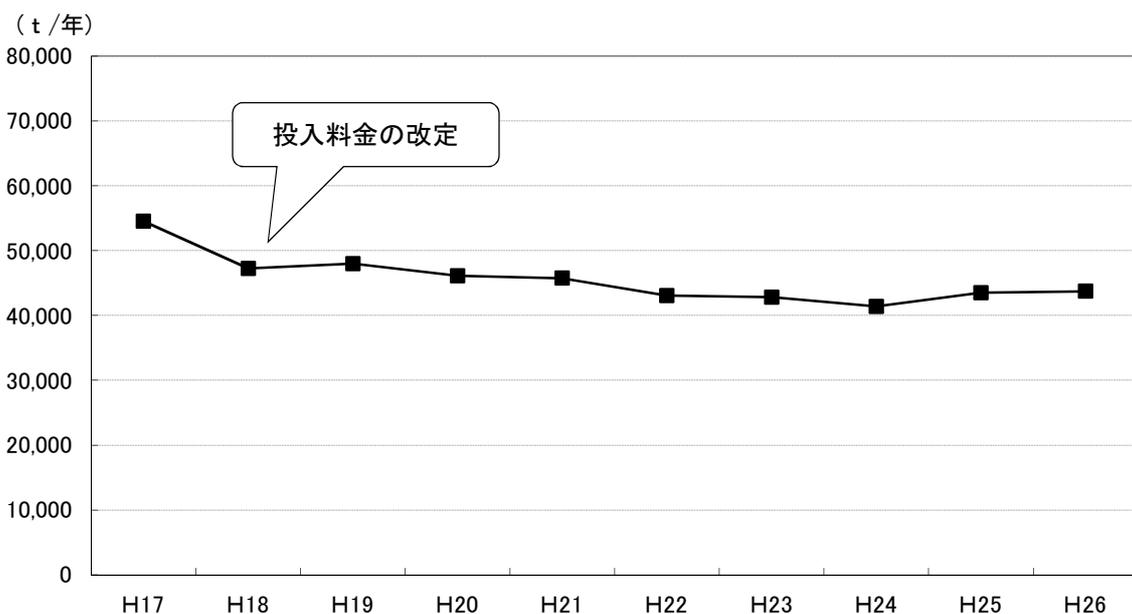


図 4-5: 事業系ごみ排出量の推移

④ 家庭ごみの種類別分別状況

平成 27 年度のごみの収集区分ごとの分別状況は、以下に示すとおりです。

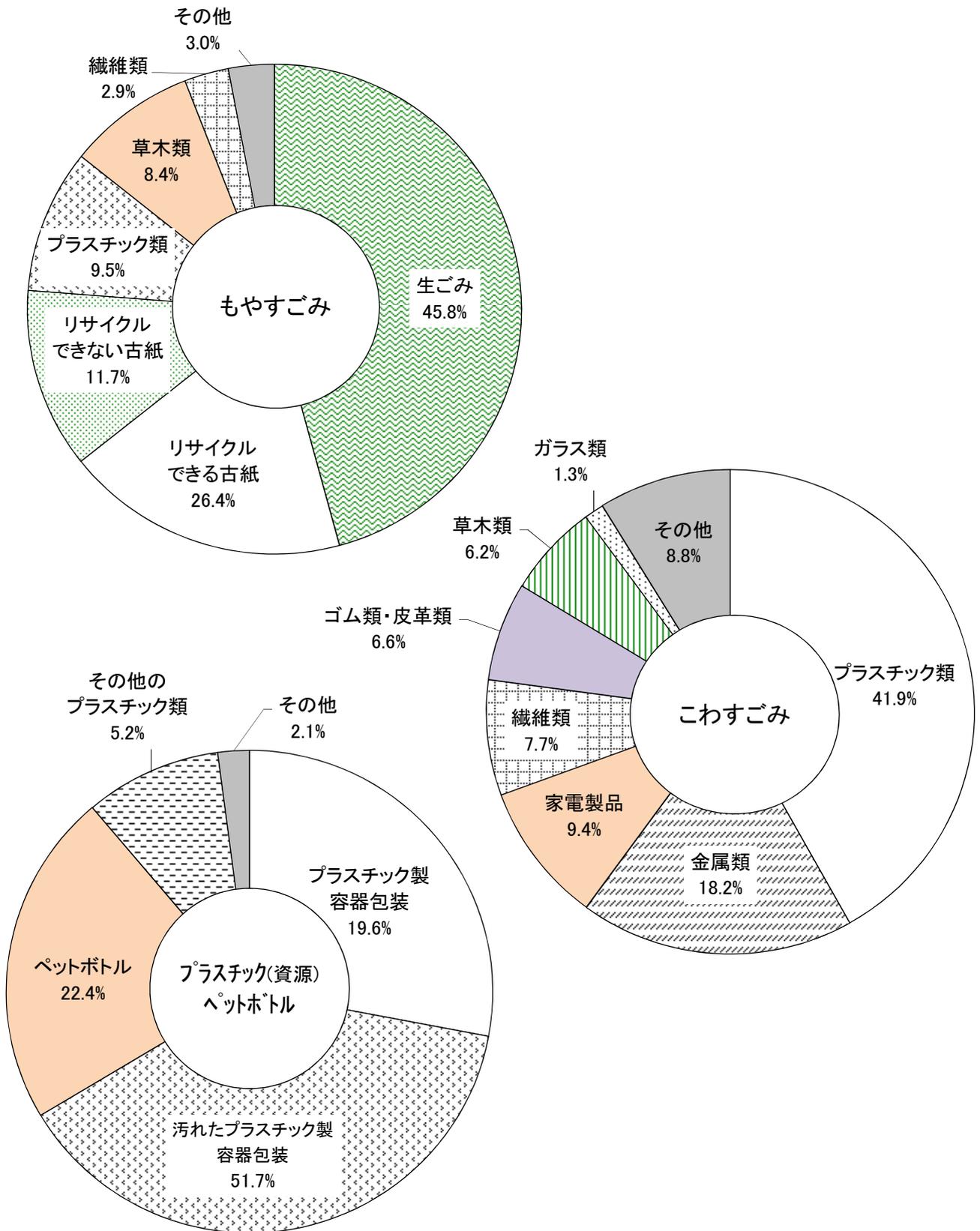


図 4-6: 家庭ごみの分別状況 (平成 27 年度: 家庭ごみ組成分析調査より)

1-3 ごみ処理の体制

① ごみ処理フロー

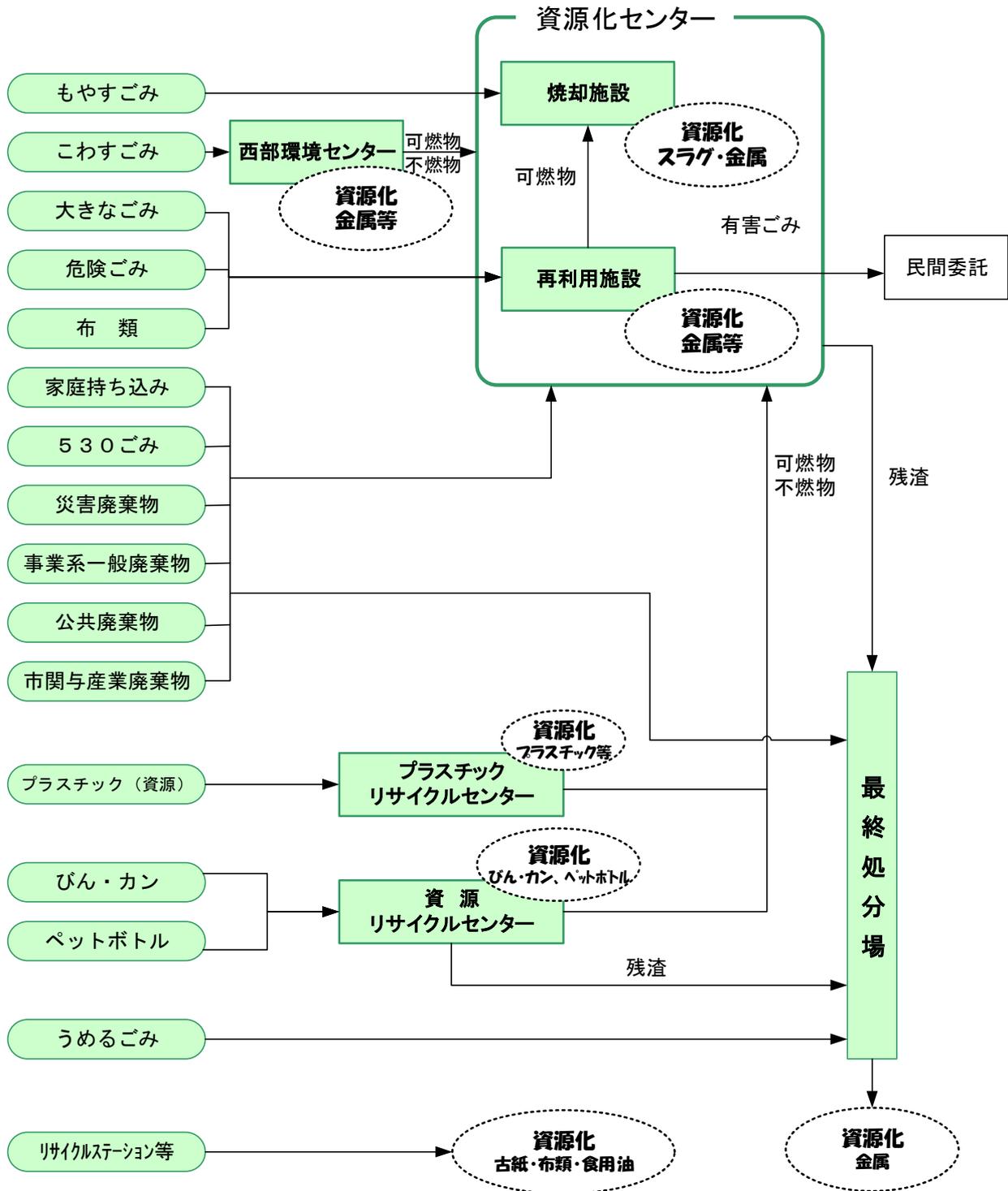


図 4-7:ごみ処理フロー (平成 27 年度処理状況)

② ごみ収集・処理施設の位置

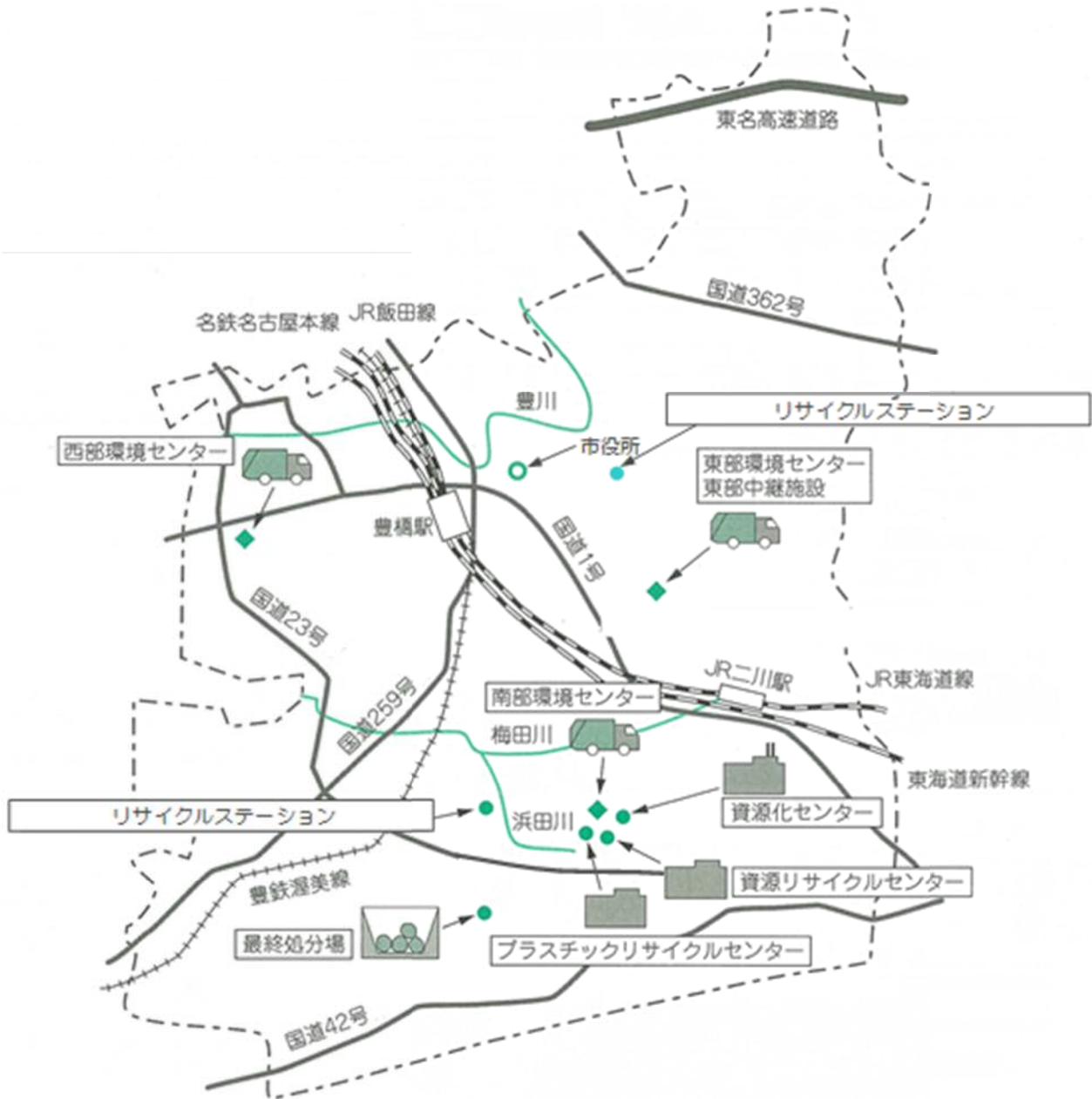


図 4-8: ごみ収集・処理施設の位置

③ 収集・運搬

a 収集

家庭ごみをごみステーションへ排出する際は、透明又は半透明の袋で持ち出すこととなっています。また、引越しごみなどの大量のごみについては、直接ごみ処理施設に持ち込むこととなっています。

なお、平成28年4月から、もやすごみとこわすごみの排出に指定ごみ袋制度を導入する予定です。

表 4-4: 収集頻度及び管理体制（平成 26 年度末現在）

区 分		収集方式	収集頻度	収集体制	設置箇所数
もやすごみ		ステーション	週 2 回	直営	5,018
プラスチック(資源)		ステーション	週 1 回	直営	//
こわすごみ		ステーション	月 1 回	直営	//
うめるごみ		ステーション	月 1 回	直営	//
大きなごみ		戸別有料収集	随時	直営	—
危険ごみ		ステーション	月 1 回	直営	//
資 源	びん・カン	ピンカンボックス	随時	委託	2,151
	ペットボトル	ステーション	週 1 回	直営	5,018
	古 紙	地域資源回収	随時	持ち込み	—
		リサイクルステーション 環境センター	随時	持ち込み	5
		古紙リサイクルヤード	随時	持ち込み	17
	布 類	ステーション	月 1 回	直営	5,018
		地域資源回収	随時	持ち込み	—
リサイクルステーション 環境センター		随時	持ち込み	5	

b 手数料

市施設への直接搬入ごみ手数料を以下に示します。

表 4-5: 直接搬入ごみ手数料の状況

種 類	料金区分	算定基礎	金 額	備 考
一般廃棄物	廃棄物処理施設など投入料金	10 kg	廃棄物処理施設 100 円 最終処分場 120 円	1. 家庭廃棄物などは無料 2. 10 kg未満は 10 kg未満とみなす。

注：平成 18 年度改定

c 施設の概要

ごみの収集運搬に関わる施設の概要を以下に示します。

表 4-6:環境センターの概要

		東部環境センター	南部環境センター
車両台数 (H27.4.1 現在)	収 集	34 台	20 台
	中 継	5 台	—
	し 尿	1 台	—
職 員 数 (H27.4.1 現在)		85 人	36 人
中継施設	対象ごみ	もやすごみ、こわすごみ、プラスチック(資源)	—
	中継方式	コンパクト・コンテナ方式	
	中継能力	150 t/日	
	竣 工	昭和 60 年 8 月 平成 12 年 6 月 (改良)	

注：環境センター：ごみ収集車の車庫などの機能を持つごみ収集の基地

中継施設：資源化センターまでの効率的なごみ運搬を行うため、東部環境センターの収集地域で集めたごみを圧縮し、大型車に積み替える施設

④ 中間処理

a 施設の概要

本市の主な中間処理施設として、資源化センター、資源リサイクルセンター、プラスチックリサイクルセンターがあります。

資源化センター内には、焼却施設と、ごみの破碎や資源物の回収を行う再利用施設、剪定枝の資源化を行う剪定枝チップ化施設があります。

資源リサイクルセンターは収集されたびん・カン、ペットボトルを、プラスチックリサイクルセンターはプラスチック(資源)をそれぞれ搬入し、選別後に再利用しています。

表 4-7: 資源化センターの施設概要

資源化センター		
焼却施設		
1・2号炉	処理能力	400 t/日(200 t/24h×2 炉) 全連続式
	処理方式	熱分解・高温燃焼溶融炉
	建設年度	着工：平成 10 年 9 月 竣工：平成 14 年 3 月
	設備概要	ガス冷却ボイラ・2 段バグフィルター・タービン発電機(8,700kw)など
3号炉	処理能力	150 t/日(150 t/24h×1 炉) 全連続式
	処理方式	ストーカ式
	建設年度	着工：平成元年 6 月 竣工：平成 3 年 2 月
	設備概要	水噴射式減温装置・バグフィルター・触媒脱硝装置など
再利用施設		
処理能力	70 t/日(5 h)	
処理方式	破碎選別方式	
建設年度	着工：平成 10 年 9 月 竣工：平成 14 年 3 月	
設備概要	回転式破碎機・前処理用切断式破碎機・前処理用切断機・前処理用一軸破碎機・破選機	
剪定枝チップ化施設		
処理能力	10 t/日	
処理方式	破碎方式	
建設年度	竣工：平成 24 年	
設備概要	破碎機・膨潤機	

表 4-8: 資源リサイクルセンターの施設概要

資源リサイクルセンター	
処理能力	びん・カン 45 t /日(6 h) ペットボトル 4.2 t /日(6 h)
建設年度	着工：平成元年 9 月 竣工：平成 2 年 3 月(平成 6 年 8 月改良工事)

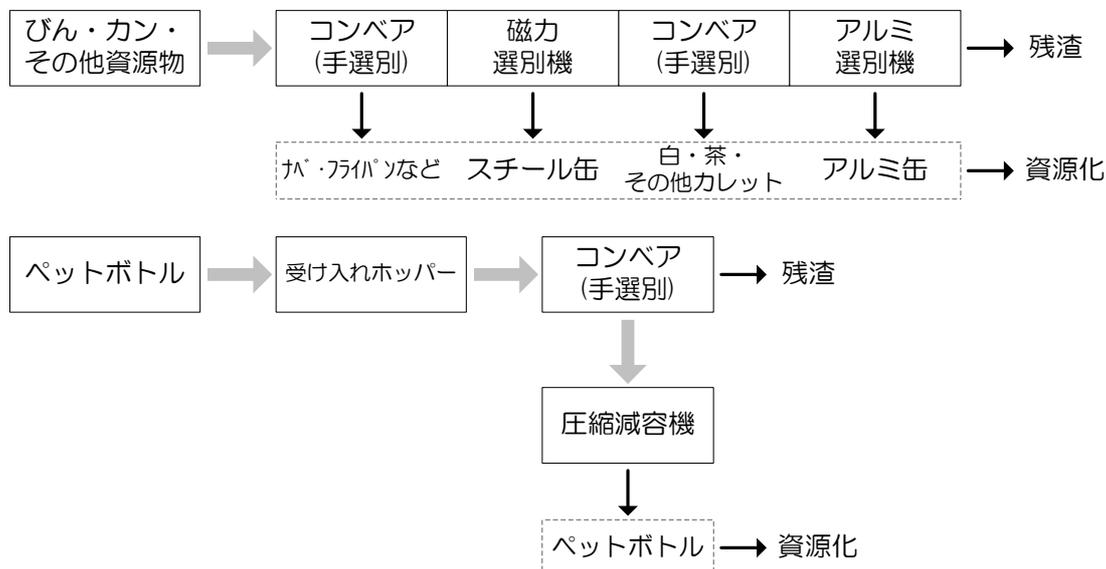


表 4-9: プラスチックリサイクルセンターの施設概要

プラスチックリサイクルセンター	
処理能力	処理能力 29 t /日(5 h)
建設年度	建設年度 着工：平成 16 年 5 月 竣工：平成 17 年 3 月



表 4-10: 最終処分場に併設されている破碎施設の施設概要

最終処分場に併設されている破碎施設	
処理能力	38.5 t /日(8h)
設備	自走式せん断破碎機

b 中間処理量の推移

資源化センター焼却施設での焼却処理量は、ほぼ減少傾向を示しています。再利用施設での再利用処理量も、ほぼ減少傾向を示しています。

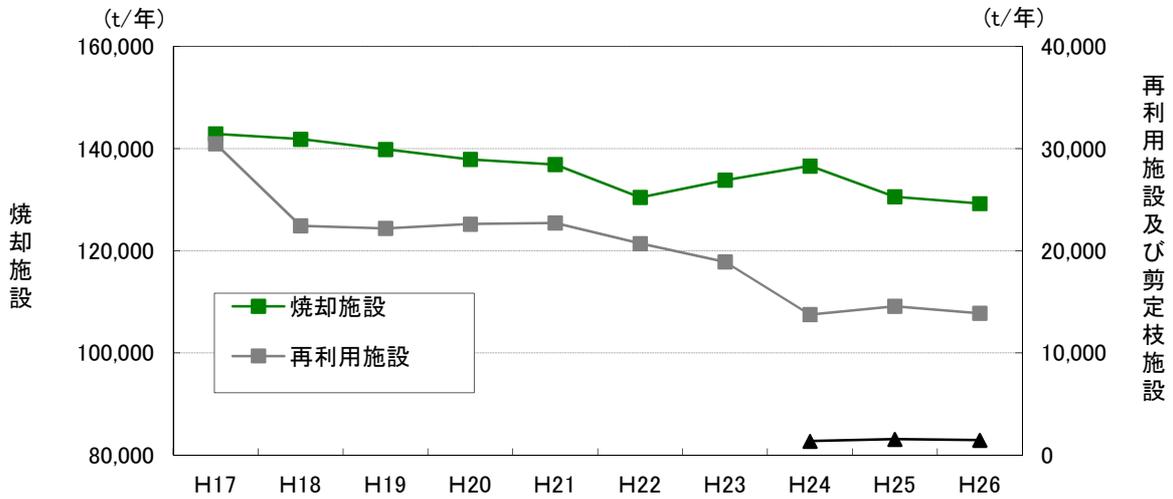


図 4-9: 資源化センターの処理量の推移

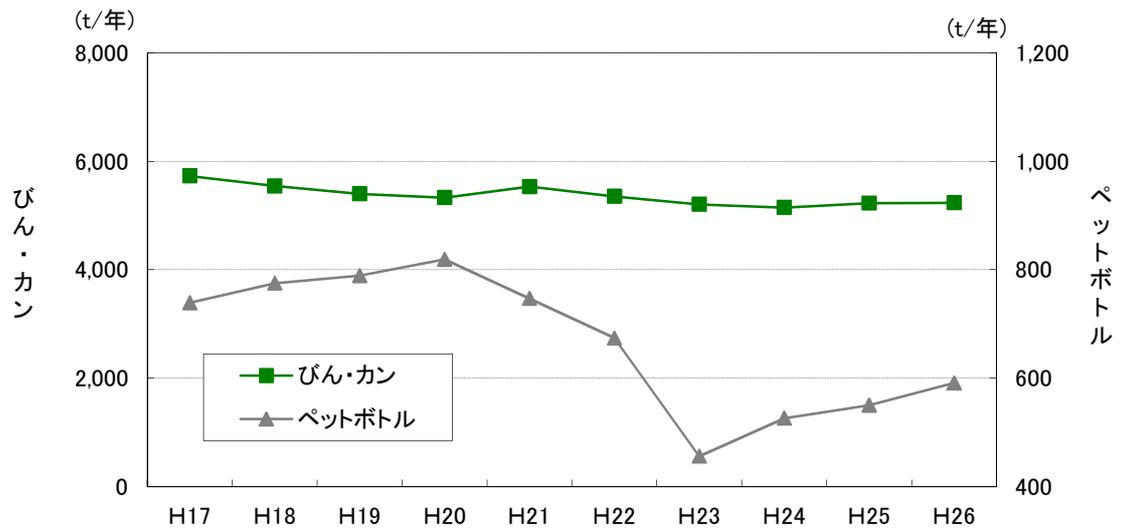


図 4-10: 資源リサイクルセンターの処理量の推移

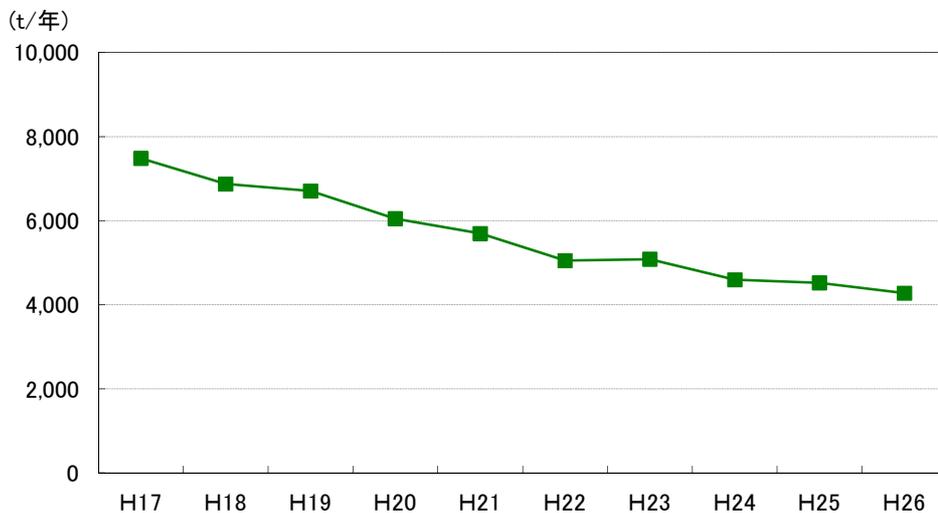


図 4-11: プラスチックリサイクルセンターの処理量の推移

⑤ 最終処分

a 施設の概要

収集されたうめのごみや資源化センターで発生した処理残渣などが搬入されます。

表 4-11:最終処分場の施設概要

	第 5 次高塚地区第 II 工区	第 6 次高塚地区第 I 工区
埋立計画面積	138,944 m ²	25,000 m ²
総埋立処理計画量	1,588,000 m ³	262,000 m ³
埋立計画年度	平成 4 年度～平成 38 年度	平成 23 年度～平成 37 年度

b 最終処分量の推移

最終処分量は平成 26 年度において 12,140 トンとなっています。

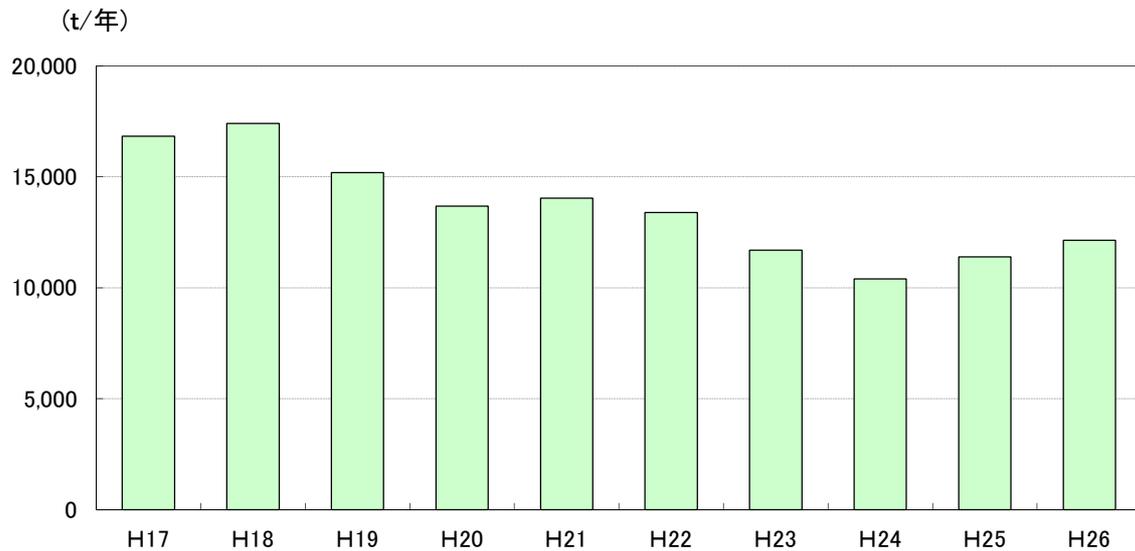


図 4-12:最終処分量の推移

1-4 ごみの減量化・再生利用の実績

① ごみの減量化・再生利用の施策の概要

	事業名	実施年度	内容
「ごみの発生段階」での施策	① 530運動環境協議会	H.14～	廃棄物の減量化・資源化を推進するため、啓発・実践活動を実施している。
	② 清掃施設見学会の実施	H.2～	リサイクルセンターや最終処分場などの施設見学を通して、清掃事業への理解と関心を深めてもらう。
	③ 小学4年生の社会科副読本資料集の作成	H.2～	小学4年生全児童に社会科副読本資料集「まちをきれいに」を配布し、清掃事業についての理解を深め、清掃意識の高揚を図っている。
	④ ごみ減量啓発ビデオの貸し出し	H.8～	清掃施設や清掃概要の実態をわかりやすく紹介したビデオを作製し、ごみ減量の必要性を啓発している。
	⑤ 訪問授業及び出前講座の実施	H.13～	小学校4年生を主な対象とした訪問授業などや、一般市民を対象としたまちづくり出前講座を実施するとともに、530運動環境協議会と連携し市内の保育園・幼稚園の園児を対象とした訪問指導を実施している。
	⑥ 530のまち環境フェスタ	H.14～	ごみ減量、リサイクル、省資源・省エネルギーの要素を盛り込んだイベントを開催している。
	⑦ リサイクルプラザの活用	H.14～	資源化センター施設見学者などが、施設の稼働状況や機能の学習ができ、さらにごみ減量・リサイクル活動などを楽しく学べる情報と学習の場を提供している。
	⑧ 効果的な情報の提供	H.15～	ホームページやメール配信により、ごみ減量・分別の情報提供を進めている。
	⑨ スーパー等で配布されるレジ袋の削減	H.24～	事業者、530運動環境協議会、市の三者で協定を締結して、有料配布等によりレジ袋の削減に取り組んでいる。
「ごみの排出段階」での施策	① 生ごみ減量容器・電動式生ごみ処理機購入補助事業	S.61～S.63 H.5～	生ごみの減量・減量意識の高揚を図るため、生ごみ減量容器・電動式生ごみ処理機を購入する市民に対して補助金を交付している。
	② 「ごみガイドブック」の作成	H.15～	ごみの分別・排出方法など、市民が守らなければならないルールをわかりやすくPRした冊子を作成・配布している。
	③ 地域資源回収団体奨励事業	H.2～	資源回収の活性化や、資源化を促進するため、古紙、布類、アルミ缶・スチール缶を回収した団体に対して奨励金を交付している。
	④ ごみ収集日程表「クリーンカレンダー」の全世帯配布	H.2～	ごみの収集日・分別方法などを記載したカレンダーを作製・配布するとともに、ホームページで公開している。
	⑤ 資源ごみ高度分別推進事業	H.3～	びん・カン、金属、ペットボトルをピンカンボックスや市民館などで回収し、資源化している。
	⑥ 事業系一般廃棄物減量化事業	H.6～	一定規模以上の事業用建築物の所有者に対し、発生する事業系一般廃棄物の減量計画書を毎年度提出させ、必要な指導及び助言を行っている。
	⑦ プラスチックごみの収集	H.11～	容器包装リサイクル法に対応するため、プラスチック製容器包装を分別収集している。
	⑧ 大きなごみの戸別収集	H.13～	大きなごみの戸別収集を有料で行うことにより、排出者責任を明確にするとともに、ごみの減量意識の高揚と長期使用や再利用の促進を図っている。
	⑨ 7分別収集開始	H.15～	熱分解・高温燃焼溶融炉を有効利用したごみ処理を進めるとともに、資源の回収・リサイクルを目的に、「こわすごみ」、「プラスチック(資源)」、「布類」等の分別区分を設けて収集を行っている。
	⑩ 資源回収拠点の設置	H.15～	地域資源回収を利用できない市民の利便性を補完するものとして、リサイクルステーションや環境センター等で古紙や布類を回収している。
	⑪ 古紙リサイクルヤードの開設	H.15～	民間の古紙回収業者の協力を得て、家庭や事業所から発生した古紙を無償で持ち込むことができる回収拠点を設けている。
	⑫ 食用油の試験回収	H.21～	リサイクルステーションにおいて、食用油の試験回収を行っている。
	⑬ 小型家電の回収	H.25～	「こわすごみ」として排出される小型家電を、中間処理施設でピックアップし、金属資源として売却している。また、市内の公共施設等に設けた回収ボックスによる回収も行っている。
「ごみの処理段階」での施策	① 再利用施設での資源化	S.55～	搬入されたごみを選別することによって、鉄・アルミを取り出して資源化を行っている。
	② 焼却施設での余熱利用	S.55～	ごみの焼却時に発生する熱を利用し、発電や温室での蒸気利用を行っている。
	③ 資源リサイクルセンターの稼働	H.2～	びん・カンの選別、ペットボトルの圧縮・梱包を行って市場に還元している。
	④ 熱分解・高温燃焼溶融炉の稼働	H.14～	廃棄物からできる限りの金属資源を回収し、溶融してできたスラグを有効利用するなど埋立量の減量化を行っている。
	⑤ 再利用施設の効率活用	H.14～	破砕機で大きなごみなどを破砕し、鉄・アルミなどを取り出し資源の回収を図っている。
	⑥ プラスチックリサイクルセンターの稼働	H.17～	プラスチック(資源)の圧縮・梱包を行って市場に還元している。
	⑦ 最終処分場掘起し物の資源化	H.19～	埋め立てられているごみを掘起し金属類の回収を行っている。
	⑧ 再生家具の展示販売を実施	H.21～	大きなごみとして出された家具を修理・修繕などを行い、展示販売を行っている。
	⑨ 剪定枝のチップ化	H.24～	資源化センターに持ち込まれる剪定枝を破砕して、堆肥の原料等に使用する木質チップに加工している。

② ごみの資源化量の推移

本市におけるごみのリサイクル率は、平成 26 年度において 18.3%となっています。

なお、リサイクル率は次のように算出されます。

資源化量

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{資源化量}}{\text{市関与ごみ量} - \text{災害廃棄物} - \text{市関与産業廃棄物} + \text{地域資源回収}}$$

表 4-12: ごみの資源化量とリサイクル率

(単位: t/年)

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
分母	市関与ごみ量 a	161,233	152,841	151,626	149,264	147,613	141,709	141,441	139,880	140,851	139,330
	災害廃棄物 b	822	432	312	428	502	280	152	99	132	89
	市関与産業廃棄物 c	8,824	4,147	3,292	3,042	2,726	2,525	2,423	2,916	3,426	3,176
	地域資源回収量 d	11,046	10,704	10,759	10,333	9,508	9,513	9,117	8,937	8,746	8,185
a - b - c + d		162,633	158,966	158,781	156,127	153,893	148,417	147,983	145,802	146,039	144,250
分子(資源化量)	地域資源回収										
	古紙	10,930	10,589	10,647	10,224	9,399	9,397	8,955	8,768	8,553	7,994
	布	117	115	112	109	109	116	121	123	125	121
	カン	-	-	-	-	-	-	40	46	67	70
	ペットボトル有価物	620	629	662	686	679	614	465	503	465	584
	びん・カン等有価物	4,048	3,951	3,918	3,836	3,993	4,161	4,052	4,234	4,441	4,490
	プラスチック有価物	3,321	3,361	3,247	3,189	2,705	3,339	2,984	3,051	2,852	2,874
	布類	676	803	711	673	574	526	586	490	733	747
	リサイクルステーション等で回収する資源										
	古紙	1,239	1,410	1,421	1,513	1,567	1,649	1,631	1,460	1,289	1,190
	布類	294	301	284	307	349	408	452	448	456	419
	食用油	-	-	-	-	4	7	7	7	7	7
	焼却施設	413	457	435	469	414	397	405	394	403	372
	資源化センター有価物										
	再利用施設	1,873	1,970	1,827	1,896	1,871	1,400	1,270	1,124	1,001	759
	家電部品	-	-	-	-	-	21	17	3	196	196
	自転車	-	-	-	-	-	156	139	139	144	131
	蛍光管処理委託量	-	-	-	-	-	49	42	52	41	42
	資源リサイクルセンター										
	ペットボトルキャップ	-	-	-	-	-	-	3	5	8	5
西部環境センター											
鉄	-	-	-	-	-	-	-	344	387	315	
家電部品	-	-	-	-	-	-	-	-	70	98	
プラスチック有価物(金属残渣)	9	8	6	3	0	0	0	0	0	0	
スラグ	3,306	2,413	5,427	5,548	4,550	4,371	5,624	6,432	5,409	4,428	
剪定枝リサイクル施設	-	-	-	-	-	-	-	1,371	1,557	1,467	
リサイクル工房	-	-	-	-	9	7	8	10	11	11	
最終処分場掘起し物	-	-	38	35	23	17	25	15	6	7	
資源化量計		26,846	26,007	28,735	28,488	26,246	26,635	26,827	29,020	28,223	26,328
リサイクル率		16.5%	16.4%	18.1%	18.2%	17.1%	18.0%	18.4%	20.1%	19.4%	18.3%

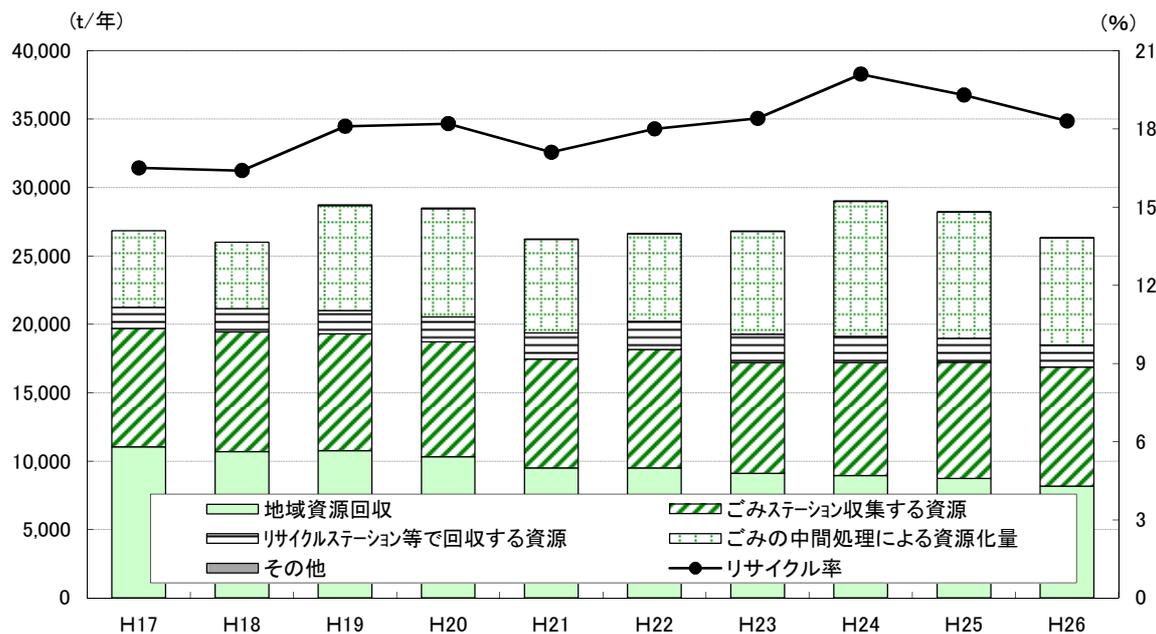


図 4-13: ごみの資源化量とリサイクル率の推移

③ 主な事業の内容と実績

a 地域資源回収団体奨励事業

地域資源回収の活性化を図り、資源の回収を推進するため、資源を回収した団体に対し奨励金を交付しています。

回収量 1 キログラムにつき、古紙（新聞・チラシ、ダンボール、雑誌、牛乳パック等）・布類は 5 円、アルミ缶・スチール缶は 15 円の奨励金を交付しています。

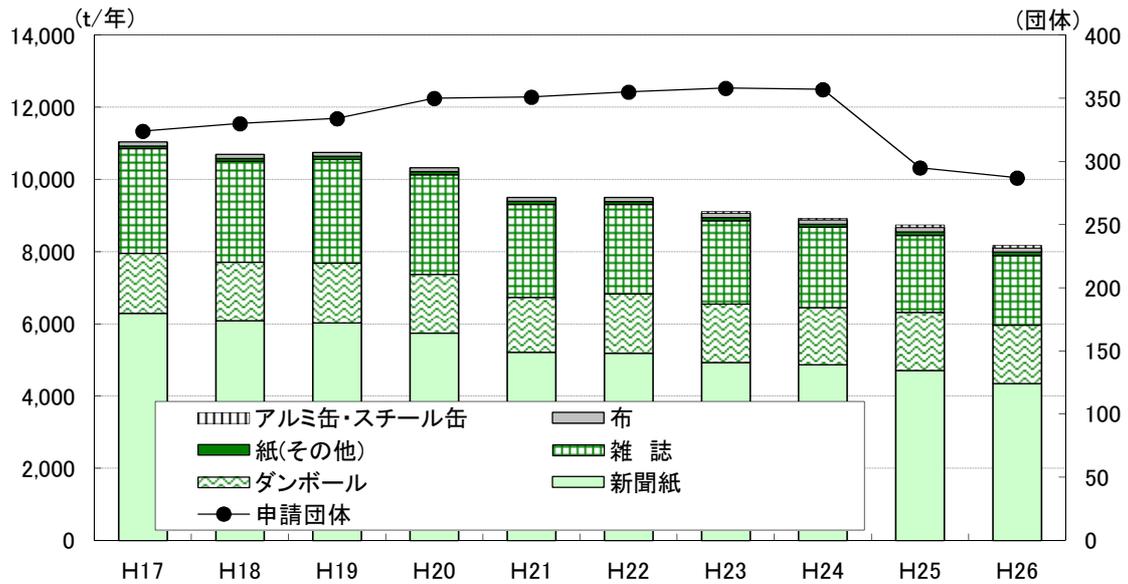


図 4-14: 地域資源回収量の推移

b リサイクルステーション事業

地域資源回収を補完し、古紙と布類の回収拡大を図るため、市内 2 箇所に常設の資源回収拠点・リサイクルステーションを設置しています。

また、市内 3 ヶ所の環境センターにおいても、古紙や布類の受け入れを行っています。

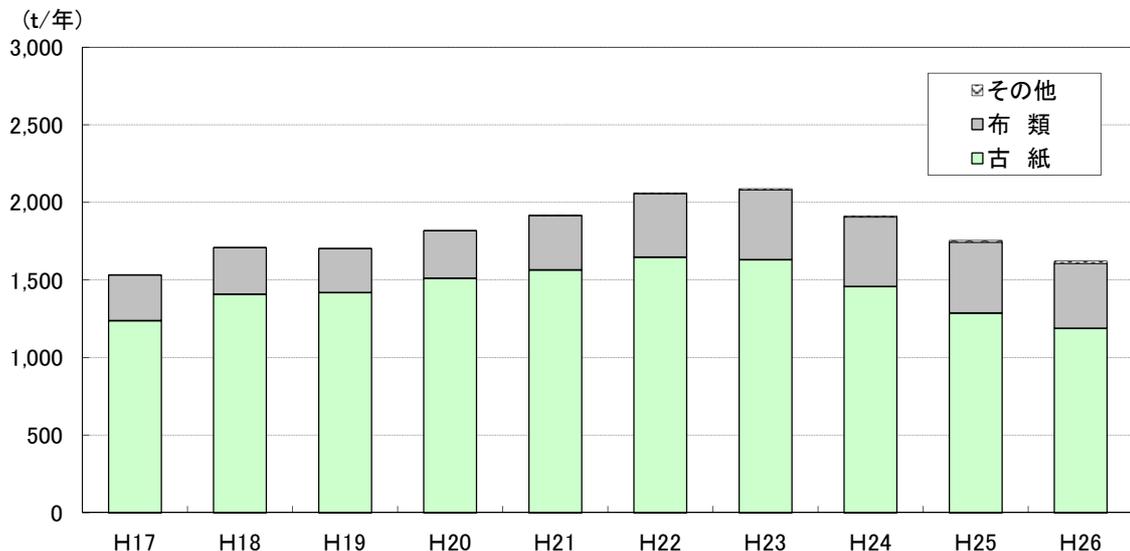


図 4-15: リサイクルステーション等の回収量の推移

c 生ごみ減量容器・電動式生ごみ処理機購入補助事業

家庭の生ごみの減量及び減量意識の高揚を図ることを目的として、生ごみ減量容器及び電動式生ごみ処理機を購入する市民に対し、補助金を交付しています。生ごみ減量容器の補助金額は、購入価格の2分の1以内とし、1基につき3,000円を限度（1世帯につき2基限度）、電動式生ごみ処理機は、購入金額の2分の1以内とし、1基につき20,000円を限度（1世帯につき1基限度）としています。

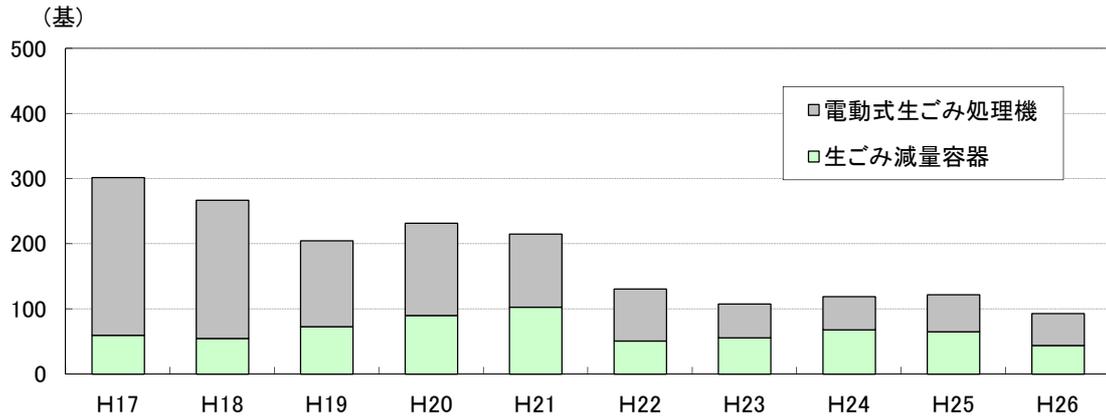


図 4-16: 生ごみ減量容器・電動式生ごみ処理機の購入補助基数

d 資源ごみ高度分別推進事業

びん・カンはビンカンボックスで回収し、ペットボトルはごみステーションで回収しています。収集されたびん・カン・ペットボトルは、資源リサイクルセンターで資源化されます。

また、収集されたプラスチック(資源)は、プラスチックサイクルセンターで資源化されます。

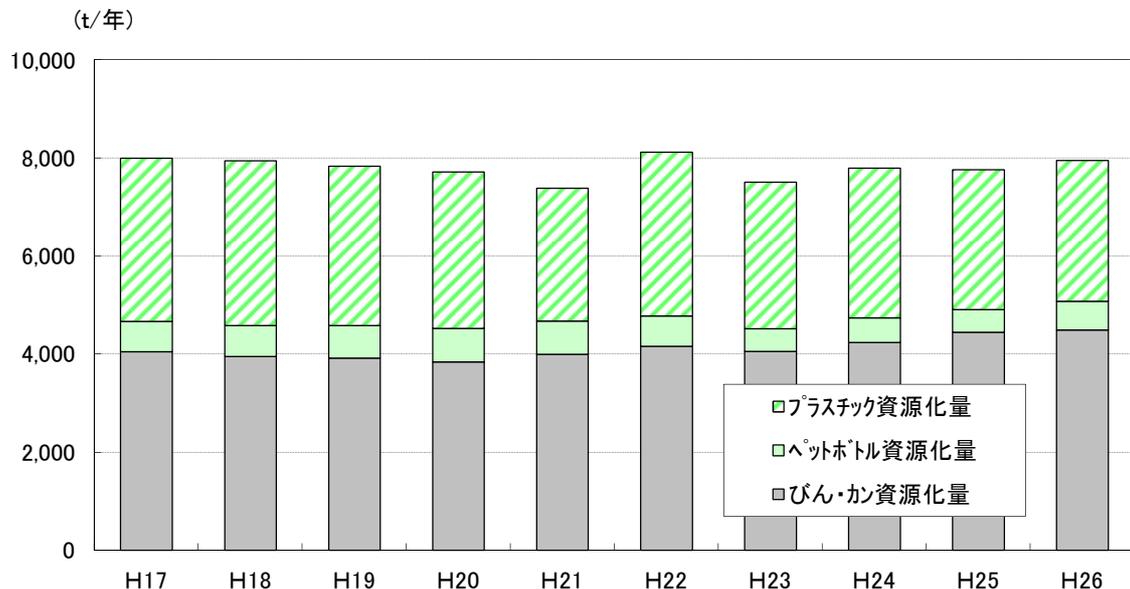


図 4-17: びん・カン、ペットボトル、プラスチック(資源)の資源化量

e 再利用施設等における資源の回収

資源化センターの再利用施設や西部環境センターにおいて、ごみの選別により金属類の回収を行っています。

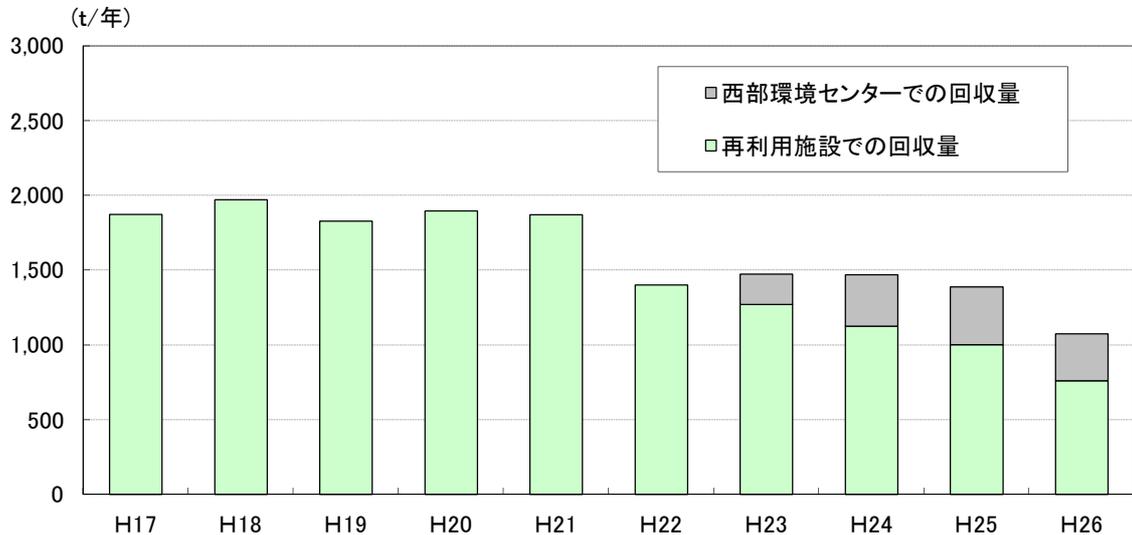


図 4-18: 再利用施設からの資源回収量

f 焼却施設からの余熱利用

焼却施設から発生する蒸気は、発電や施設内での利用の他に、温水プールや温室の暖房に利用しています。平成 26 年度に発生した蒸気量は約 26 万トンで、そのうち発電に約 20 万トン使用し、約 3,307 万 kWh の発電をしました。

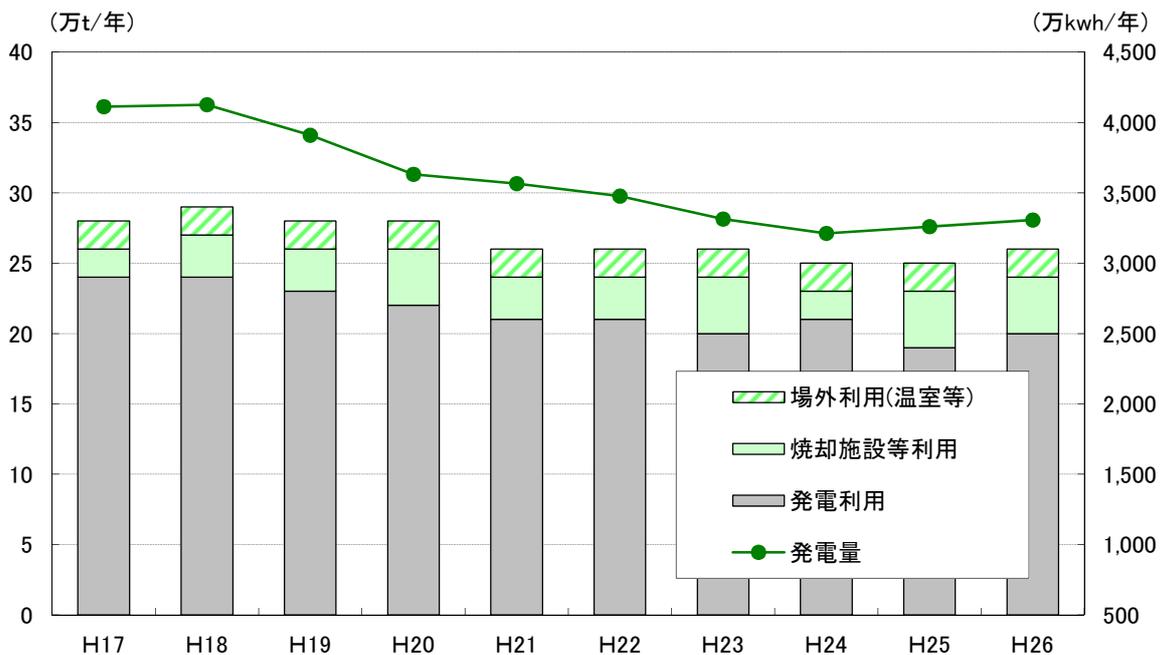


図 4-19: 焼却施設から発生する蒸気の利用量の内訳、発電量

1-5 ごみ処理に関するその他の事項

① ごみ処理に係る財政及び処理コスト

清掃費用(ごみ関係)は表 4-13 に示すとおりであり、約 50 億円の費用がかかっています。

表 4-13: 清掃費用(ごみ関係)

	(単位: 千円)									
	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26
処理及び維持管理費	4,026,093	3,672,563	3,693,585	3,649,490	3,543,050	3,587,483	4,085,219	4,129,965	4,204,240	4,307,249
建設改良費等	38,351	2,982,933	1,058,794	658,032	1,165,347	2,197,471	956,138	793,887	584,280	728,100
計	4,064,444	6,655,496	4,752,379	4,307,522	4,708,397	5,784,954	5,041,357	4,923,852	4,788,520	5,035,349

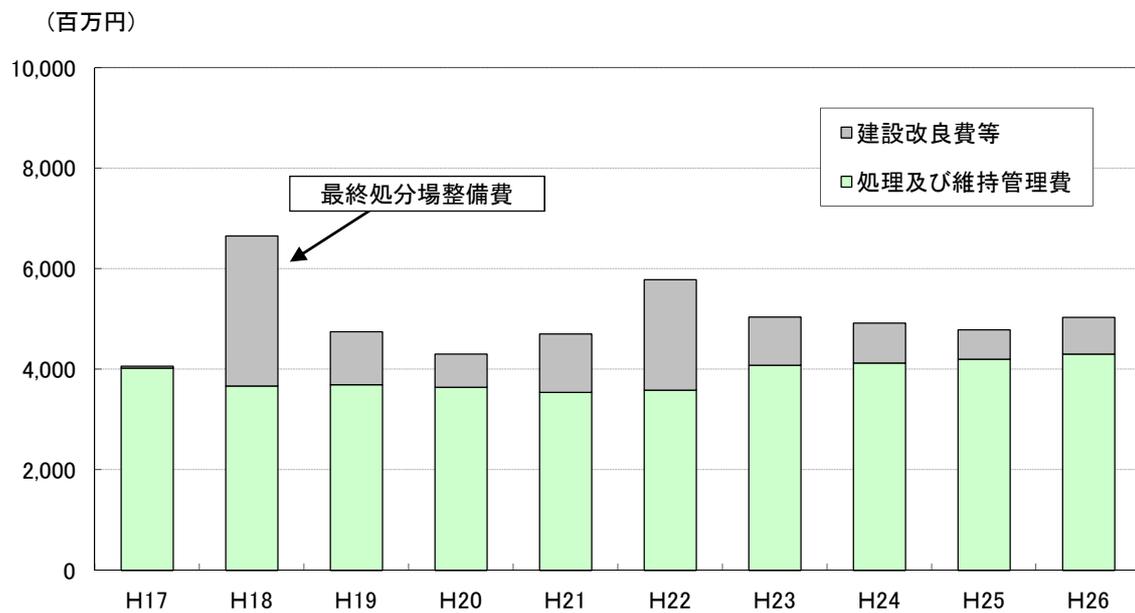


図 4-20: 清掃費用(ごみ関係)の推移

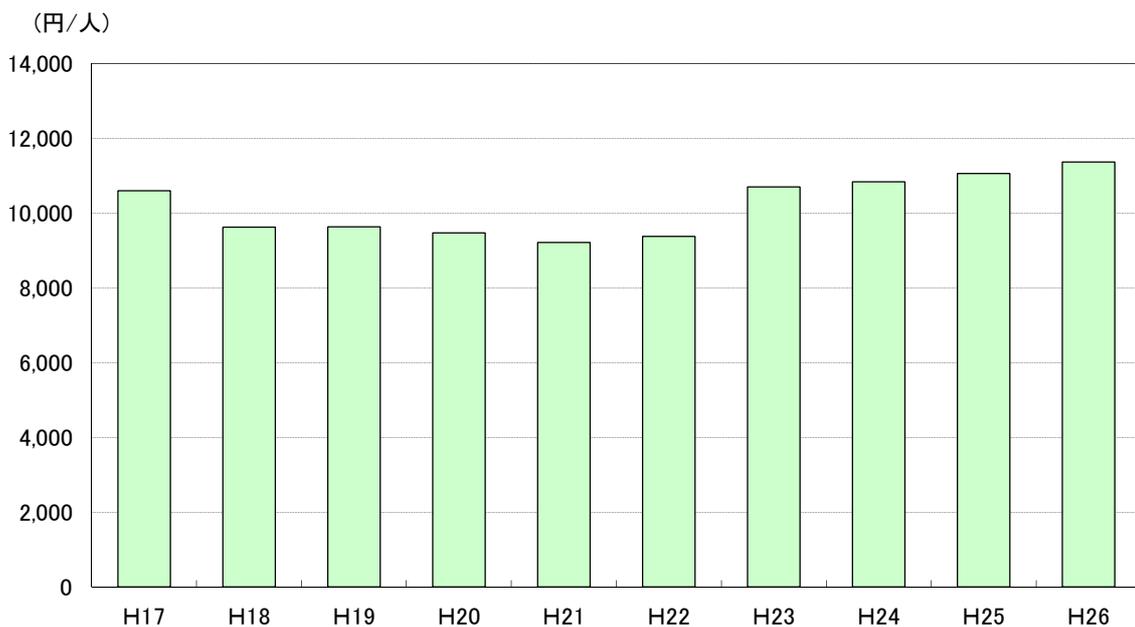
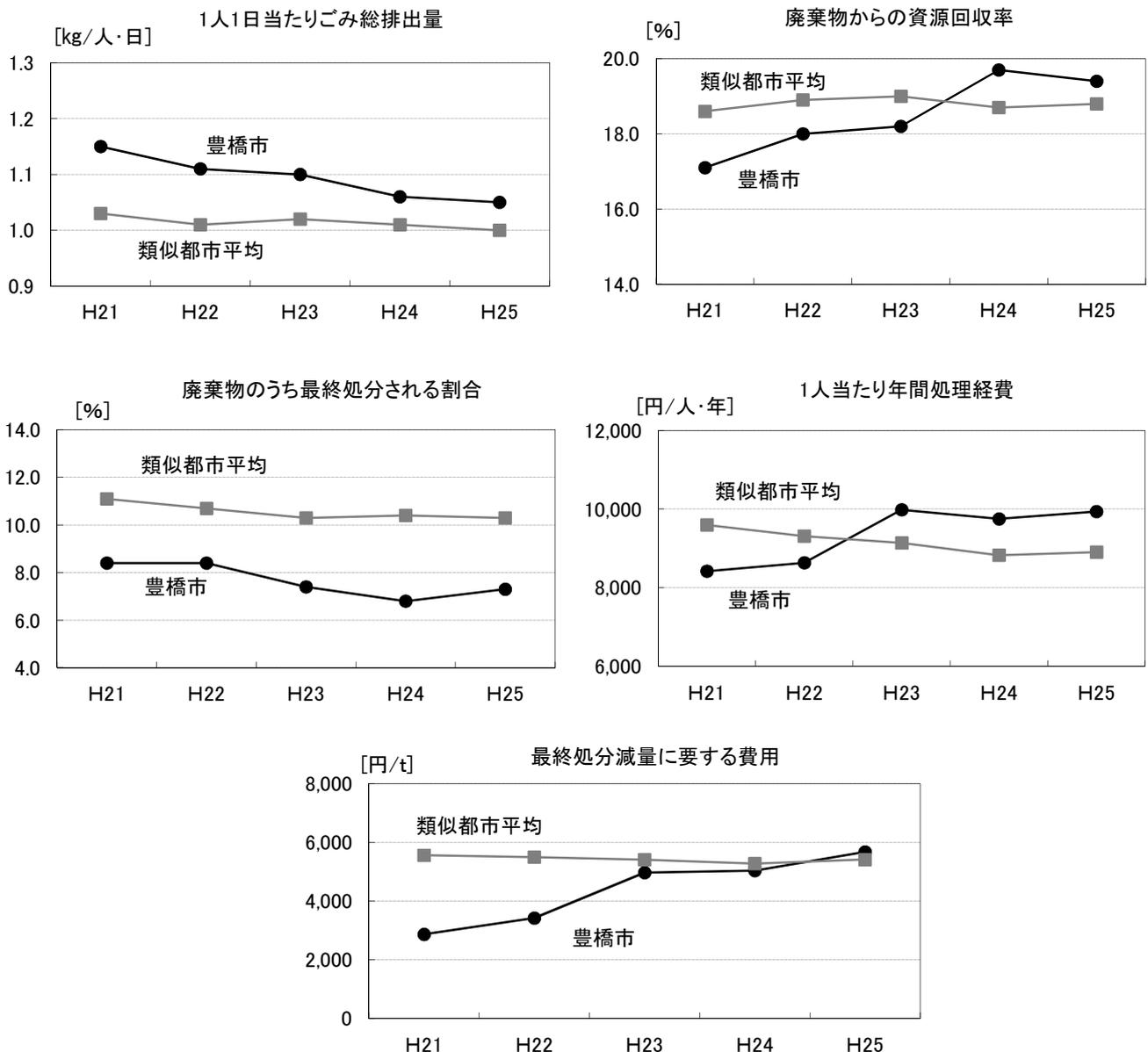


図 4-21: 市民1人当たりの処理及び維持管理費

② ごみ処理状況の評価

本市のごみ処理を評価するため、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成 19 年 6 月 環境省）（以下「システム指針」と示す。）に示された評価項目について整理すると、下記のとおりとなります。

「1 人 1 日当たりごみ総排出量」及び「1 人当たり年間処理費用」が、類似都市平均より若干高くなっていますが、「最終処分される割合」及び「廃棄物からの資源回収率」は、類似都市平均より優れた値となっています。



注 1：ごみ量などについては、一般廃棄物処理実態調査結果の公表値を用います。

注 2：類似都市は、総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型に準拠するものとする。本市は『中核市』に該当し、平成 26 年度時点で類似都市は 43 団体です。

注 3：1 人当たり年間処理経費は「処理及び維持管理費」から「使用料及び手数料」を差し引いた処理経費を基にしているため、P20 図 4-21 とは異なる。

図 4-22: 全国類似都市との比較評価まとめ

③ 分別区分の評価

システム指針では、適正な循環的利用・適正処分の観点から、達成が望まれる標準的な分別収集区分について、3段階の類型区分が示されており、類型Ⅰの区分となる自治体は類型Ⅱを、類型Ⅱの区分となる自治体は類型Ⅲを目指し、分別拡大を図ることが望ましいとされています。

標準的な分別収集区分の類型区分と本市における分別区分の比較を、表4-14に示します。生ごみについては、平成29年度より分別収集を予定しています。したがって、分別収集の類型区分は、『類型Ⅱ』と『類型Ⅲ』の中間の分別区分となっています。

表4-14: 一般廃棄物の標準的な分別区分と本市の分別区分

分別収集区分		類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	豊橋市	備 考
①資源回収する 容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	○	○	○	○	
	①-2 ガラスびん	○	○	○	○	
	①-3 ペットボトル	○	○	○	○	
	①-4 プラスチック製容器包装		○	○	○	
	①-5 紙製容器包装		○	○	△	紙箱等の分別を行っている。
②古紙類・布類等		○	○	○	○	
③生ごみ、廃食用油等のバイオマス				○	△	「食用油」はリサイクルステーションにおいて回収を行っている。 「生ごみ」は平成29年度よりリサイクルステーションにおいて回収を行っている。
④小型家電			○	○	△	
⑤燃やすごみ(廃プラスチック含む)		○	○	○	○	
⑥燃やさないごみ		○	○	○	○	
⑦その他専用の処理のために分別するごみ		○	○	○	○	危険ごみ(蛍光管、乾電池等)
⑧粗大ごみ		○	○	○	○	

資料：「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」

(平成19年6月(平成25年4月改訂) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課)

④ 温室効果ガス排出量

廃棄物の焼却時に発生する温室効果ガス量は、『温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル』(Ver.4.0 平成27年5月 環境省・経済産業省)により算定すると、下記に示すとおりとなります。CO₂排出量は、15,000~20,000 t CO₂の間で変動しています。

表4-15: 温室効果ガス量

		H22	H23	H24	H25	H26	備 考
廃棄物中 プラスチック量	(t)	(5,739)	(6,151)	(5,387)	(5,025)	(4,701)	もやすごみ(焼却処理量) プラスチックリサイクルセンター残渣(焼却処理量)
	t CO ₂	15,897	17,038	14,922	13,919	13,022	プラスチック単位焼却量当たりの CO ₂ 排出量: 2.77 t CO ₂ /t
廃棄物焼却量	(t)	(130,447)	(133,808)	(136,594)	(130,567)	(129,239)	
	t CH ₄	0.12	0.13	0.13	0.12	0.12	廃棄物焼却量当たりの CH ₄ 排出量: 9.5×10 ⁻⁷ t CH ₄
N ₂ O排出量	t N ₂ O	7.40	7.59	7.74	7.40	7.33	廃棄物焼却量当たりの N ₂ O排出量: 5.67×10 ⁻⁵ t N ₂ O
	t CO ₂	18,192	19,393	17,326	16,216	15,296	CO ₂ +CH ₄ ×21+N ₂ O×310

第 2 節 生活排水処理の現況

2-1 生活排水処理の流れ

公共下水道・地域下水道に排出されたし尿と生活雑排水は、下水道処理施設で処理されます。浄化槽や汲み取り槽から収集されたし尿は、資源化センターし尿処理施設において処理され、公共用水域に放流されます。

し尿と生活雑排水の両方が処理される公共下水道や地域下水道、合併処理浄化槽と比べ、単独処理浄化槽や汲み取り槽は、し尿のみが処理され生活雑排水はそのまま河川などに放流されます。これら未処理の生活雑排水が公共用水域の汚染原因になっています。

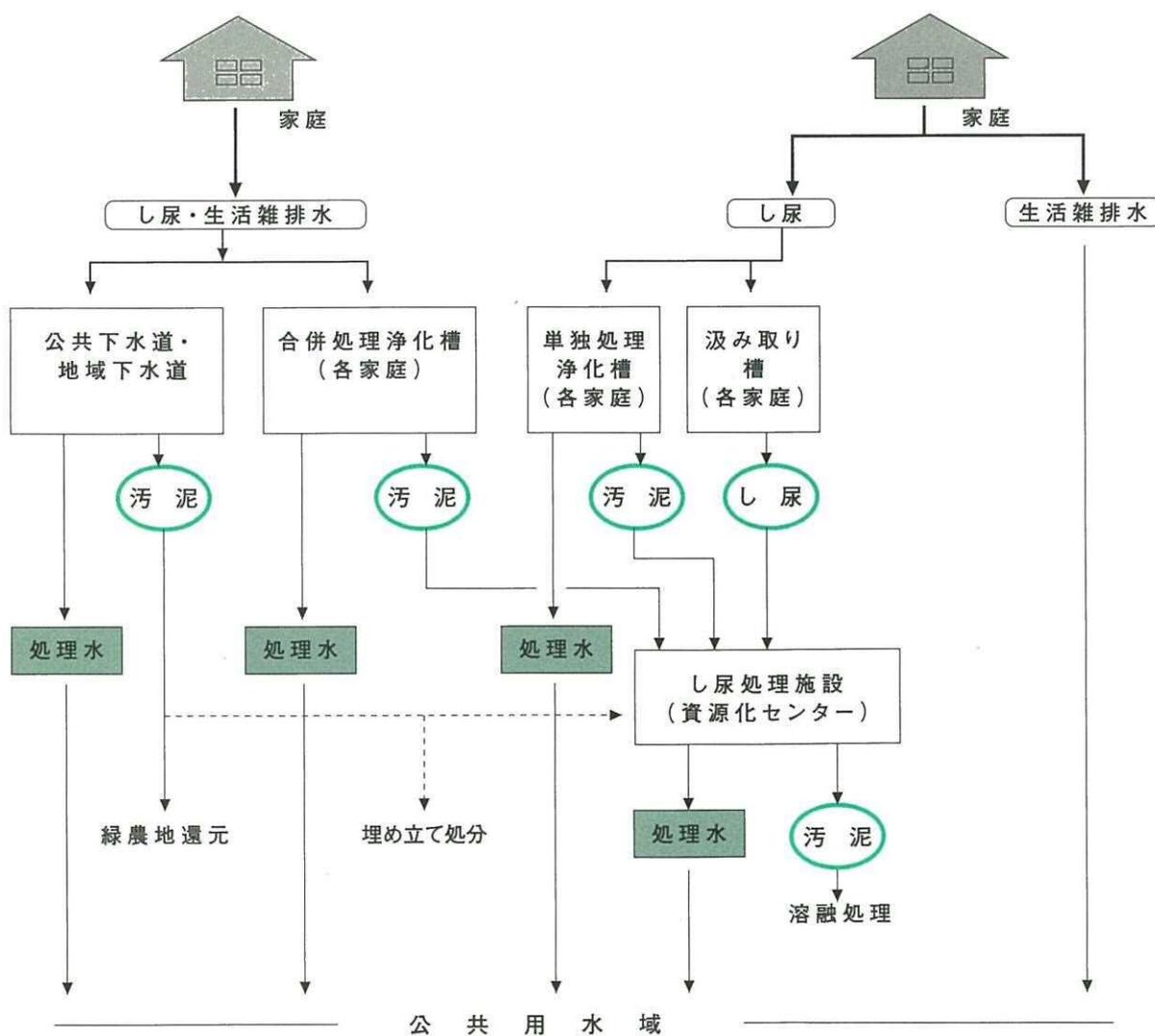


図 4-23: 生活排水の処理フロー

2-2 生活排水処理率

市内全世帯のうち、公共下水道、地域下水道、合併処理浄化槽の3種類のいずれかを使用している世帯（し尿と生活雑排水の両方が処理されている世帯）の割合を生活排水処理率として以下に示します。

生活排水処理率は増加傾向にあり、平成26年度は88.2%となっています。

表 4-16: 生活排水処理率の実績

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
生活排水処理率	81.2%	82.1%	83.2%	84.5%	85.3%	85.9%	86.5%	87.0%	87.6%	88.2%

2-3 下水汚泥の緑農地還元量・最終処分量

下水汚泥を、乾燥・肥料化して緑農地に還元する緑農地還元量と埋め立て処分を行う最終処分量を以下に示します。

埋め立て処分を行う下水汚泥の量は減少傾向にあります。

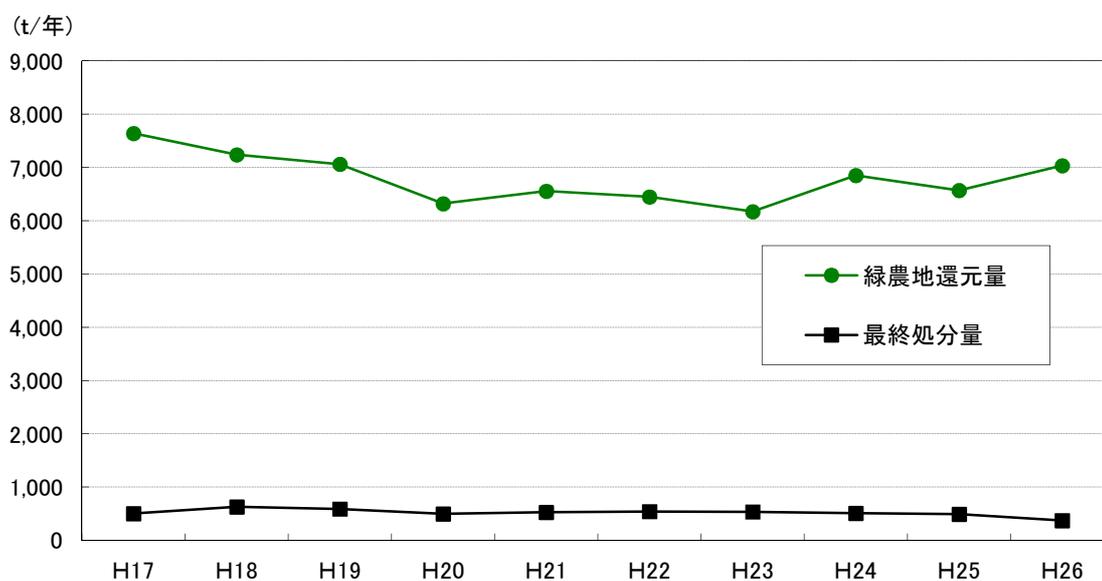


図 4-24: 下水汚泥の緑農地還元量・最終処分量

第 3 章 産業廃棄物の現況

第 1 節 産業廃棄物の現況

1-1 産業廃棄物とは

産業廃棄物とは、廃棄物処理法において「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」と定められたものであり、表 4-17 に示す 20 種類に区分されています。

表 4-17: 産業廃棄物の区分 (1/2)

区 分	内 容
燃え殻	石炭がら、灰かす、コークス灰、産業廃棄物の焼却残灰、炉清掃排出物など
汚泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程において生じる泥状のもの、ビルピット汚泥、上水汚泥、下水汚泥など
廃油	鉱物性油及び動植物油脂に係るすべての廃油、廃潤滑油、廃切削油、廃溶剤類など
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液
廃アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするアルカリ性廃液
廃プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類、ポリ塩化ビニルくず、ポリエチレンくず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど
紙くず	①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）に係るもの ②パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）、印刷業（印刷出版を行うものに限る）、製本業及び印刷加工業に係るもの
木くず	①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）に係るもの ②木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの ③貨物の流通のために使用したパレットなど
繊維くず	①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）に係るもの ②繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの
動植物性残さ	食料品製造業、飲料・飼料製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係るもの
動物系固形不要物	と畜場において、とさつ・解体又は食鳥処理場において食鳥処理した獣畜などに係る固形状の不要物
ゴムくず	天然ゴムくず
金属くず	鉄くず、ブリキ・トタンくず、銅線くず、切削くず、缶類など
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以下「ガラスくず等」という。）	空き瓶類、板ガラスくず、ガラス繊維くず、破損ガラス、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）、陶器・磁器くず、レンガくずなど
鉱さい	高炉、電気炉などからの鉱さい（スラグ）、キューポラ溶鉱炉のノロ、不良鉱石、鉱物廃砂など
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物

表 4-17: 産業廃棄物の区分 (2/2)

区 分	内 容
ばいじん	焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
動物のふん尿	畜産農業に係るもの
動物の死体	畜産農業に係るもの
廃棄物処理法施行令第 2 条 第 13 号に定めるもの	上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの

1-2 産業廃棄物の処理の流れ

平成 25 年度における産業廃棄物の処理フローは、図 4-25 に示すとおりです。産業廃棄物の発生量は、1,685.0 千 t/年であり、そのうち有償物量が 141.5 千 t/年、排出量が 1,543.6 千 t/年となっています。

中間処理量は、自己中間処理が 1,050.5 千 t/年であり、委託中間処理が 519.6 千 t/年となっており、排出量の 98.8%が中間処理されています。

中間処理による再生利用及び減量化は、再生利用量が 693.1 千 t/年（排出量に対して 44.9%）、減量化量が 811.5 千 t/年（排出量に対して 52.6%）となっており、減量化量の方が多くなっています。

最終処分量は、中間処理による再生利用、減量化が進んでいることから 39.0 千 t/年（排出量に対して 2.5%）となっています。

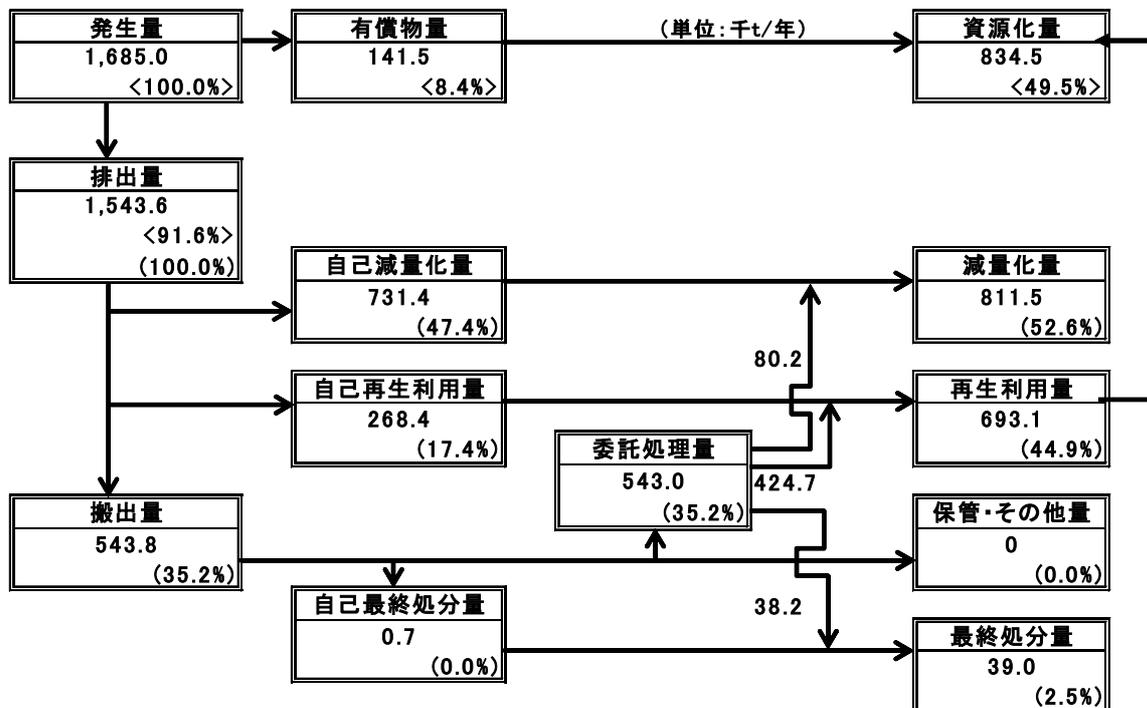


図 4-25: 平成 25 年度における産業廃棄物処理フロー

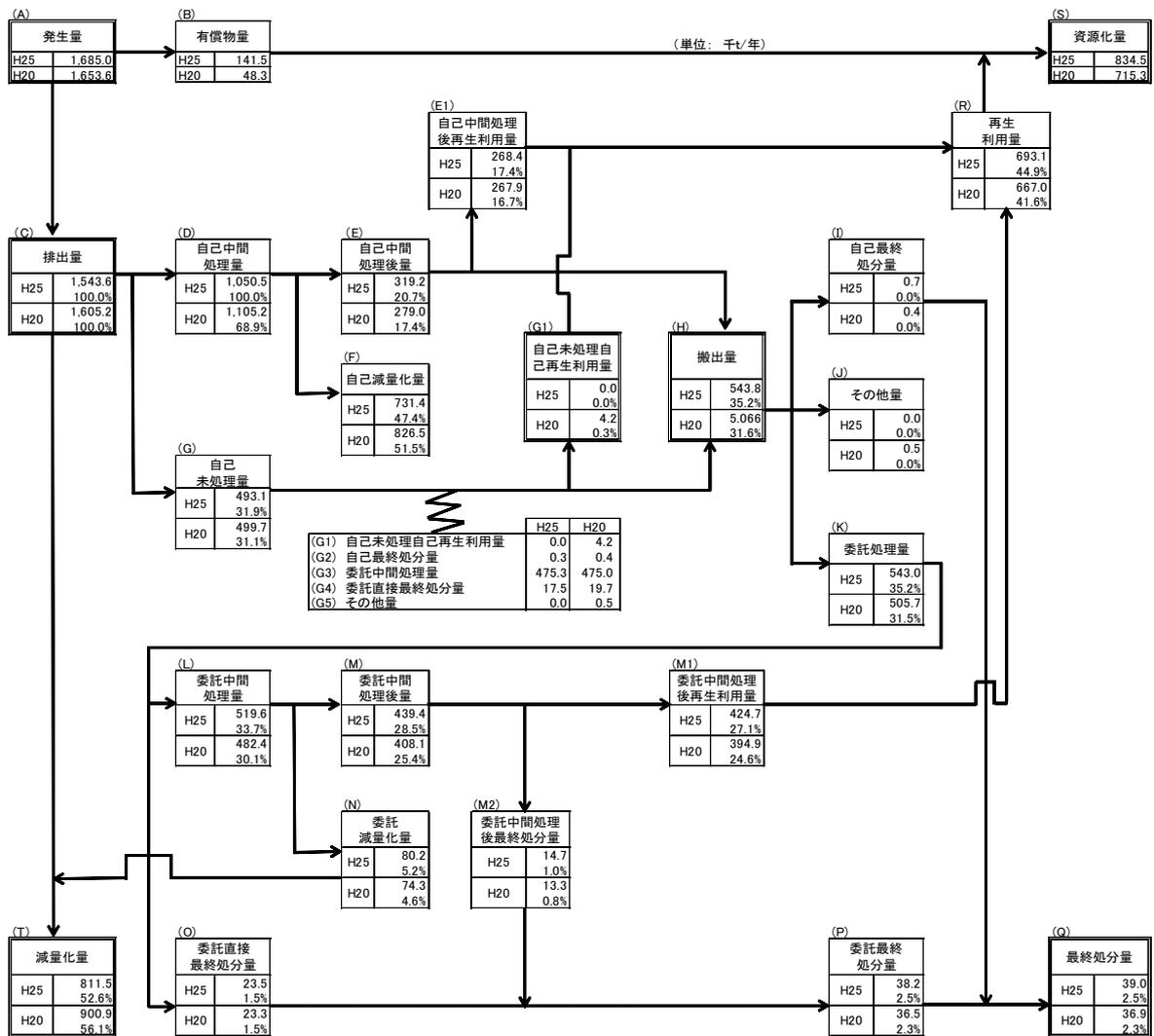


図 4-26: 平成 25 年度と平成 20 年度の産業廃棄物処理量比較

1-3 産業廃棄物の処理の内訳

産業廃棄物の種類ごとの再生利用率、減量化率、最終処分率は、図 4-27、図 4-28 に示すとおりです。

再生利用率について見ると、燃え殻、廃プラスチック類、木くず、ガラスくず等などの一部の産業廃棄物は平成 20 年度よりも割合が高くなっています。また、最終処分率について見ると、がれき類、ガラスくず等などの一部の産業廃棄物は、平成 20 年度より割合が高くなっています。

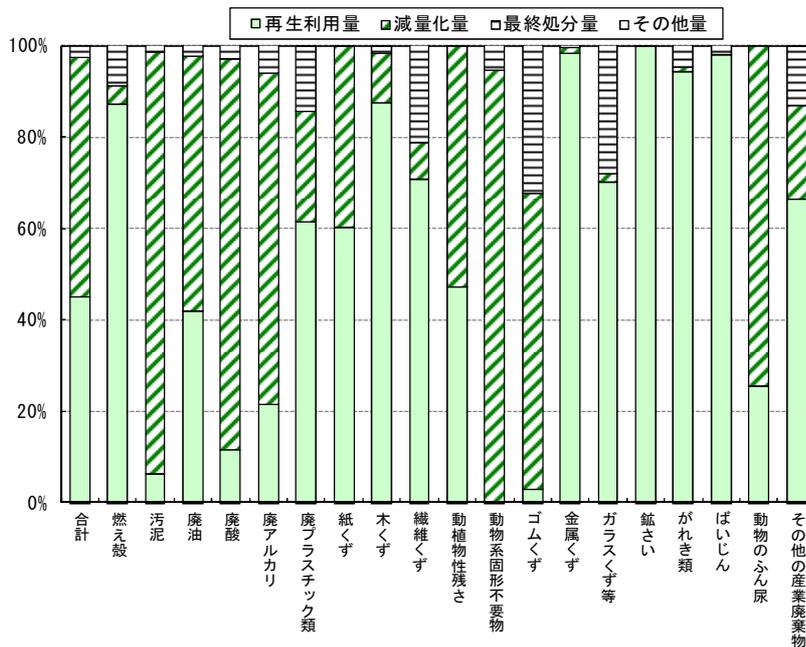


図 4-27: 平成 25 年度の種別別処理率

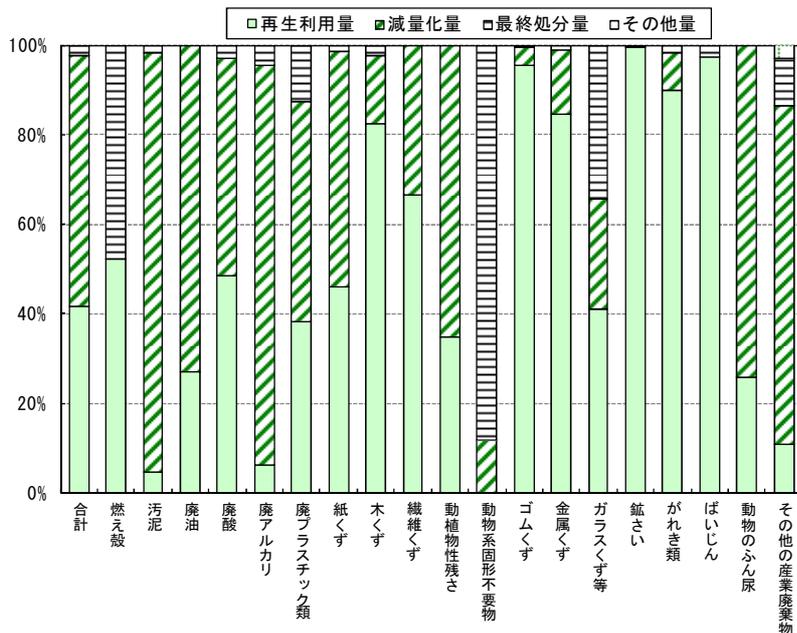


図 4-28: 平成 20 年度の種別別処理率

1-4 全国及び愛知県との比較

全国、愛知県及び本市の産業廃棄物の排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の割合は、図 4-29 に示すとおりです。

再生利用率は、全国が 52.3%、愛知県が 67.6% に対して、44.9% となっています。

減量化率は、全国が 43.0%、愛知県が 26.3% に対して、52.6% となっています。

最終処分率は、全国が 4.8%、愛知県が 6.2% に対して、2.5% となっています。

本市は減量化率が高いため、再生利用率及び最終処分率が相対的に低くなっています。

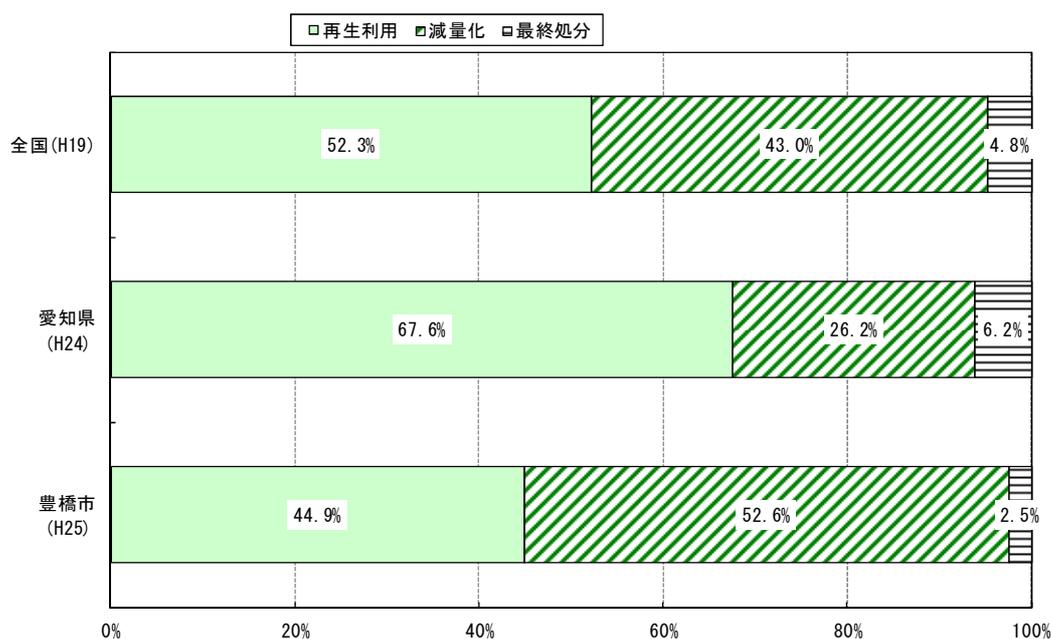


図 4-29: 全国及び愛知県との比較

第 2 節 産業廃棄物の排出状況

2-1 種類別排出状況

平成 25 年度における種類別の排出状況は、図 4-30 及び表 4-19 に示すとおり、動物のふん尿が 483.0 千 t/年(全排出量の 31%) [535.1 千 t/年(33%)] で最も多く、次いで汚泥が 441.1 千 t/年(29%) [456.0 千 t/年(28%)], 以下、がれき類が 207.7 千 t/年(14%) [260.4 千 t/年(16%)], 鋳さいが 138.4 千 t/年(9%) [135.7 千 t/年(8%)] などとなっています。また、この 4 種類の産業廃棄物の排出量は、全体の 8 割以上を占めています。

([]内は平成 20 年度の値を示す。以下同様)

自己処理が行われている動物のふん尿、汚泥、鋳さいでは搬出量が排出量と比べて大きく減少しています。

平成 20 年度との比較では、全体の総排出量は減少していますが、種類別排出量の割合で見ると、今回も大きな変動はありません。

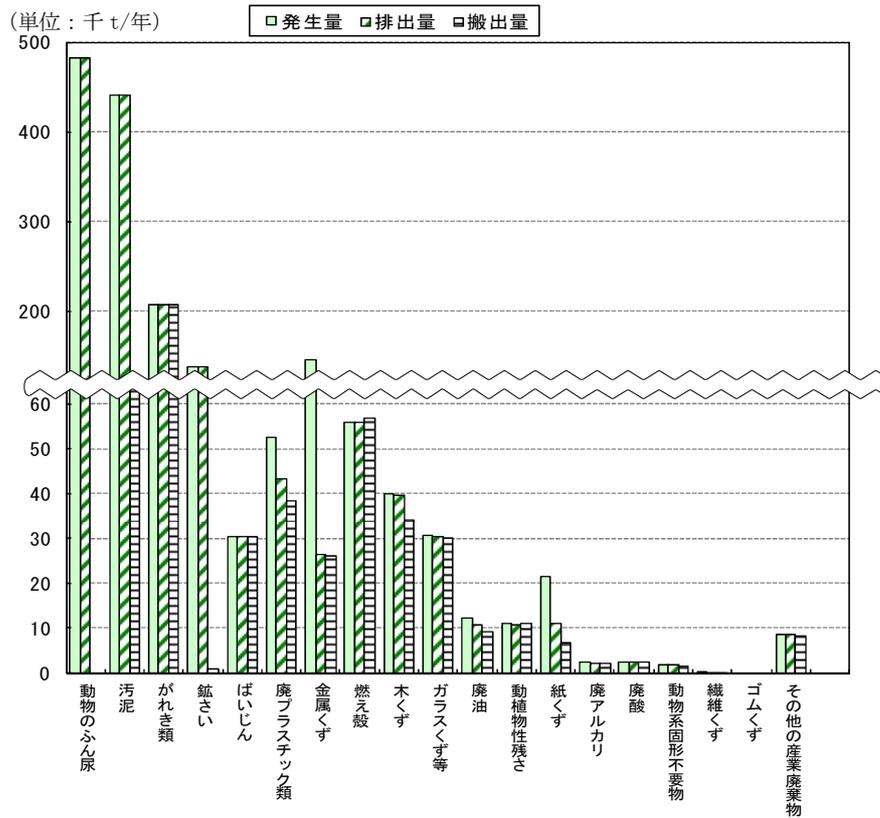


図 4-30: 平成 25 年度の種別産業廃棄物の排出状況

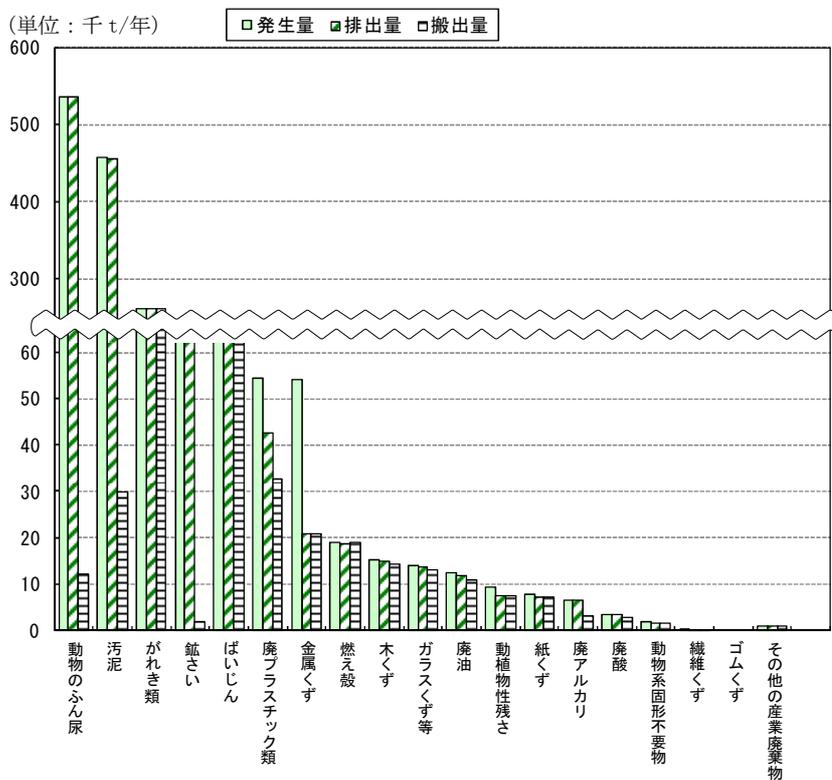


図 4-31: 平成 20 年度の種別産業廃棄物の排出状況

表 4-18: 種類別産業廃棄物の排出状況

(単位: 千 t/年)

	発生量			排出量			搬出量		
	H20	H25	増減	H20	H25	増減	H20	H25	増減
動物のふん尿	535.1 (32%)	483.0 (29%)	-52.1	535.1 (33%)	483.0 (31%)	-52.1	12.3 (2%)	0.0 (0%)	-12.3
汚泥	456.7 (28%)	441.1 (26%)	-15.6	456.0 (28%)	441.1 (29%)	-14.9	29.9 (6%)	77.3 (14%)	47.4
がれき類	260.4 (16%)	207.7 (12%)	-52.7	260.4 (16%)	207.7 (14%)	-52.7	260.2 (51%)	206.8 (38%)	-53.4
鉱さい	135.7 (8%)	138.4 (8%)	2.7	135.7 (8%)	138.4 (9%)	2.7	1.9 (0%)	1.0 (0%)	-0.9
ばいじん	67.1 (4%)	30.4 (2%)	-36.7	67.1 (4%)	30.4 (2%)	-36.7	67.5 (13%)	30.4 (6%)	-37.1
廃プラスチック類	54.3 (3%)	52.4 (3%)	-1.9	42.7 (3%)	43.4 (3%)	0.7	32.8 (6%)	38.5 (7%)	5.7
金属くず	54.0 (3%)	145.4 (9%)	91.4	20.9 (1%)	26.5 (2%)	5.6	20.8 (4%)	26.2 (5%)	5.4
燃え殻	18.8 (1%)	56.0 (3%)	37.2	18.8 (1%)	56.0 (4%)	37.2	19.2 (4%)	57.0 (11%)	37.8
木くず	15.1 (1%)	39.8 (2%)	24.7	14.9 (1%)	37.9 (3%)	23.0	14.4 (3%)	34.3 (6%)	19.9
ガラスくず等	13.9 (1%)	30.7 (2%)	16.8	13.9 (1%)	30.6 (2%)	16.7	13.1 (3%)	30.0 (6%)	16.9
廃油	12.3 (1%)	12.2 (1%)	-0.1	11.9 (1%)	11.0 (1%)	-0.9	11.0 (2%)	9.3 (2%)	-1.7
動植物性残さ	9.3 (1%)	11.0 (1%)	1.7	7.5 (0%)	11.0 (1%)	3.5	7.5 (1%)	11.0 (2%)	3.5
紙くず	7.8 (0%)	21.6 (1%)	13.8	7.4 (0%)	11.3 (1%)	3.9	7.4 (1%)	6.9 (1%)	-0.5
廃アルカリ	6.6 (0%)	2.3 (0%)	-4.3	6.6 (0%)	2.3 (0%)	-4.3	3.2 (1%)	2.3 (0%)	-0.9
廃酸	3.4 (0%)	2.5 (0%)	-0.9	3.4 (0%)	2.5 (0%)	-0.9	2.9 (1%)	2.5 (1%)	-0.4
動物系固形不要物	1.7 (0%)	1.8 (0%)	0.1	1.7 (0%)	1.8 (0%)	0.1	1.5 (0%)	1.7 (0%)	0.2
繊維くず	0.3 (0%)	0.2 (0%)	-0.1	0.3 (0%)	0.2 (0%)	-0.1	0.3 (0%)	0.2 (0%)	-0.1
ゴムくず	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
その他の産業廃棄物	0.9 (0%)	8.7 (1%)	7.8	0.9 (0%)	8.6 (1%)	7.7	0.9 (0%)	8.3 (2%)	7.4
合計	1653.6 (100%)	1685.0 (100%)	31.4	1650.2 (100%)	1543.6 (100%)	-106.6	506.6 (100%)	543.8 (100%)	37.2

注: 各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

2-2 業種別排出状況

平成 25 年度における業種別の排出状況は、図 4-32 及び表 4-19 に示すとおり、農業が 483.0 千 t/年（全排出量の 31%）[535.3 千 t/年（33%）]で最も多く、次いで電気・水道業が、407.8 千 t/年（26%）[418.4 千 t/年（26%）]、以下、製造業が 337.2 千 t/年（22%）[325.6 千 t/年（20%）]、建設業が 250.2 千 t/年（16%）[289.2 千 t/年（18%）]などとなっています。また、この 4 業種の産業廃棄物の排出量は、全体の排出量の 9 割以上となっています。

自己処理が行われている動物のふん尿、汚泥、鉍さいを排出している農業、電気・水道業、製造業の搬出量が排出量と比べて大きく減少しています。

平成 20 年度との比較では、総排出量は減少しており、農業、電気・水道業、建設業、医療・福祉の業種で排出量は減少しています。業種別排出量の割合で見ると、大きな変動はありません。

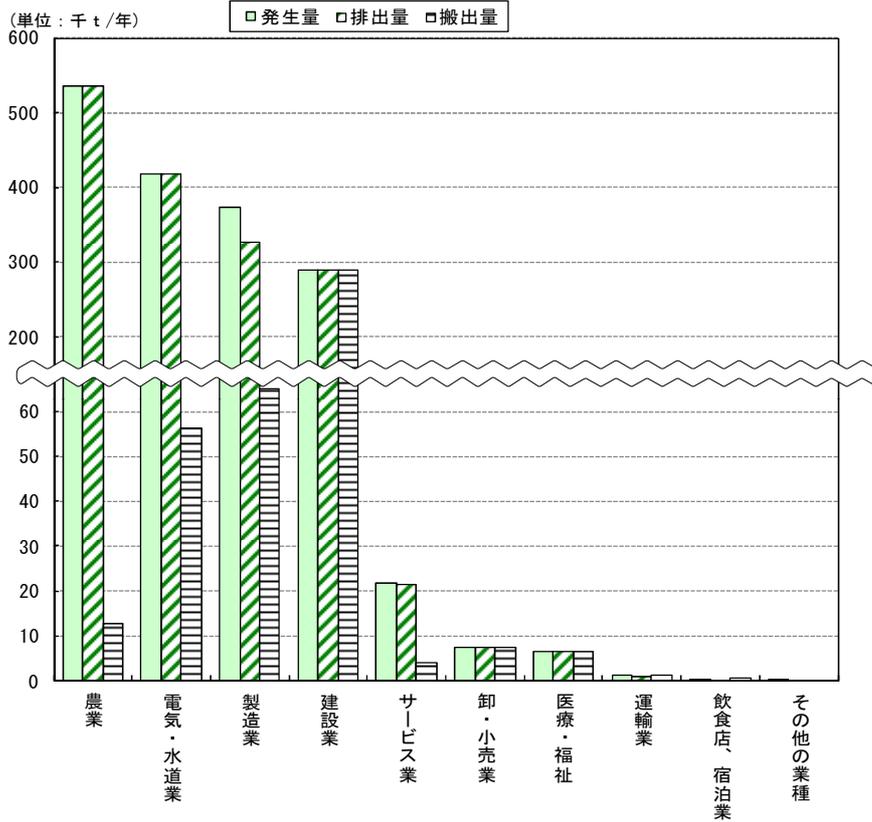


図 4-32: 平成 25 年度の業種別産業廃棄物の排出状況

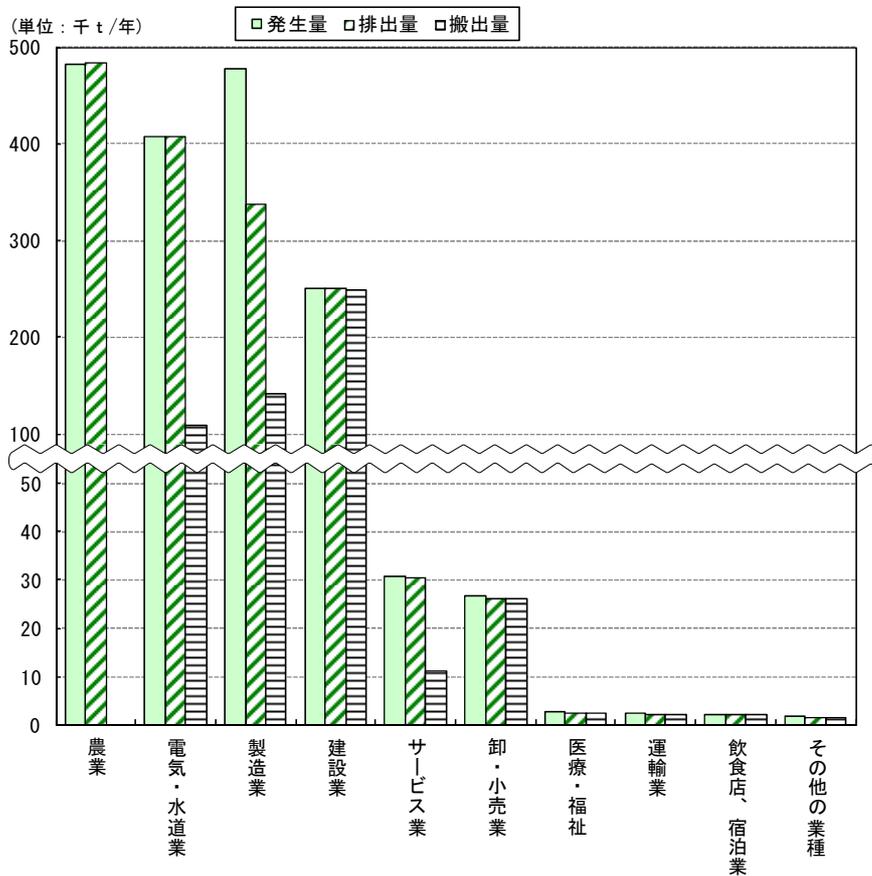


図 4-33: 平成 20 年度の業種別産業廃棄物の排出状況

表 4-19: 業種別産業廃棄物の排出状況

(単位: 千 t/年)

	発生量			排出量			搬出量		
	H20	H25	増減	H20	H25	増減	H20	H25	増減
農 業	535.3 (32%)	483.0 (29%)	-52.3	535.3 (33%)	483.0 (31%)	-52.3	12.5 (2%)	0.0 (0%)	-12.5
電 気 ・ 水 道 業	418.4 (25%)	407.8 (24%)	-10.6	418.4 (26%)	407.8 (26%)	-10.6	56.2 (11%)	108.3 (20%)	52.1
製 造 業	373.7 (23%)	477.5 (28%)	103.8	325.6 (20%)	337.2 (22%)	11.6	130.4 (26%)	140.6 (26%)	10.2
建 設 業	289.2 (17%)	250.4 (15%)	-38.8	289.2 (18%)	250.2 (16%)	-39.0	288.3 (57%)	248.9 (46%)	-39.4
サ ー ビ ス 業	21.6 (1%)	30.9 (2%)	9.3	21.5 (1%)	30.6 (2%)	9.1	3.9 (1%)	11.3 (2%)	7.4
卸 ・ 小 売 業	7.4 (0%)	26.6 (2%)	19.2	7.4 (0%)	26.1 (2%)	18.7	7.4 (1%)	26.1 (5%)	18.7
医 療 ・ 福 祉	6.4 (0%)	2.6 (0%)	-3.8	6.4 (0%)	2.6 (0%)	-3.8	6.4 (1%)	2.6 (1%)	-3.8
運 輸 業	1.1 (0%)	2.3 (0%)	1.2	1.0 (0%)	2.3 (0%)	1.3	1.0 (0%)	2.3 (0%)	1.3
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	0.4 (0%)	2.2 (0%)	1.8	0.4 (0%)	2.1 (0%)	1.7	0.4 (0%)	2.1 (0%)	1.7
そ の 他 の 業 種	0.1 (0%)	1.8 (0%)	1.7	0.1 (0%)	1.6 (0%)	1.5	0.1 (0%)	1.6 (0%)	1.5
合 計	1653.6 (100%)	1685.0 (100%)	31.4	1650.2 (100%)	1543.6 (100%)	-106.6	506.6 (100%)	543.8 (100%)	37.2

注: 各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

2-3 業種別・種類別の排出状況

業種別・種類別の排出状況は、表 4-20 に示すとおり、排出量の多い業種からの排出物としては、農業では動物のふん尿であり、電気・水道業では汚泥、製造業では鋳さい、建設業ではがれき類となっています。この4つの業種、4つの種類で、本市の産業廃棄物の7割以上を占めています。

製造業、建設業は、他の業種と比べて、多種多様な産業廃棄物を排出しています。

表 4-20:平成 25 年度の業種別・種類別産業廃棄物の排出状況

(単位:千 t/年)

	合計	農業	電気・水道業	製造業	建設業	サービス業	卸・小売業	医療・福祉	運輸業	飲食店、宿泊業	その他の業種
合計	1543.6	483.0	407.8	337.2	250.2	30.6	26.1	2.6	2.3	2.1	1.6
動物のふん尿	483.0	483.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
汚泥	441.1	—	355.9	58.9	5.4	19.7	0.4	0.0	0.0	0.7	0.1
がれき類	207.7	—	0.8	6.6	199.0	0.3	0.2	—	0.0	—	0.7
鋳さい	138.4	—	—	138.4	—	—	—	—	—	—	—
ばいじん	30.4	—	3.7	26.2	—	0.5	—	—	—	—	—
廃プラスチック類	43.4	0.0	—	19.2	4.6	2.2	14.7	0.9	0.8	0.5	0.4
金属くず	26.5	0.0	0.0	19.5	2.1	1.7	2.8	0.0	0.2	0.0	0.2
燃え殻	56.0	—	47.1	5.6	0.1	3.2	0.0	—	—	0.0	0.0
木くず	37.9	—	0.0	6.1	27.6	—	3.7	—	0.4	—	0.1
ガラスくず等	30.6	—	0.0	18.0	10.3	0.1	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0
廃油	11.0	—	0.0	7.6	0.0	0.4	1.3	0.0	0.8	0.8	0.1
動植物性残さ	11.0	0.0	—	11.0	—	—	—	—	—	—	0.0
紙くず	11.3	—	—	10.8	0.5	—	—	—	—	—	—
廃アルカリ	2.3	—	0.3	2.0	—	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0
廃酸	2.5	—	—	2.4	—	—	0.1	0.0	—	—	0.0
動物系固形不要物	1.8	—	—	—	—	1.8	—	—	—	—	—
繊維くず	0.2	—	—	0.0	0.1	—	—	0.0	—	—	—
ゴムくず	0.0	—	—	0.0	—	0.0	—	—	—	—	—
その他の産業廃棄物	8.6	—	0.1	5.1	0.5	0.6	0.6	1.5	0.1	0.2	0.0

注:各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

表 4-21:平成 20 年度の業種別・種類別産業廃棄物の排出状況

(単位:千 t/年)

	合計	農業	電気・水道業	製造業	建設業	サービス業	卸・小売業	医療・福祉	運輸業	飲食店、宿泊業	その他の業種
合計	1605.2	535.3	418.4	325.6	289.2	21.5	7.4	6.4	1.0	0.4	0.1
動物のふん尿	535.1	535.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
汚泥	456.0	—	368.0	59.7	8.3	19.1	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0
がれき類	260.4	—	0.6	3.6	256.0	—	—	—	3.0	—	—
鋳さい	135.7	—	—	135.7	0.1	—	—	—	—	—	—
ばいじん	67.1	—	49.8	17.4	—	—	—	—	—	—	—
廃プラスチック類	42.7	0.2	0.0	29.0	2.6	0.5	4.0	5.5	0.8	0.0	0.0
金属くず	20.9	—	0.0	17.6	2.7	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0
燃え殻	18.8	—	—	18.8	—	—	—	—	0.0	—	—
木くず	14.9	—	—	1.6	13.4	—	—	—	—	—	—
ガラスくず等	13.9	—	0.0	7.4	5.3	—	1.1	0.1	0.0	—	—
廃油	11.9	—	0.0	10.5	0.0	0.2	0.8	0.0	0.0	0.3	0.0
動植物性残さ	7.5	—	—	7.5	—	—	—	—	—	—	—
紙くず	7.4	—	—	6.8	0.6	—	—	—	—	—	—
廃アルカリ	6.6	—	—	6.6	0.0	—	—	0.1	—	—	0.0
廃酸	3.4	—	0.0	3.3	—	—	—	0.0	—	—	0.0
動物系固形不要物	1.7	—	—	—	—	1.7	—	—	—	—	—
繊維くず	0.3	—	—	0.0	0.2	—	—	—	—	—	—
ゴムくず	0.0	—	—	0.0	—	—	0.0	—	—	—	—
その他の産業廃棄物	0.9	—	0.0	0.1	—	0.0	0.1	0.7	0.0	—	0.0

注:各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

第 3 節 産業廃棄物の処理体制

3-1 産業廃棄物の処理業者数

産業廃棄物の処理業者数は、表 4-22 に示すとおりです。収集運搬業は、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物ともに合理化の影響により、平成 23 年度以降減少傾向にあります。

処分業については、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物ともに横ばい傾向です。

表 4-22: 産業廃棄物の処理業者数の推移

区 分	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
	収集運搬業	処分業	収集運搬業	処分業
平成 22 年度	1,596	68	218	5
平成 23 年度	210	67	29	5
平成 24 年度	168	66	21	5
平成 25 年度	124	65	17	5
平成 26 年度	89	65	14	5

3-2 産業廃棄物の処理施設

産業廃棄物の中間処理施設数は、表 4-23 に示すとおりです。中間処理施設数は 80 施設であり、木くず・がれき類の破碎施設が 44 施設と最も多く、以下、廃プラスチック類の破碎施設が 10 施設、廃プラスチック類の焼却施設が 6 施設となっています。

表 4-23: 産業廃棄物の処理施設数

	平成26年度										
	施設数					処理能力(t/日)					
	処理業者		自己処理業者		計	処理業者		自己処理業者		計	
	公共	民間	公共	民間		公共	民間	公共	民間		
汚泥の脱水施設	—	1	1	5	7	—	551	46	433	1030	
汚泥の焼却施設	—	3	—	—	3	—	44	—	—	44	
廃プラスチック類の焼却施設	—	4	—	2	6	—	80	—	4	84	
廃プラスチック類の破碎施設	—	8	—	2	10	—	336	—	28	364	
木くず・がれき類の 破碎施設	木くず	—	19	—	—	19	—	1165	—	—	1165
	がれき類	—	23	—	2	25	—	8634	—	2720	11354
廃油の油水分離施設	—	1	—	—	1	—	20	—	—	20	
廃油の焼却施設	—	3	—	—	3	—	28	—	—	28	
上記に分類されない焼却施設	—	4	—	—	4	—	140	—	—	140	
計	0	66	1	11	78	0	13752	46	3185	14229	

第 4 節 産業廃棄物の処理状況

4-1 中間処理の状況

平成 25 年度における産業廃棄物の中間処理の状況は、図 4-34 及び表 4-24 に示すとおり、中間処理量は 1,525.8 千 t/年[1,587.9 千 t/年]であり、

種類別に見ると、動物のふん尿が 483.0 千 t/年（全中間処理量の 32%）[535.1 千 t/年(34%)]で最も多く、以下、汚泥が 439.4 千 t/年(29%)[455.3 千 t/年(29%)], がれき類が 185.0 千 t/年（12%）[258.7 千 t/年（16%）]となっています。

中間処理の内訳を種類別に見ると、動物のふん尿、汚泥、鋳さいでは自己中間処理量が多く、がれき類、燃え殻では委託中間処理量が多くなっています。

平成 20 年度との比較では、中間処理量は減少していますが、処理状況について見ると、大きな変動はありません。

また、中間処理の内訳は、表 4-23 に示すとおり、たい肥化が 483.0 千 t/年（全中間処理量の 32%）[535.1 千 t/年（34%）]と最も多く、以下、破碎が 413.1 千 t/年（27%）[383.3 千 t/年(24%)], 脱水(その後の焼却を含む)が 173.7 千 t/年(11%) [201.1 千 t/年（13%）]となっています。

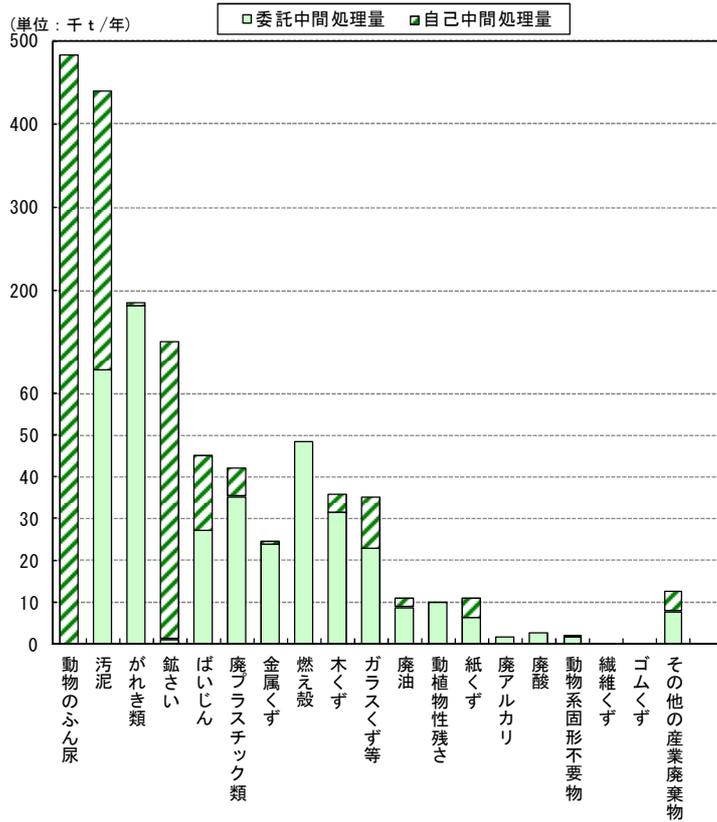


図 4-34:平成 25 年度の産業廃棄物の中間処理状況

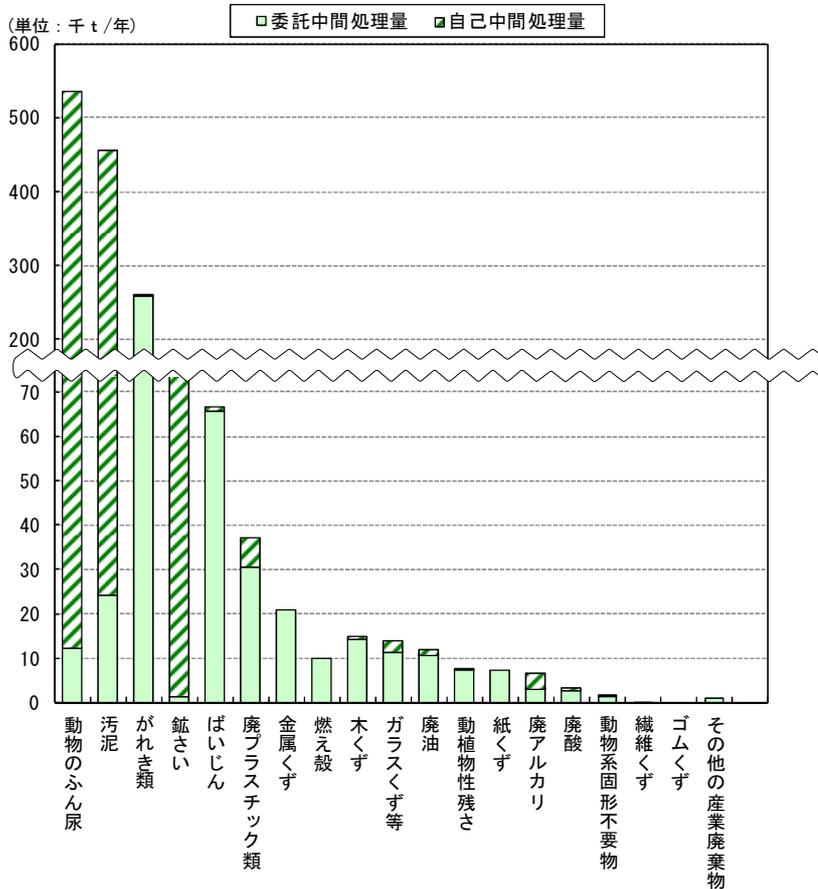


図 4-35:平成 20 年度の産業廃棄物の中間処理状況

表 4-24:産業廃棄物の中間処理状況

(単位:千t/年)

	中間処理量			自己中間処理量			委託中間処理量		
	H20	H25	増減	H20	H25	増減	H20	H25	増減
動物のふん尿	535.1 (34%)	483.0 (32%)	-52.1	522.8 (47%)	483.0 (46%)	-39.8	12.3 (2%)	0.0 (0%)	-12.3
汚泥	455.3 (29%)	439.4 (29%)	-15.9	431.1 (39%)	373.8 (36%)	-57.3	24.2 (5%)	65.6 (14%)	41.4
がれき類	258.7 (16%)	185.0 (12%)	-73.7	1.3 (0%)	3.0 (0%)	1.7	257.4 (53%)	182.0 (38%)	-75.4
鉱さい	135.2 (9%)	138.4 (9%)	3.2	133.8 (12%)	137.4 (13%)	3.6	1.4 (0%)	1.0 (0%)	-0.4
ばいじん	67.0 (4%)	45.0 (3%)	-22.0	1.3 (0%)	17.9 (2%)	16.6	65.7 (14%)	27.1 (6%)	-38.6
廃プラスチック類	37.2 (2%)	41.8 (3%)	4.6	6.6 (1%)	6.6 (1%)	0.0	30.8 (6%)	35.2 (7%)	4.4
金属くず	20.7 (1%)	24.4 (2%)	3.7	0.0 (0%)	0.6 (0%)	0.6	20.7 (4%)	23.8 (5%)	3.1
燃え殻	9.8 (1%)	48.5 (3%)	38.7	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	9.8 (2%)	48.5 (10%)	38.7
木くず	15.0 (1%)	35.8 (2%)	20.8	0.7 (0%)	4.4 (0%)	3.7	14.3 (3%)	31.4 (7%)	16.7
ガラスくず等	14.0 (1%)	34.9 (2%)	20.9	2.6 (0%)	12.1 (1%)	9.5	11.4 (2%)	22.8 (5%)	11.4
廃油	11.9 (1%)	10.7 (1%)	-1.2	1.1 (0%)	2.1 (0%)	1.0	10.8 (2%)	8.6 (2%)	-2.2
動植物性残さ	7.5 (0%)	10.0 (1%)	2.5	0.1 (0%)	0.0 (0%)	-0.1	7.5 (2%)	10.0 (2%)	2.5
紙くず	7.3 (0%)	10.6 (1%)	3.3	0.0 (0%)	4.4 (0%)	4.4	7.3 (2%)	6.2 (1%)	-1.1
廃アルカリ	6.6 (0%)	1.4 (0%)	-5.2	3.5 (0%)	0.0 (0%)	-3.5	3.2 (1%)	1.4 (0%)	1.8
廃酸	3.4 (0%)	2.4 (0%)	-1.0	0.5 (0%)	0.0 (0%)	-0.5	2.9 (1%)	2.4 (1%)	-0.5
動物系固形不要物	1.7 (0%)	1.6 (0%)	-0.1	0.2 (0%)	0.2 (0%)	0.0	1.5 (0%)	1.4 (0%)	-0.1
繊維くず	0.3 (0%)	0.0 (0%)	-0.3	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.3 (0%)	0.0 (0%)	-0.3
ゴムくず	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
その他の産業廃棄物	0.9 (0%)	12.5 (1%)	11.6	0.0 (0%)	4.9 (0%)	4.9	0.9 (0%)	7.6 (2%)	6.7
合計	1,587.9 (100%)	1,525.8 (100%)	-62.1	1,105.5 (100%)	1,050.5 (100%)	-55.0	482.4 (100%)	475.3 (100%)	-7.1

注:各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

表 4-25:平成 25 年度の産業廃棄物の中間処理内訳

(単位:千 t/年)

	合計	堆肥化	破砕	脱水・ 焼却	天日乾燥	焼成	濃縮	焼却	その他の 処理
合計	1,525.8	483.0	413.1	173.7	131.0	51.1	50.6	26.8	55.1
動物のふん尿	483.0	483.0	—	—	—	—	—	—	—
汚泥	439.4	—	0.4	171.3	118.7	0.0	49.5	0.8	98.5
がれき類	185.0	—	179.3	—	—	—	—	0.1	5.6
鉱さい	138.4	—	138.4	—	—	—	—	—	0.0
ばいじん	45.0	—	—	—	—	3.6	—	—	41.3
廃プラスチック類	41.8	—	14.2	—	—	0.0	—	7.9	19.6
金属くず	24.4	—	2.4	—	—	—	—	0.0	22.0
燃え殻	48.5	—	0.0	—	—	43.3	—	4.3	0.9
木くず	35.8	—	30.7	—	—	—	—	3.5	1.7
ガラスくず等	34.9	—	21.1	—	10.2	0.0	—	0.0	3.6
廃油	10.7	—	—	—	—	0.1	0.0	0.9	9.7
動植物性残さ	10.0	—	0.0	—	—	—	—	0.6	9.4
紙くず	10.6	—	0.2	—	—	—	—	4.1	6.3
廃アルカリ	1.4	—	—	—	—	0.0	0.0	0.7	0.8
廃酸	2.4	—	—	—	—	0.0	0.4	0.0	2.0
動物系固形不要物	1.6	—	—	—	—	—	—	0.2	1.5
繊維くず	0.0	—	0.0	—	—	—	—	0.0	0.0
ゴムくず	0.0	—	0.0	—	—	—	—	0.0	0.0
その他の産業廃棄物	12.5	—	5.1	—	—	—	—	1.3	6.0

注:各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

表 4-26:平成 20 年度の産業廃棄物の中間処理内訳

(単位:千 t/年)

	合計	堆肥化	破砕	脱水	焼却	乾燥	脱水・ 乾燥	圧縮	その他の 処理
合計	1,587.9	540.9	383.3	201.1	72.7	21.4	12.1	9.8	346.5
動物のふん尿	535.1	535.1	—	—	—	—	—	—	—
汚泥	455.3	4.4	0.1	201.1	1.5	16.9	10.3	0.1	220.8
がれき類	258.7	—	208.7	—	0.0	—	—	0.0	50.0
鉱さい	135.2	—	134.9	—	—	—	—	—	0.4
ばいじん	67.0	—	—	—	49.8	—	—	—	17.3
廃プラスチック類	37.2	—	9.1	—	13.0	—	—	5.4	9.7
金属くず	20.7	—	2.1	0.0	0.0	—	—	0.7	17.9
燃え殻	10.0	—	9.8	—	—	—	—	—	0.2
木くず	15.0	0.0	9.8	—	0.8	—	—	0.5	3.9
ガラスくず等	14.0	—	8.5	—	1.9	0.7	1.8	0.0	1.1
廃油	11.9	0.0	—	0.0	1.9	—	—	—	10.0
動植物性残さ	7.5	1.5	—	—	0.6	3.8	—	—	1.7
紙くず	7.3	—	0.2	—	0.1	—	—	3.1	4.0
廃アルカリ	6.6	—	—	0.0	2.1	—	—	—	4.5
廃酸	3.4	—	—	—	0.0	—	—	—	3.4
動物系固形不要物	1.7	—	—	—	0.2	—	—	—	1.5
繊維くず	0.2	—	0.0	—	0.0	—	—	—	0.2
ゴムくず	0.0	—	0.0	—	0.0	—	—	—	—
その他の産業廃棄物	0.9	—	0.0	—	0.7	—	—	—	0.1

注:各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

4-2 中間処理による減量化の状況

平成 25 年度における産業廃棄物の中間処理による減量化の状況は、表 4-27 に示すとおり、減量化量は 811.5 千 t/年[900.9 千 t/年]であり、排出量 1,543.6 千 t/年の 53%[1,605.2 千 t/年 (56%)]を占めています。

減量化の内訳を見ると、汚泥が 407.5 千 t/年（全減量化量の 50%） [426.6 千 t/年（47%）]で最も多く、以下、動物のふん尿が 360.7 千 t/年（48%） [397.6 千 t/年（48%）]となっており、この 2 種類で全体の 9 割以上を占めています。この 2 種類の主な減量分は、産業廃棄物に含まれている水分と考えられます。

平成 20 年度との比較では、減量化量は減少しており、種類別では、動物のふん尿、汚泥、がれき類などが増加し、燃え殻、木くずなどが増加しています。

表 4-27: 中間処理による減量化状況

(単位: 千 t/年)

	減量化量			自己減量化量			委託減量化量		
	H20	H25	増減	H20	H25	増減	H20	H25	増減
動物のふん尿	397.6 (44%)	360.7 (44%)	-36.9	397.6 (48%)	360.7 (48%)	-36.9	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
汚泥	426.6 (47%)	407.5 (50%)	-19.1	417.3 (50%)	356.8 (48%)	-60.5	9.4 (13%)	50.7 (63%)	-41.3
がれき類	21.8 (2%)	1.8 (0%)	-20.0	0.0 (0%)	0.1 (0%)	0.1	21.8 (29%)	1.7 (2%)	20.1
鉱さい	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
ばいじん	-0.3 (0%)	0.0 (0%)	0.3	-0.3 (0%)	0.0 (0%)	0.3	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
廃プラスチック類	20.8 (2%)	10.5 (1%)	-10.3	6.0 (1%)	4.1 (1%)	-1.9	14.8 (20%)	6.3 (8%)	8.5
金属くず	3.0 (0%)	0.3 (0%)	-2.7	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	3.0 (4%)	0.3 (0%)	2.7
燃え殻	0.0 (0%)	2.2 (0%)	2.2	0.0 (0%)	-1.0 (0%)	1.0	0.0 (0%)	3.2 (4%)	-3.2
木くず	2.3 (0%)	4.2 (1%)	1.9	0.2 (0%)	3.6 (0%)	3.4	2.1 (3%)	0.6 (1%)	1.5
ガラスくず等	3.4 (0%)	0.6 (0%)	-2.8	0.8 (0%)	0.6 (0%)	-0.2	2.6 (3%)	0.0 (0%)	-2.6
廃油	8.4 (1%)	6.1 (1%)	-2.3	0.9 (0%)	1.7 (0%)	0.8	7.5 (10%)	4.4 (6%)	3.1
動植物性残さ	4.9 (1%)	5.8 (1%)	0.9	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	4.9 (7%)	5.8 (7%)	-0.9
紙くず	3.9 (0%)	4.5 (1%)	0.6	0.0 (0%)	4.4 (1%)	4.4	3.9 (5%)	0.2 (0%)	3.7
廃アルカリ	5.9 (1%)	1.7 (0%)	-4.2	3.5 (0%)	0.0 (0%)	-3.5	2.4 (3%)	1.7 (2%)	0.7
廃酸	1.6 (0%)	2.1 (0%)	0.5	0.4 (0%)	0.0 (0%)	-0.4	1.2 (2%)	2.1 (3%)	-0.9
動物系固形不要物	0.2 (0%)	1.7 (0%)	1.5	0.2 (0%)	0.2 (0%)	0.0	0.0 (0%)	1.6 (2%)	-1.6
繊維くず	0.1 (0%)	0.0 (0%)	-0.1	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.1 (0%)	0.0 (0%)	0.1
ゴムくず	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
その他の産業廃棄物	0.7 (0%)	1.8 (1%)	1.1	0.0 (0%)	0.3 (0%)	0.3	0.7 (1%)	1.4 (2%)	-0.7
合計	900.9 (100%)	811.5 (100%)	-89.4	826.5 (100%)	731.4 (100%)	-95.1	74.3 (100%)	80.2 (100%)	-5.9

注: 各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

4-3 再生利用の状況

平成 25 年度における産業廃棄物の再生利用の状況は、図 4-36 及び表 4-28 に示すとおり、再生利用量は 693.1 千 t/年[667.0 千 t/年]であり、排出量 1,543.6 千 t/年の 45%[1,605.2 千 t/年 (42%)]となっています。

種類別に見ると、がれき類が 195.8 千 t/年 (全再生利用量の 28%) [234.2 千 t/年 (35%)]で最も多く、以下、鉱さいが 138.4 千 t/年(20%)[135.2 千 t/年(20%)]、動物のふん尿が 122.3 千 t/年 (18%) [137.5 千 t/年 (21%)]となっています。また、この 3 種類の産業廃棄物の再生利用量は、全体の再生利用量の 6 割以上となっています。

平成 20 年度との比較では、再生利用量は増加しており、種類別の変動を見ると、動物のふん尿、がれき類、ばいじん、廃酸、繊維くずは減少し、それ以外は増加していますが、大きな変動はありません。

また、資源化量は、

表 4-29 に示すとおり、834.5 千 t/年[715.3 千 t/年]であり、排出量 1,543.6 千 t/年の 54%[1,605.2 千 t/年 (45%)]となっています。

(単位：千 t /年)

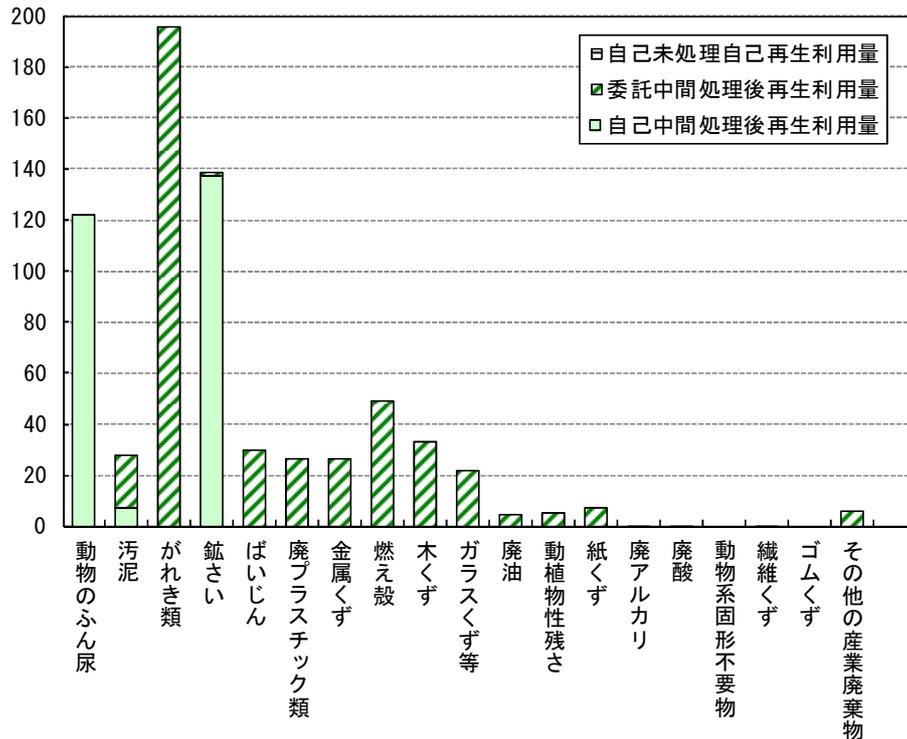


図 4-36:平成 25 年度の産業廃棄物の再生利用状況

(単位：千 t /年)

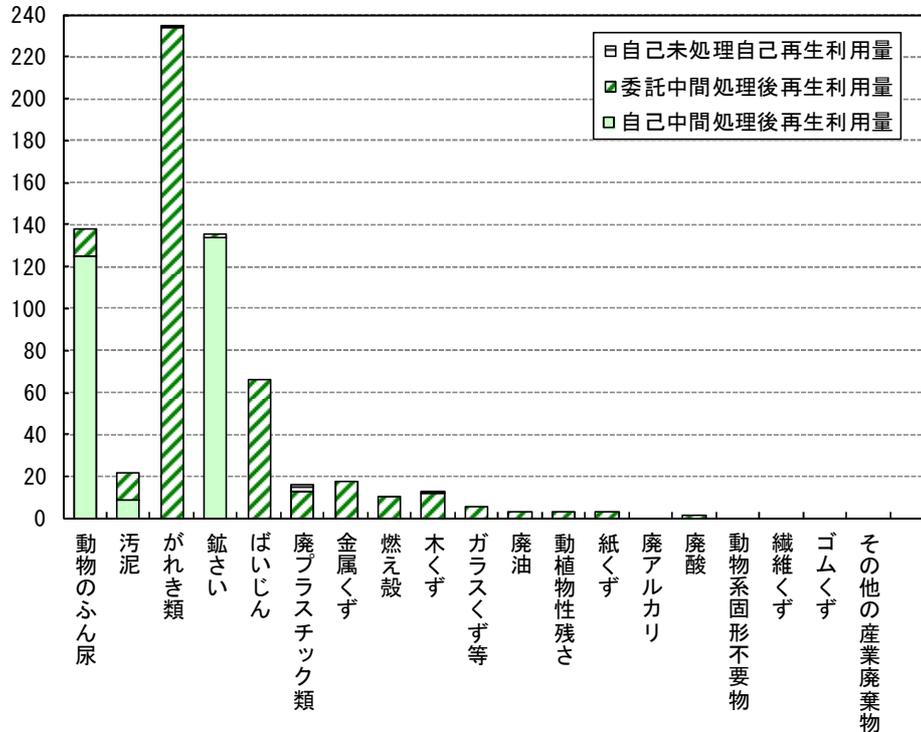


図 4-37:平成 20 年度の産業廃棄物の再生利用状況

表 4-28: 産業廃棄物の再生利用状況

(単位: 千 t/年)

	再生利用量			自己中間処理後 再生利用量			委託中間処理後 再生利用量			自己未処理 自己再生利用量		
	H20	H25	増減	H20	H25	増減	H20	H25	増減	H20	H25	増減
動物のふん尿	137.5 (21%)	122.3 (18%)	-15.2	125.2 (47%)	122.3 (46%)	-2.9	12.3 (3%)	0.0 (0%)	-12.3	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
汚泥	21.2 (3%)	27.6 (4%)	6.4	8.9 (3%)	7.0 (3%)	-1.9	12.3 (3%)	20.6 (5%)	8.3	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
がれき類	234.2 (35%)	195.8 (28%)	-38.4	0.0 (0%)	0.7 (0%)	0.7	234.0 (59%)	195.1 (46%)	-38.9	0.2 (5%)	0.0 (0%)	-0.2
鋳さい	135.2 (20%)	138.4 (20%)	3.2	133.8 (50%)	137.4 (51%)	3.6	1.4 (0%)	1.0 (0%)	-0.4	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
ばいじん	65.7 (10%)	29.8 (4.3%)	-35.9	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	65.7 (17%)	29.8 (7%)	-35.9	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
廃プラスチック類	16.1 (2%)	26.6 (4%)	10.5	0.0 (0%)	0.7 (0%)	0.7	12.4 (3%)	25.9 (6%)	13.5	3.7 (88%)	0.0 (0%)	-3.7
金属くず	17.7 (3%)	26.0 (4%)	8.3	0.0 (0%)	0.3 (0%)	0.3	17.7 (4%)	25.8 (6%)	8.1	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
燃え殻	10.0 (1%)	48.9 (7%)	38.9	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	10.0 (3%)	48.9 (12%)	38.9	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
木くず	12.3 (2%)	33.1 (5%)	20.8	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	12.0 (3%)	33.1 (8%)	21.1	0.3 (7%)	0.0 (0%)	-0.3
ガラスくず等	5.7 (1%)	21.4 (3%)	15.7	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	5.7 (1%)	21.4 (5%)	15.7	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
廃油	3.1 (0%)	4.6 (1%)	1.5	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	3.1 (0%)	4.6 (1%)	1.5	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
動植物性残さ	2.6 (0%)	5.2 (1%)	2.6	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	2.6 (0%)	5.2 (1%)	2.6	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
紙くず	3.4 (1%)	6.8 (1%)	3.4	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	3.4 (1%)	6.8 (2%)	3.4	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
廃アルカリ	0.4 (0%)	0.5 (0%)	0.1	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.4 (0%)	0.5 (0%)	0.1	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
廃酸	1.6 (0%)	0.3 (0%)	-1.3	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	1.6 (0%)	0.3 (0%)	-1.3	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
動物系固形不要物	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
繊維くず	0.2 (0%)	0.1 (0%)	-0.1	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.2 (0%)	0.1 (0%)	-0.1	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
ゴムくず	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
その他の産業廃棄物	0.1 (0%)	5.7 (1%)	5.6	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.1 (0%)	5.7 (1%)	5.6	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
合計	667.0 (100%)	693.1 (100%)	26.1	267.9 (100%)	268.4 (100%)	0.5	394.9 (100%)	424.7 (100%)	29.8	4.2 (100%)	0.0 (100%)	-4.2

注: 各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

表 4-29:産業廃棄物の資源化状況

(単位:千 t/年)

	資源化量			再生利用量			有償物量		
	H20	H25	増減	H20	H25	増減	H20	H25	増減
動物のふん尿	137.5 (19%)	122.3 (15%)	-15.2	137.5 (21%)	122.3 (18%)	-15.2	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
汚泥	22.0 (3%)	27.6 (3%)	5.6	21.2 (3%)	27.6 (4%)	6.4	0.7 (0%)	0.0 (0%)	-0.7
がれき類	234.2 (33%)	195.8 (24%)	-38.4	234.2 (35%)	195.8 (28%)	-38.4	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
鉱さい	135.2 (19%)	138.4 (17%)	3.2	135.2 (20%)	138.4 (20%)	3.2	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
ばいじん	65.7 (9%)	29.8 (4%)	-35.9	65.7 (10%)	29.8 (4%)	-35.9	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
廃プラスチック類	27.7 (4%)	35.7 (4%)	8.0	16.1 (2%)	26.6 (4%)	10.5	11.6 (24%)	9.0 (6%)	-2.6
金属くず	50.9 (7%)	144.9 (17%)	94.0	17.7 (3%)	26.0 (4%)	8.3	33.2 (69%)	118.9 (84%)	85.7
燃え殻	10.0 (1%)	48.9 (6%)	38.9	10.0 (1%)	48.9 (7%)	38.9	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
木くず	12.4 (2%)	35.0 (4%)	22.6	12.3 (2%)	33.1 (5%)	20.8	0.1 (0%)	1.9 (1%)	1.8
ガラスくず等	5.7 (1%)	21.4 (3%)	15.7	5.7 (1%)	21.4 (3%)	15.7	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
廃油	3.5 (0%)	5.8 (1%)	2.3	3.1 (0%)	4.6 (1%)	1.5	0.4 (1%)	1.2 (1%)	0.8
動植物性残さ	4.4 (1%)	5.2 (1%)	0.8	2.6 (0%)	5.2 (1%)	2.6	1.8 (4%)	0.0 (0%)	-1.8
紙くず	3.8 (1%)	17.1 (2%)	13.3	3.4 (1%)	6.8 (1%)	3.4	0.4 (1%)	10.3 (7%)	9.9
廃アルカリ	0.4 (0%)	0.5 (0%)	0.1	0.4 (0%)	0.5 (0%)	0.1	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
廃酸	1.6 (0%)	0.3 (0%)	-1.3	1.6 (0%)	0.3 (0%)	-1.3	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
動物系固形不要物	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
繊維くず	0.2 (0%)	0.1 (0%)	-0.1	0.2 (0%)	0.1 (0%)	-0.1	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
ゴムくず	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
その他の産業廃棄物	0.1 (0%)	5.8 (1%)	5.7	0.1 (0%)	5.7 (1%)	5.6	0.0 (0%)	0.1 (0%)	0.1
合計	715.3 (100%)	834.5 (100%)	119.2	667.0 (100%)	693.1 (100%)	26.1	48.3 (100%)	141.5 (100%)	93.2

注:各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

4-4 最終処分の状況

平成 25 年度における産業廃棄物の最終処分の状況は、図 4-38 及び表 4-30 に示すとおり、最終処分量は 39.0 千 t/年[36.9 千 t/年]であり、排出量 1,543.6 千 t/年の 2.5%[1,605.2 千 t/年 (2.3%)]となっています。また、最終処分の 9 割以上が委託最終処分となっています。

種類別に見ると、がれき類が 10.0 千 t/年(全最終処分量の 26%)[4.4 千 t/年(12%)]で最も多く、以下、ガラスくず等が 8.6 千 t/年 (22%) [4.8 千 t/年 (13%)]、廃プラスチックが 6.2 千 t/年 (16%) [5.3 千 t/年 (14%)]、汚泥が 6.1 千 t/年 (16%) [8.1 千 t/年 (22%)]、燃え殻が 5.0 千 t/年 (13%) [9.1 千 t/年 (25%)]となっています。また、この 5 種類の産業廃棄物の最終処分量は、全体の最終処分量の 9 割以上となっています。

平成 20 年度との比較では、最終処分量は増加しており、種類別では、がれき類、ガラスくず等、廃プラスチック類、木くずなどが増加し、燃え殻、汚泥、動物系固形不要物、ばいじんなどが減少しています。

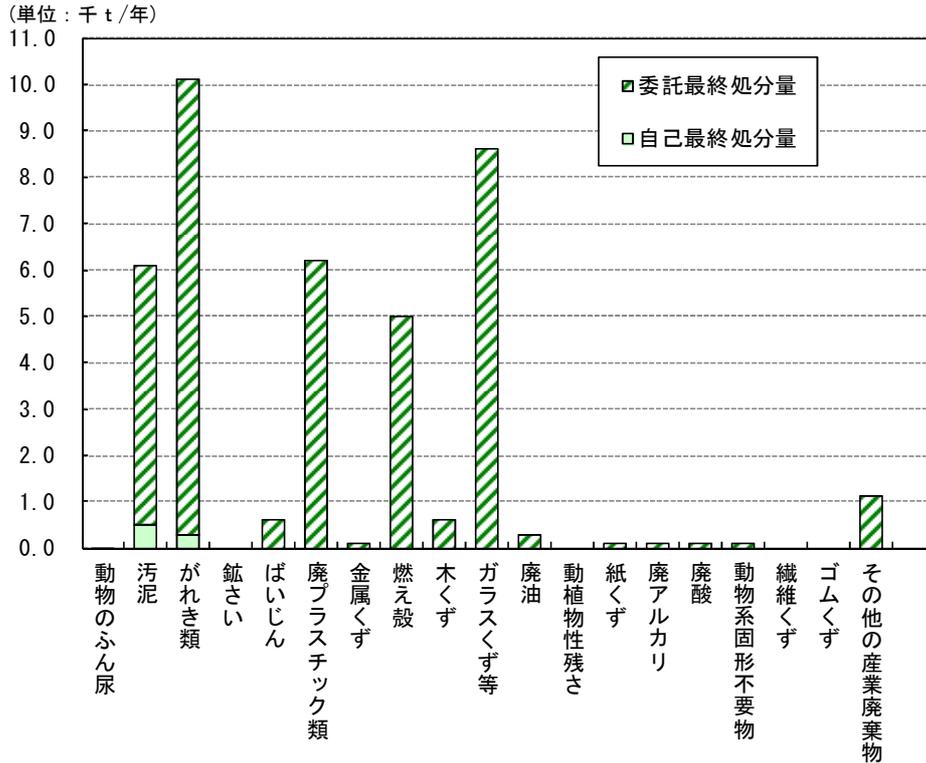


図 4-38: 平成 25 年度の産業廃棄物の最終処分状況

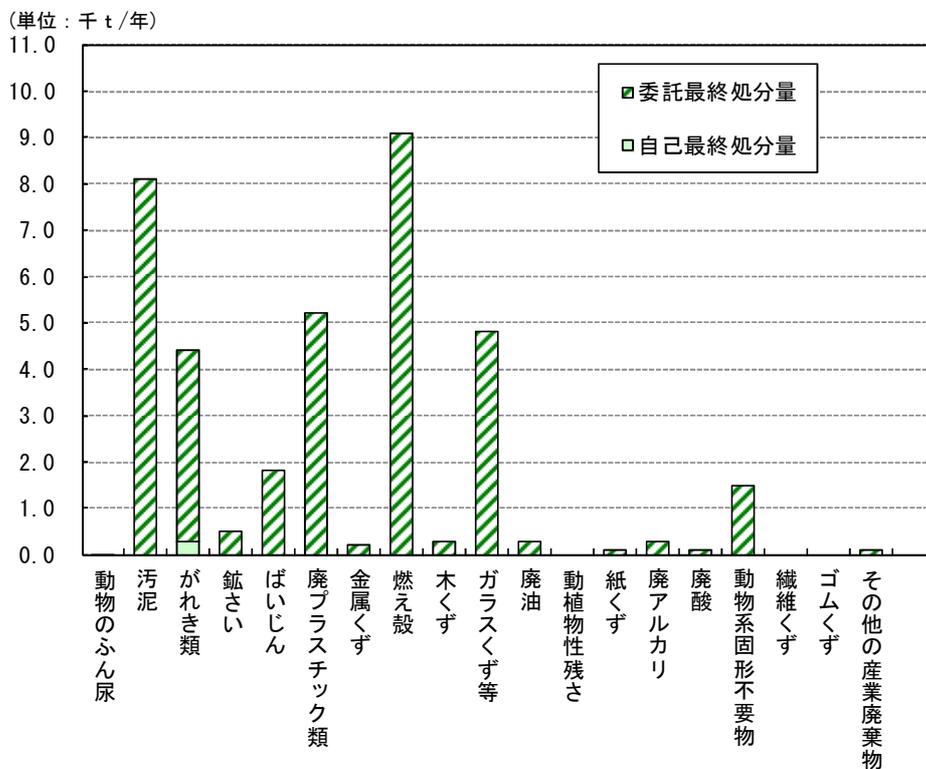


図 4-39: 平成 20 年度の産業廃棄物の最終処分状況

表 4-30:産業廃棄物の最終処分状況

(単位:千t/年)

	最終処分量			自己最終処分量			委託最終処分量		
	H20	H25	増減	H20	H25	増減	H20	H25	増減
動物のふん尿	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
汚泥	8.1 (22%)	6.1 (16%)	-2.0	0.0 (0%)	0.5 (66%)	0.5	8.1 (22%)	5.6 (15%)	-2.5
がれき類	4.4 (12%)	10.0 (26%)	5.6	0.3 (89%)	0.3 (34%)	0.0	4.1 (11%)	9.8 (26%)	5.7
鉱さい	0.5 (1%)	0.0 (0%)	-0.5	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.5 (1%)	0.0 (0%)	-0.5
ばいじん	1.8 (5%)	0.6 (2%)	-1.2	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	1.8 (5%)	0.6 (2%)	-1.2
廃プラスチック類	5.3 (14%)	6.2 (16%)	0.9	0.0 (2%)	0.0 (0%)	0.0	5.2 (14%)	6.2 (16%)	1.0
金属くず	0.2 (01%)	0.1 (0%)	-0.1	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.2 (0%)	0.1 (0%)	-0.1
燃え殻	9.1 (25%)	5.0 (13%)	-4.1	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	9.1 (25%)	5.0 (13%)	-4.1
木くず	0.3 (1%)	0.6 (2%)	0.3	0.0 (5%)	0.0 (0%)	0.0	0.3 (1%)	0.6 (2%)	0.3
ガラスくず等	4.8 (13%)	8.6 (22%)	3.8	0.0 (3%)	0.0 (0%)	0.0	4.8 (13%)	8.6 (23%)	3.8
廃油	0.3 (1%)	0.3 (1%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.3 (1%)	0.3 (1%)	0.0
動植物性残さ	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
紙くず	0.1 (0%)	0.0 (0%)	-0.1	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.1 (0%)	0.0 (0%)	-0.1
廃アルカリ	0.3 (1%)	0.1 (0%)	-0.2	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.3 (0%)	0.1 (0%)	-0.2
廃酸	0.1 (0%)	0.1 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.1 (0%)	0.1 (0%)	0.0
動物系固形不要物	1.5 (4%)	0.1 (0%)	-1.4	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	1.5 (4%)	0.1 (0%)	-1.4
繊維くず	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
ゴムくず	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
その他の産業廃棄物	0.1 (0%)	1.1 (3%)	1.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.1 (0%)	1.1 (3%)	1.0
合計	36.9 (100%)	39.0 (100%)	2.1	0.4 (100%)	0.7 (100%)	0.3	36.5 (100%)	38.2 (100%)	1.7

注:各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

第 5 節 その他産業廃棄物などの状況

5-1 特別管理産業廃棄物

特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定められたものであり、その主なものは、表 4-31 に示すとおりです。

表 4-31: 特別管理産業廃棄物の区分

区 分	内 容	
引火性廃油	産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類 (引火点が 70℃未満の廃油)	
腐食性廃酸	水素イオン濃度指数 (pH) が 2.0 以下の廃酸	
腐食性廃アルカリ	水素イオン濃度指数 (pH) が 12.5 以上の廃アルカリ	
感染性産業廃棄物	医療機関などから排出される、血液、使用済みの注射針などの、感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物	
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	紙くすのうちPCBが塗布され、又は染み込んだもの、汚泥・木くす若しくは繊維くすのうちPCBが染み込んだもの、廃プラスチック類若しくは金属くすのうちPCBが付着し、又は封入されたもの、陶磁器くす若しくはがれき類のうちPCBが付着したもの
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
	廃石綿等	建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシートなどで石綿の付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石綿など
	指定下水汚泥	政令別表で定める施設などから発生し、カドミウム、シアン、有機燐、鉛、6価クロム、砒素、水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類などの有害物質を含んでおり、その溶出試験又は成分試験の数値が判定基準を超えるもの。
	鉱さい	
	ばいじん	
	燃え殻	
	廃油	
汚泥		
廃酸		
廃アルカリ		

注：上記の他、本計画では、2 種類以上が混合した状態で排出されるために上記に区分できない特別管理産業廃棄物を「特別管理産業廃棄物の混合物」として表記します。

特別管理産業廃棄物の排出量は、表4-32に示すとおり、平成25年度の排出量は25.6千t/年[21.7千t/年]となっており、平成20年度と比べて増加しています。

表 4-32: 特別管理産業廃棄物の排出量

(単位：千 t/年)

	H20		H25		増減	
	排出量	割合	排出量	割合	排出量	
引火性廃油	3.6	17%	1.8	7%	-1.8	
腐食性廃酸	1.9	9%	0.1	0%	-1.9	
腐食性廃アルカリ	0.0	0%	0.1	0%	0.0	
感染性産業廃棄物	0.6	3%	0.7	3%	0.1	
特定有害産業廃棄物	廃PCB等					
	P C B 汚染物	0.1	0%	0.7	3%	0.6
	P C B 処理物					
廃石綿等	0.1	0%	0.0	0%	-0.1	
指定下水汚泥	—	—	—	—	—	
銻さい	—	—	—	—	—	
ばいじん	14.7	68%	21.0	82%	6.3	
燃え殻	0.3	1%	0.2	1%	-0.1	
廃油	0.0	0%	0.1	0%	0.0	
汚泥	0.0	0%	0.0	0%	0.0	
廃酸	0.1	0%	0.7	3%	0.6	
廃アルカリ	0.0	0%	0.2	1%	0.2	
特別管理産業廃棄物の混合物	0.2	1%	0.0	0%	-0.2	
合計	21.7	100%	25.6	100%	3.6	

注：各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

5-2 産業廃棄物の搬出・搬入状況

本市の産業廃棄物の搬出・搬入状況は、

表 4-33、表 4-34 に示すとおり、平成 25 年度では、搬出量が 244 千 t/年、搬入量が 294 千 t/年となっています。近年の搬出・搬入量の大きな変動はありません。

また、搬出量を地域別に見ると、愛知県内への搬出が 95.3 千 t/年と最も多く、以下、近畿地方が 36.3 千 t/年、中国四国地方が 34.5 千 t/年、関東地方が 31.3 千 t/年、九州沖縄地方が 19.9 千 t/年、静岡県が 18.3 千 t/年などとなっています。次に、搬入量を地域別に見ると、愛知県内からの搬入が 236.5 千 t/年と最も多く、以下、静岡県が 41.3 千 t/年、岐阜県が 7.3 千 t/年、三重県が 4.4 千 t/年などとなっています。

表 4-33: 産業廃棄物の搬出・搬入状況

(単位: 千 t/年)

区 分	搬出状況			搬入状況		
	中間処理	最終処分	計	中間処理	最終処分	計
平成 21 年度	201	24	225	225	3	228
平成 22 年度	212	27	239	260	3	263
平成 23 年度	185	31	216	290	6	296
平成 24 年度	183	25	208	273	2	275
平成 25 年度	211	33	244	291	3	294

表 4-34: 産業廃棄物の地域別の搬出搬入状況(平成 25 年度)

(単位: 千 t/年)

区 分	搬出量	搬入量
愛知県内	95.3	236.5
静岡県	18.3	41.3
三重県	6.1	4.4
岐阜県	0.0	7.3
東北地方	0.0	0.0
関東地方	31.3	1.7
信越北陸地方	2.6	0.7
近畿地方	36.3	1.6
中国四国地方	34.5	0.0
九州地方	19.9	0.0

5-3 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の保管状況など

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB 処理特別措置法」という。）」が平成 13 年 7 月に施行され、ポリ塩化ビフェニルを保管している事業者は、事業場ごとのポリ塩化ビフェニルの保管状況を届け出ることが義務付けられました。

平成 20 年度及び平成 25 年度の本市内における保管状況などは、表 4-36 のとおりです。

表 4-35:届出事業場数

区 分	平成 20 年度	平成 25 年度
届出事業場数	273	213

表 4-36:PCB 廃棄物の保管状況など

区 分	保管事業場数		保管量	
	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 20 年度	平成 25 年度
高圧トランス	31	14	127 台	40 台
高圧コンデンサ	190	56	765 台	434 台
低圧トランス	2	1	2 台	2 台
低圧コンデンサ	12	10	137,615 台 (400ℓ)	138,602 台
安定器	46	47	9,711 台 (4.5t、18 箱)	11,256 台 (4.5t)
廃 PCB 等	4	9	467 kg (227ℓ)	507 kg (341ℓ、5 台/個)
廃感圧複写紙	2	2	70 kg (1 箱)	70 kg
ウエス	2	3	(40ℓ、1 個)	4.35kg (2 台/個)
その他	19	90	サージ吸収用コンデンサ 18 台 接地検出器 4 台 継電器変圧器 1 台 微量 PCB 混入機器 149 台 開閉器 3 台 遮断機 9 台 リアクトル 1 台 その他の小型機器 20 台	サージ吸収用コンデンサ 18 台 微量 PCB 混入機器 22,152 台 開閉器 8 台 遮断機 10 台 小型電気機器 1 台 その他の小型機器 12 台 その他の電気機器 2 台

注：（ ）内の数値は、保管量について他の単位で報告があったものを示します。

5-4 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画策定状況

多量排出事業者の処理計画及びその実施状況については、これまで1年間公衆の縦覧を実施することで公表を実施してきましたが、住民への情報提供や周知の徹底、また、排出事業者の自主的な排出抑制、再生利用等による減量化の取り組みを促進するため、平成23年4月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正により、インターネットの利用による公表を行うことが規定されました。

平成25年度の市内事業者の計画策定状況は表4-38に示すとおりです。

○産業廃棄物多量排出事業者（平成24年度実績1,000t以上の事業場）

産業分類 (大分類)		事業場数	発生量 (t)	
記号	業種		H24年度実績	H25年度実績
D	建設業	35	157,865	134,996
E	製造業	19	109,978	107,540
F	電機・ガス・熱供給・水道業	6	367,730	467,015
計		60	635,573	709,551

○特別管理産業廃棄物多量排出事業者（平成24年度実績50t以上の事業場）

産業分類 (大分類)		事業場数	発生量 (t)	
記号	業種		H24年度実績	H25年度実績
D	建設業	1	53	60
E	製造業	8	21,965	20,640
F	医療・福祉	3	389	389
計		12	22,407	21,089

第 6 節 国や県、市の動向

6-1 国の産業廃棄物に関する動向

産業廃棄物に関して、以下の項目の取り組みが行われています。

(1) 廃棄物処理法の改正

数次にわたる廃棄物処理法の改正などの対策は、相当程度の効果はあったものの、今なお、産業廃棄物排出量の高止まり、不法投棄をはじめとする不適正処理などの問題は未解決です。また近年は、世界的な資源制約の顕在化や、地球環境問題への対応が急務となっています。

これらの状況変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、循環型社会への転換をさらに進めていく必要があります。その際、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取り組みを進めることで、産業廃棄物をめぐる問題への対応は、環境と経済成長とが両立する社会づくりにより一層つながるものとなります。

(2) 電子マニフェスト

平成 25 年 5 月に第三次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、同計画で「電子マニフェストの利用割合について平成 28 年度において 50%に拡大する」という目標が設定され、さらに、この目標の達成に向け、平成 25 年 10 月に環境省より「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」が策定・公表されています。

同ロードマップの取り組み内容としては、自治体や各種業界団体と連携した説明会開催などによる加入促進、国及び地方公共団体における公共工事等での積極的活用といった行政機関の利用促進、利用者の要望に沿った電子マニフェストの利便性向上のためのシステム改善、電子マニフェストシステムの仕組みや利用のメリット等についての広報・講習会の開催や加入時の経済的負担を軽減するなど普及促進キャンペーンを実施しています。

(3) PCB 処理特別措置法

PCB の処理は、処理施設の設置が困難なことなどから過去 30 年間ほとんど進まず、使用した事業者などが PCB 廃棄物を保管せざるをえない状況が続いてきました。

国では、保管の長期化により、紛失や漏洩による環境汚染の進行が懸念されたことから、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、PCB 処理特別措置法を施行しました。

PCB 処理特別措置法では、PCB 廃棄物を保管している事業者などに対して、保

管・処分の状況を都道府県知事等に届け出ることなどを義務付け、当初は平成 28 年 7 月までの処理を目指してきましたが、処理の進捗状況が思わしくないことから、平成 24 年 12 月にあらたに PCB 廃棄物の処理期限の延長がされ、処理期間が平成 39 年 3 月 31 日に改正されています。

(4) 公共関与などによる施設整備の推進について

悪質な不法投棄などにより産業廃棄物処理に対する地域住民の不信感が増大し、処理施設については、民間により新たに確保することが極めて困難な状況となっていることをかんがみ、国として、民間による処理体制確保を基本としつつ、廃棄物処理センターなどの公共関与による処理施設の整備を推進しています。

また、産業廃棄物の焼却施設の整備にあたっては、熱回収が可能な施設の整備を優先します。

(5) 産業廃棄物処理における温暖化対策の推進について

廃棄物系バイオマスの利活用推進のための研究、地方公共団体の施策と連携した産業廃棄物処理に係る地域独自の課題についての調査研究、産業廃棄物熱回収の高効率化技術の開発を推進することで、産業廃棄物処理に伴う温室効果ガスの発生の抑制など、低炭素社会の形成に向けた取組みが進められています。

(6) 不法投棄などの不適正処理対策について

不法投棄などの不適正処理が行われた場合において、生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあるときは、原因者などの責任において支障の除去などの措置を行わせることを基本とし、国は、必要に応じて適切な助言などの支援を行うものとしています。

6-2 県の産業廃棄物に関する動向

産業廃棄物に関して、以下の項目の取り組みが行われています。

(1) 愛知県リサイクル資材評価制度

「愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）」は、リサイクル資材についてあらかじめ評価基準を公表し、製造業者からの申請を受けて、評価基準に適合するものを「あいくる材」として認定し、県の公共工事で率先利用する制度で、平成 14 年 4 月から実施しているものです。この制度の導入により、不適切な産業廃棄物の再生利用品が

流通しないようにするとともに、産業廃棄物の再生利用の促進を図っています。

(2) 再生資源活用審査制度

愛知県では全国に先駆け「再生資源の適正な活用に関する要綱」を平成 20 年 4 月に策定し、この要綱に基づいた「再生資源活用審査制度」を同年 7 月から開始しています。この制度は、事業者が産業廃棄物や製造過程で生じる副産物を原材料として再生品を製造し、販売する際に、事前に県が届出を受け、環境安全性を審査するものです。これにより再生品などの環境安全性を確認することによって、再生資源の適正な活用を促進し、生活環境の保全を図っています。

6-3 市の産業廃棄物に関する動向

産業廃棄物に関して、以下の取り組みを行っています。

(1) 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度

排出事業者が自らの判断により優良な産業廃棄物処理業者を選択することができるよう、平成 19 年 1 月に「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度（以下「優良性評価制度」という。）」を導入し、基準適合業者をホームページに掲載しています。

(2) 豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

平成 18 年 7 月に紛争予防条例（平成 22 年 4 月に改正）を施行し、産業廃棄物処理施設等の設置にあたっての事業計画の事前公開、地域住民の意向反映、紛争のあっせん、環境保全協定の締結などについて定めることにより、産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防と調整を図っています。

第 4 章 アンケート調査結果

第 1 節 一般廃棄物に関する意識調査

1-1 ごみ処理に関する市民アンケート調査結果

平成 26 年 11 月に環境に関するアンケート調査を実施し、その中でごみ処理に関する意識調査を行いました。アンケートの配布数は 3,000、回収数 1,217 で、回収率は 40.6%でした。

(1) ごみ問題への関心、ごみとの関わりについて

関心があるごみ問題については、「まだ使えそうなものが簡単に捨てられる」、「ごみの出し方のマナー」と回答した人が 5 割以上となっているほか、「リサイクル方法について」、「不法投棄問題」と回答した人も 4 割近くになっています。

また、日々の暮らしの中でのごみとの関わり方については、「多少意識している」と「常に配慮している」を合わせると、8 割以上となり、多くの人がごみを意識した行動をしていることが分かります。

前回（平成 21 年度実施）の調査との比較では、「特に配慮していない」と回答した人がやや増加するなど、若干ながらごみ問題に対する意識が低下していることが分かります。

質問 あなたは、ごみの減量やリサイクルなどのごみ問題について、どのような内容に関心がありますか。【あてはまるものすべてに○】

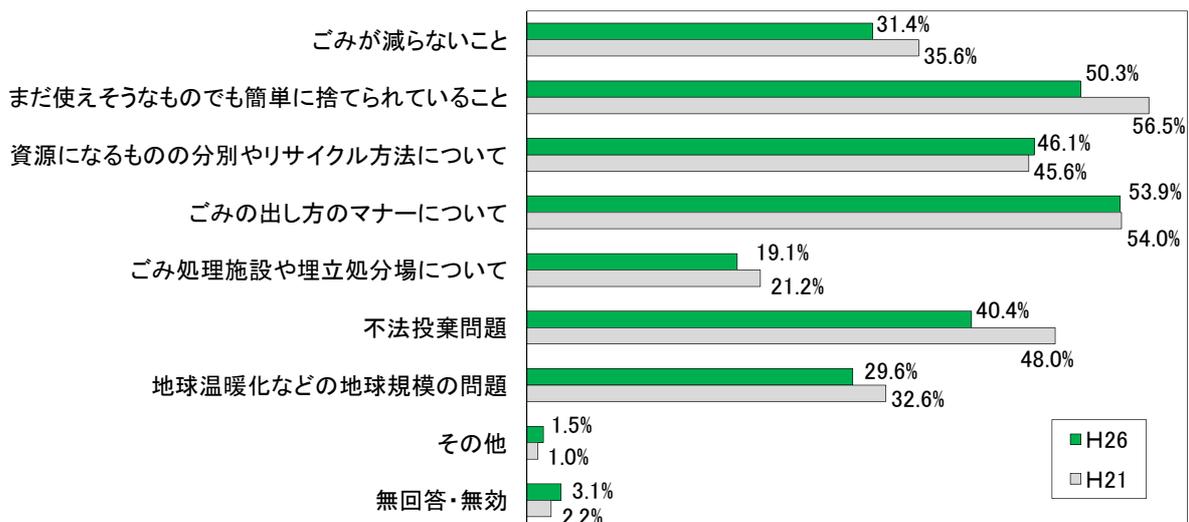


図 4-40: ごみ問題に対する関心

質問 あなたは、日頃の暮らしの中で、ごみとどのように関わっていますか。
【あてはまるもの1つだけに○】

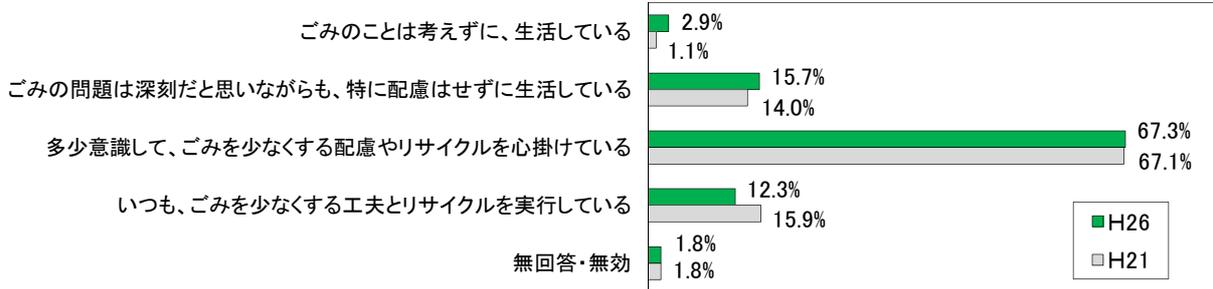


図 4-41:ごみ問題に対する関わり

(2) ごみの減量とリサイクルに対する取り組みについて

ごみの減量とリサイクルに対する具体的な取り組みについては、「びん・カンはピンカンボックスに入れている」と答えた人が9割以上となっているほか、「古紙は地域資源回収などに出してリサイクルしている」と回答した人も8割近くにのぼっています。

一方で、「生ごみ減量容器や電動式ごみ処理機の活用」と回答した人は1割に満たず、市の補助金交付制度があるものの、活用が進んでいないことがわかります。

前回との比較では、「買い物袋の持参など余分な包装を断っている」と回答した人の割合が大幅に増加しています。

質問 あなたは、ごみの減量とリサイクルについてどのような取り組みを行っていますか。
【あてはまるものすべてに○】

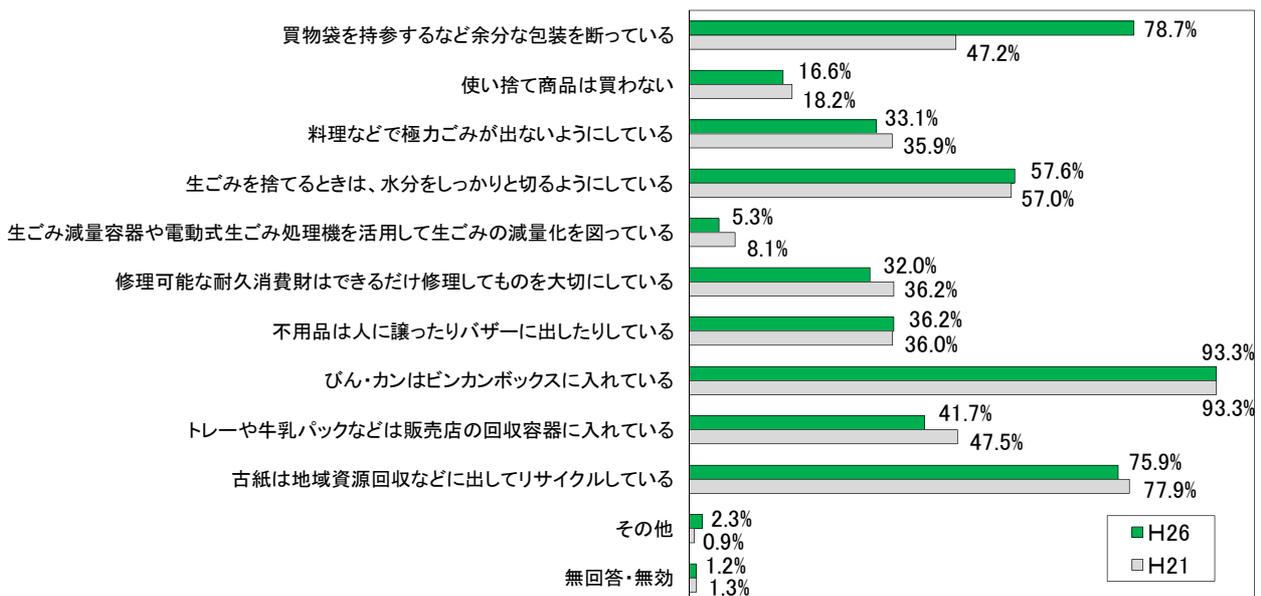


図 4-42:ごみの減量とリサイクルに対する取り組み

(3) 行政のごみ減量・リサイクル施策について

行政が行うごみ減量・リサイクル施策について、約半数の人が「適当」と回答した一方、約4割の人が「やや不足」「不足」と回答しています。

また、「やや不足」「不足」と回答した人が、充実する必要があると考えている施策の内容を見ると、「古紙など資源回収の増加」と回答した人が5割以上で最も高く、次いで「ごみの分別方法の周知徹底」と回答した人が約4割となっています。一方で「ごみ分別をさらに細かくする」や「指定ごみ袋の導入、家庭ごみの有料化」と回答した人は少数であることから、資源の持ち出し機会の充実を求める一方で、ごみ分別の増加やごみ処理費用の負担は避けたいと考えている市民が多いことが分かります。

質問 あなたは、本市のごみ減量・リサイクル施策は十分だと思いますか。
【あてはまるもの1つだけに○】

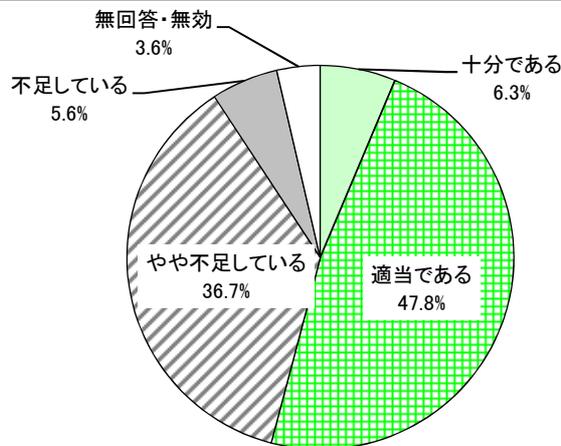


図 4-43: ごみ減量・リサイクル施策の充実度

質問 「やや不足している」、「不足している」を選んだ方へあなたは、どのような施策の充実が必要だと思いますか。【主なもの3つまでに○】

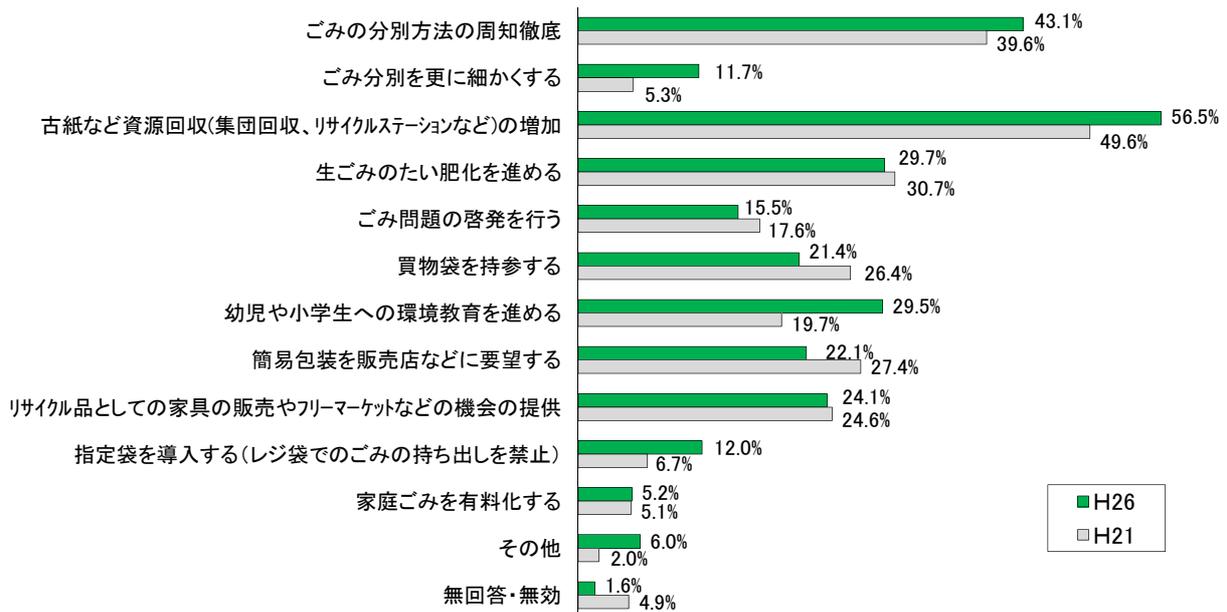


図 4-44: 充実が必要なごみ減量・リサイクル施策

(4) 生ごみの有効利用(資源化)について

生ごみの有効利用(資源化)については、「賛成」「どちらかという賛成」と回答した人は約8割で、「どちらかという反対」「反対」と回答した人は約2割でした。

「賛成」「どちらかという賛成」と回答した理由については、約8割の人が「生ごみが資源として有効利用される」と回答しています。

また、「どちらかという反対」「反対」と回答した理由については、7割の人が「生ごみをもえるごみと分けて出すのが手間」と答えています。

質問 あなたは、生ごみの有効利用(資源化)することについて、どのように思いますか。
【あてはまるもの1つだけに○】

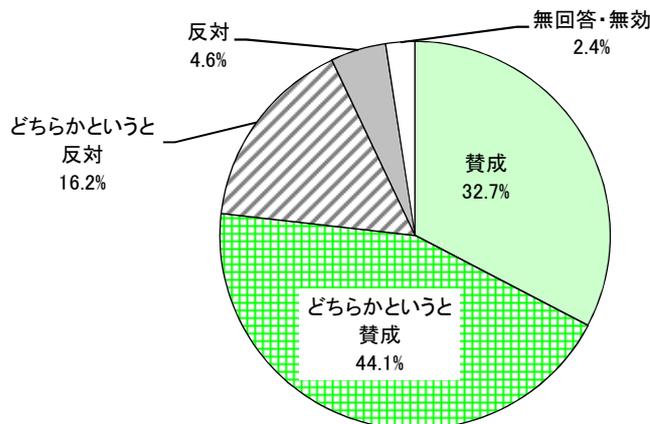


図 4-45: 生ごみの有効利用について

質問 「賛成」「どちらかという賛成」を選んだ方へあなたが、そのように思うのはどうしてですか。【主なもの2つまでに○】

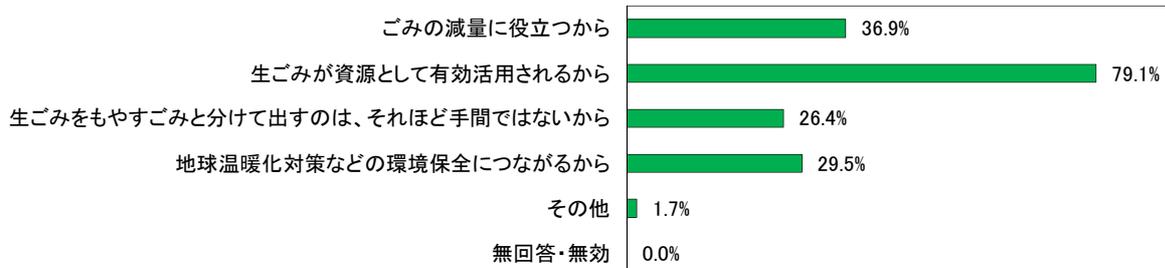


図 4-46: 生ごみの有効利用に賛成する理由

質問 「どちらかという反対」「反対」を選んだ方へあなたが、そのように思うのはどうしてですか。【主なもの2つまでに○】

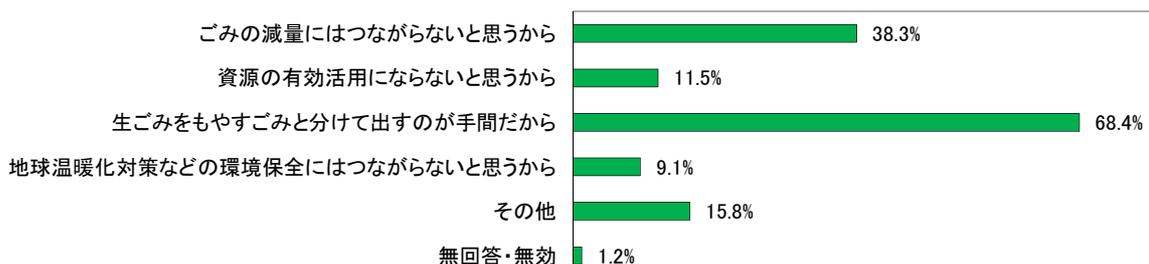


図 4-47: 生ごみの有効利用に反対する理由

(5) 家庭ごみの有料化について

家庭ごみの有料化については、「賛成」「どちらかという賛成」と回答した人は約2割、「どちらかという反対」「反対」と回答した人は約8割でした。

家庭ごみの有料化に賛成する理由としては、「ごみの減量・リサイクルに効果があると思う」と回答した人は約8割、「ごみ処理費用はごみを排出する人が負担すべき」「ごみを減らす努力をしている人と、していない人との不公平感がなくなる」と回答した人は約4割となっています。

家庭ごみの有料化に反対する理由としては、「不法投棄につながる恐れがある」と回答した人が約6割と最も多く、次いで「経済的な負担が増える」が続いています。また、「ごみ処理費用は税金で全部まかなうべき」「ごみの減量には分別の徹底や普及啓発などの有料化以外の手法をまず行うべき」と回答した人もそれぞれ約2割となっています。

一方で、「有料化によるごみの減量は一時的で、あまり効果はないと思う」と回答した人は1割程度となっていることから、反対している人においても、家庭ごみの有料化はごみの減量に一定の効果があると考えていることが伺えます。

質問 あなたは、ごみの排出量に応じて手数料を徴収する「家庭ごみの有料化」について、どのように思いますか。【あてはまるもの1つだけに○】

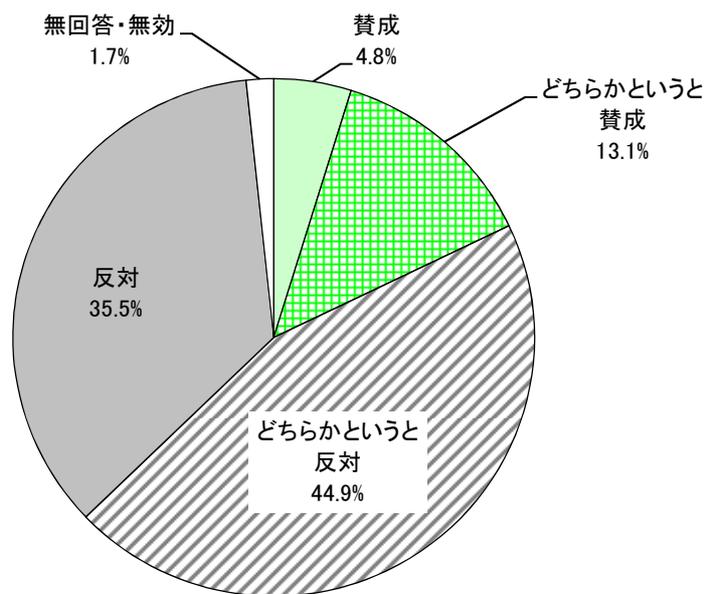


図 4-48: 家庭ごみ有料化について

質問 「賛成」、「どちらかという賛成」を選んだ方へあなたが、そのように思うのはどうしてですか。【主なもの2つまでに○】

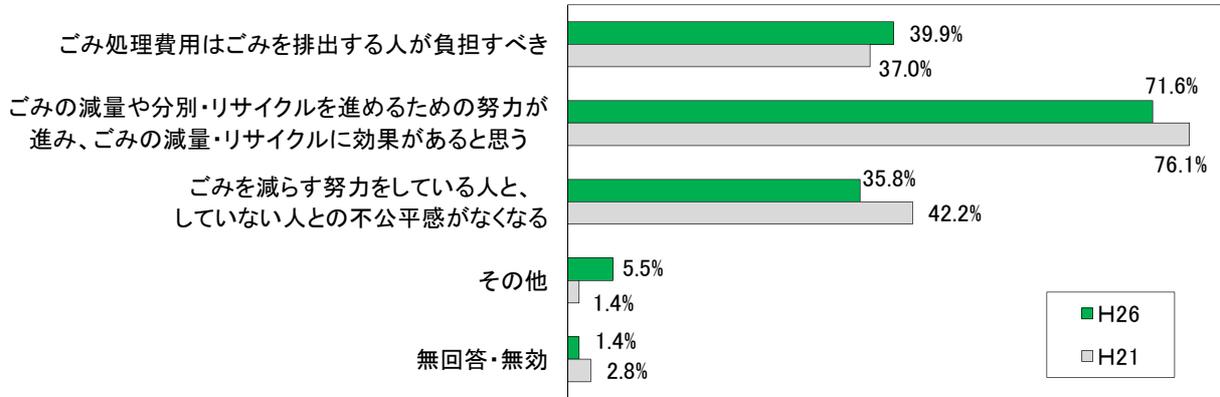


図 4-49: 家庭ごみ有料化に賛成する理由

質問 「どちらかという反対」、「反対」を選んだ方へあなたが、そのように思うのはどうしてですか。【主なもの2つまでに○】

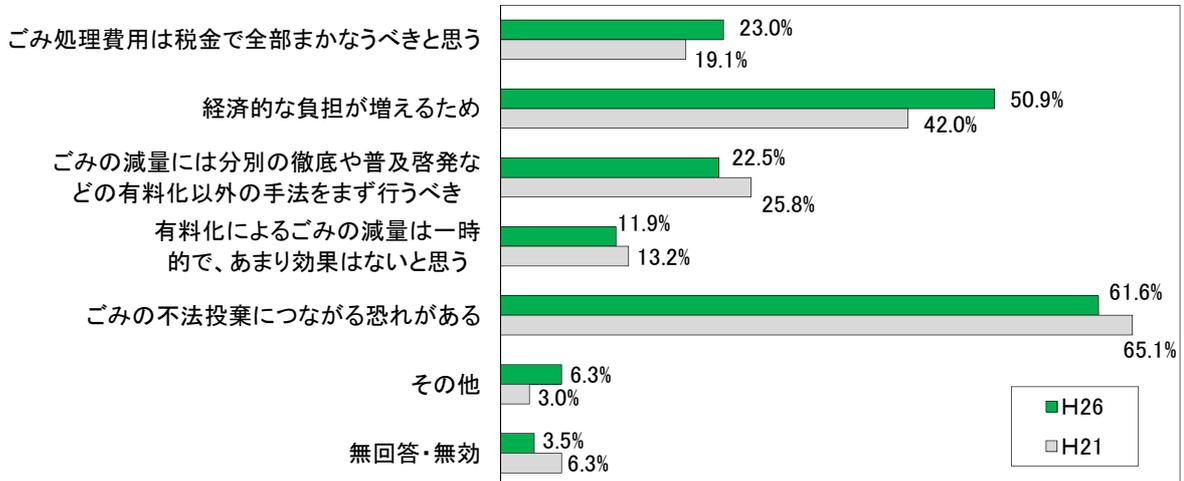


図 4-50: 家庭ごみ有料化に反対する理由

(6) 今後必要な情報について

ごみ減量・リサイクルに関して、どのような情報が必要かという問いに対しては、「家庭でできるごみ減量の工夫に関する情報」と回答した人が約 5 割で最も多く、次いで「古紙などの資源や家庭での不用品などのリサイクルに関する情報」が約 4 割、「ごみの分別や持ち出しに関する情報」が約 3 割と続いています。

一方で、「市のごみ収集量の移り変わりなど、ごみ処理の現状に関する情報」が必要だと回答した人は 2 割程度にとどまっており、市が行うごみ処理についての情報は、他の情報に比べると必要度が低いことが分かります。

質問 あなたは、ごみ減量・リサイクルに関して、今後どのような情報が最も必要だと思いますか。【主なもの 2 つまでに○】

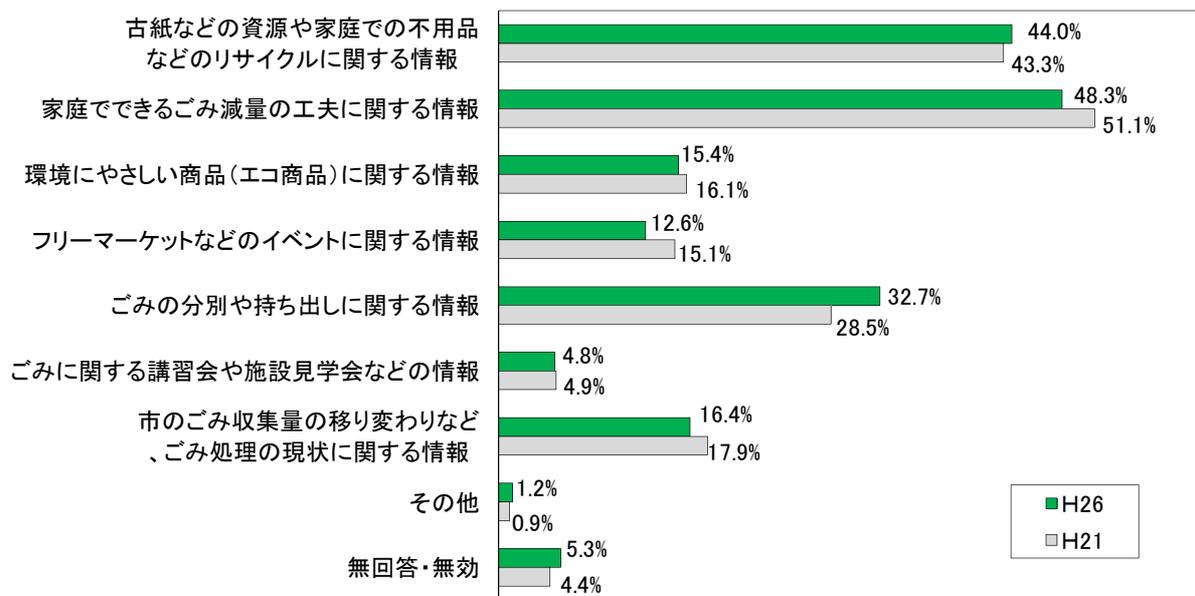


図 4-51: 今後必要な情報

1-2 ごみ処理に関する事業者アンケート調査結果

環境に関するアンケートでは、市民アンケート調査と併せて、事業者に対しても調査も行いました。アンケートの配布数は400、回収数163で、回収率は40.8%でした。

(1) ごみとの関わりについて

ごみとの関わりについては、「いつも、ごみを少なくする工夫とリサイクルを実行している」「多少意識して、ごみを少なくする配慮やリサイクルを心掛けている」と回答した事業所が合わせて9割以上で、ほとんどの事業所が何らかの配慮や工夫を行っていることが分かります。

質問 貴事業所は、事業活動の中で、ごみとどのように関わっていますか。
【あてはまるもの1つだけに○】

表 4-37 ごみとの関わり

(単位: %)

選 択 肢	比率
ごみのことは考えず、事業活動を行っている	0.6
ごみの問題は深刻だと思いながらも、ごみに対す配慮はせずに事業活動を行っている	3.1
多少意識して、ごみを少なくする配慮やリサイクルを心掛けている	54.6
いつも、ごみを少なくする工夫とリサイクルを実行している	41.1
無回答・無効	0.6

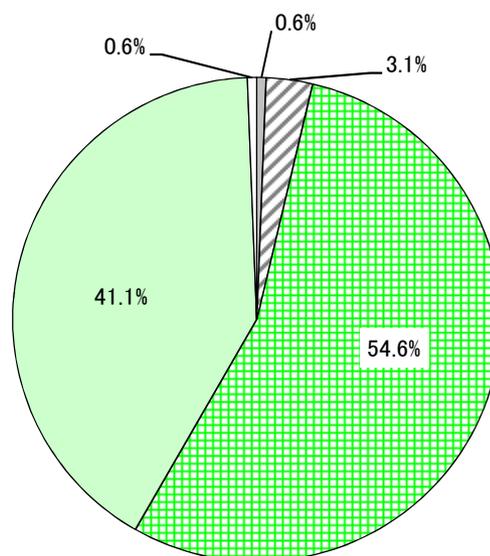


図 4-52: ごみとの関わり

(2) ごみの減量・リサイクルのための取り組みについて

ごみの減量・リサイクルのための取り組みとして、「紙の使用の抑制」「OA用紙やダンボールなどの再資源化」と回答した事業所がそれぞれ約8割、約7割となっています。

ごみの減量、リサイクルに取り組む理由として、「企業としての社会的責任を果たすため」(約8割)と、「ごみ処理経費削減のため」(約5割)の2つに回答が集まっています。

質問 貴事業所は、ごみの減量・リサイクルのためにどのようなことに取り組まれていますか。
【あてはまるものすべてに○】

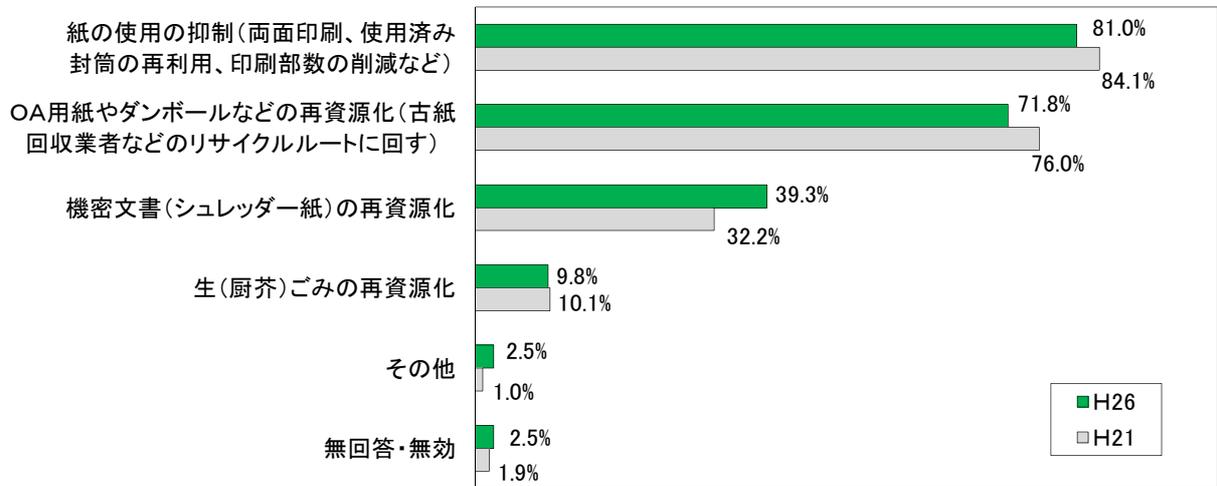


図 4-53:ごみの減量・リサイクルのための取り組み

質問 貴事業所が、ごみの減量・リサイクルに取り組まれる理由は何ですか。
【主なもの2つまでに○】

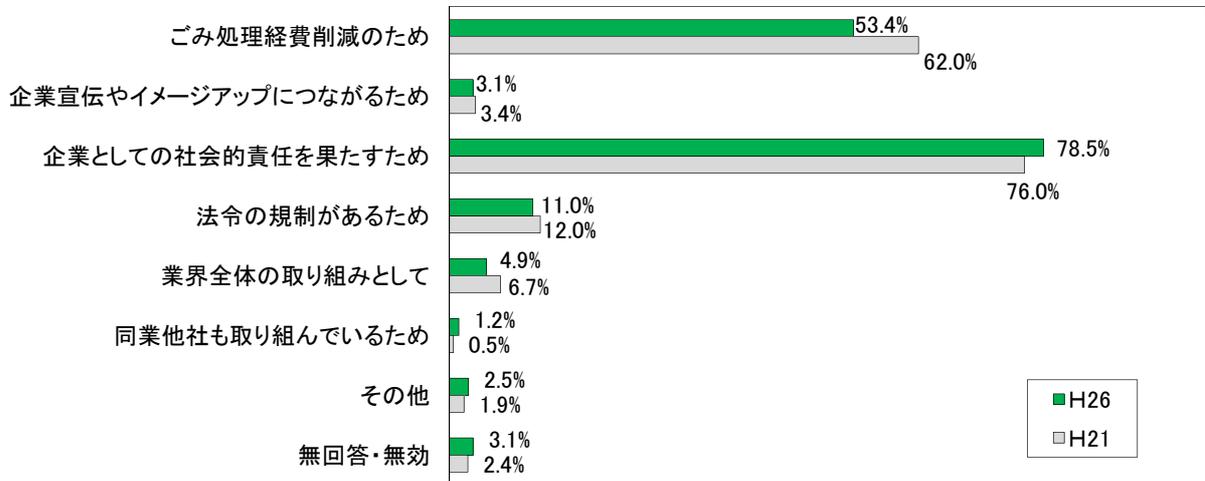


図 4-54:ごみの減量・リサイクルに取り組む理由

(3) ごみの減量・リサイクルにおける問題点について

ごみの減量やリサイクルを行う場合の問題点として、「リサイクルするためにごみを保管するスペースや設備を確保するのが困難」と回答した事業所が約4割で最も多く、「経済的なメリットが少ない」「事業所内での分別の周知・徹底が難しい」が約3割で続いています。

質問 貴事業所は、ごみの減量やリサイクルを行う場合の問題点は何だと思えますか。
【主なもの2つまでに○】

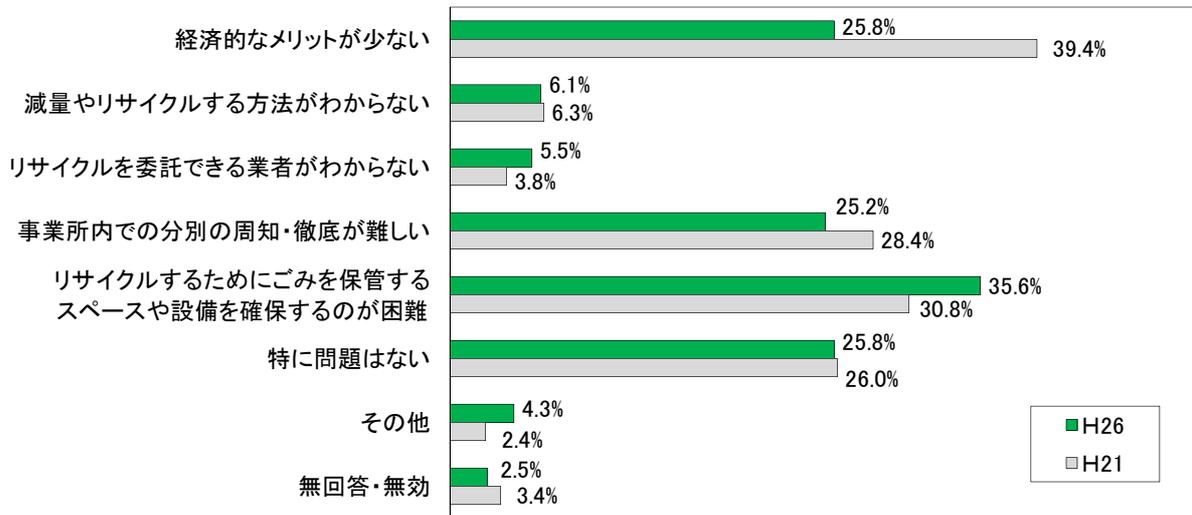


図 4-55:ごみの減量・リサイクルにおける問題点

(4) ごみ、資源などの処理方法について

古紙の処理方法については、「古紙回収業者などのリサイクルルートに回す」と回答した事業所が約 7 割で最も多く、次いで「市の許可を受けた業者に処理を委託」が約 2 割となっています。

古紙以外のごみの処理方法については、「市の許可を受けた業者に処理を委託」と回答した事業所が約 8 割を占めています。

質問 貴事業所は、新聞やダンボールなどの古紙をどのように処理されていますか。
【あてはまるもの1つだけに○】

表 4-38 古紙の処理方法

(単位: %)

選 択 肢	比率
古紙回収業者などのリサイクルルートに回す	71.2
市の許可を受けた業者に処理を委託	19.0
投入許可を得て市の施設(資源化センター)に搬入	2.5
自己処理(基準を満たした焼却炉での処理など)	2.5
その他	3.1
無回答・無効	1.8

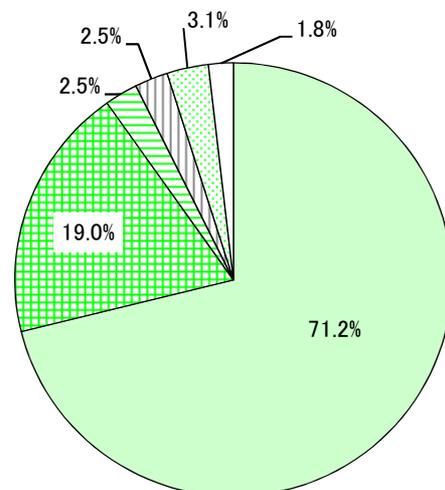


図 4-56:古紙の処理方法

質問 貴事業所は、古紙以外のごみをどのように処理されていますか。
【あてはまるもの1つだけに○】

表 4-39 ごみの処理方法

(単位: %)

選 択 肢	比 率
市の許可を受けた業者に処理を委託	80.4
投入許可を得て市の施設(資源化センター)に搬入	12.3
自己処理(業務用の生ごみ処理、基準を満たした焼却炉での処理など)	4.3
その他	1.8
無回答・無効	1.2

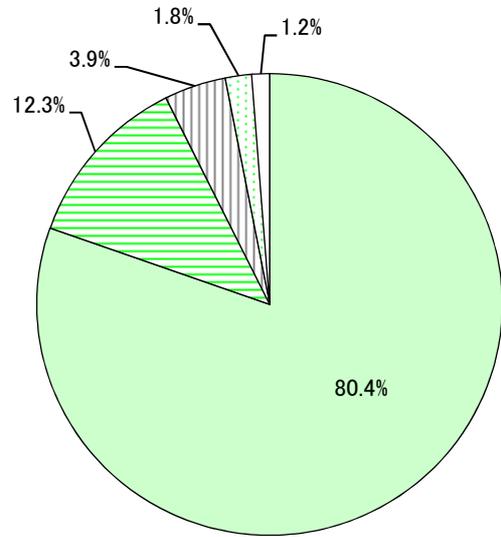


図 4-57: ごみの処理方法

(5) 希望する情報について

ごみに関する情報について市に希望するものは、「事業系ごみを減量するための先進的な情報」が約7割で最も多く、次いで「廃棄物処理に関する新たな法律などの情報」が約3割となっています。

質問 貴事業所は、本市からのごみに関する情報で何を希望しますか。
【主なもの2つまでに○】

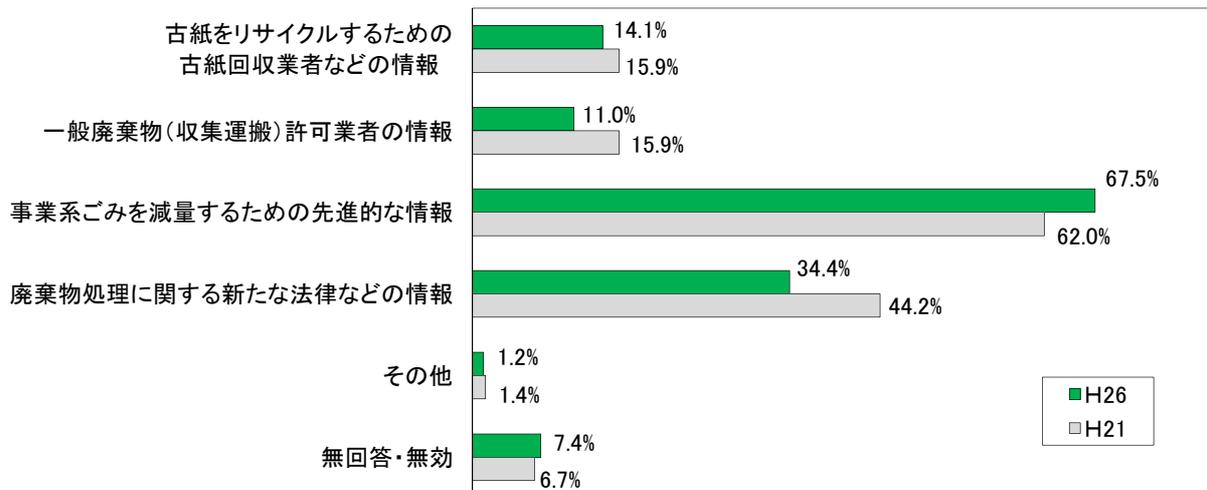


図 4-58: 希望する情報

第 2 節 産業廃棄物に関する意識調査

2-1 産業廃棄物排出業者への意識調査結果

産業廃棄物排出業者への意識調査は、平成 25 年度に産業廃棄物実態調査と同時に実施しました（平成 25 年度実績）。アンケートは、対象を 2,036 事業所[2,027 事業所]とし、有効回答数は 755 事業所[909 事業所]、有効回答率は 37%[45%]となっています。（以下、[]は平成 20 年度の値を示す。）

意識調査結果の概要を以下に示します。

(1) 発生抑制、リサイクルに対する取り組みについて

廃棄物の発生抑制、リサイクルなどに対する何らかの取り組みを「実施している」と回答した事業所は、図 4-59 に示すように、総回答数の 76%となっています。また、「予定している」は 14%、「検討している」は 34%となっています。前回調査と比べると、やや消極的な結果になっています。

また、「実施している」と回答した事業所の具体的な取り組み内容を見ると、「発生廃棄物の分別・選別の徹底によるリサイクルなどの推進」が 61%で最も多く、次いで「再生品、再生資源（原料）の利用促進」が 48%となっており、事業所内での取り組み内容が多くなっています。前回調査と比べると、「規格材の使用など廃材発生が少ない資材の採用」、「環境負荷の少ない原材料の使用による有害廃棄物の発生抑制」などの取り組みにおける割合が高くなっていますが、一方で、「再生品、再生資材（原料）の利用の促進」、「発生廃棄物の分別・選別の徹底によるリサイクル等の促進」、「包装材・梱包材の使用量の削減」など、その他の項目に関しての割合が減少傾向にあります。

特に、取り組みに消極的であったものについて見ると、「製品（部品等）のラベリングによるリサイクル推進のための情報提供」が 4%で最も少なく、次いで「リサイクルの容易化、処理の容易化、製品の長寿命化などを考慮した環境調和型製品の開発」が 5%となっています。平成 20 年度と比較しても、割合はほとんど変化しておらず、これらの取り組みがほとんど進んでいない状況となっています。したがって、リサイクルに対する取り組みを実施している事業者の割合は増加していますが、取り組んでいる事柄の数が前回調査よりも減少しているため、今後もリサイクルの促進に向けた啓発が必要になると考えられます。

質問 産業廃棄物の発生抑制、リサイクルなどに対する何らかの取り組みを実施していますか。また、その取り組み内容はどのようなものですか。(複数回答)

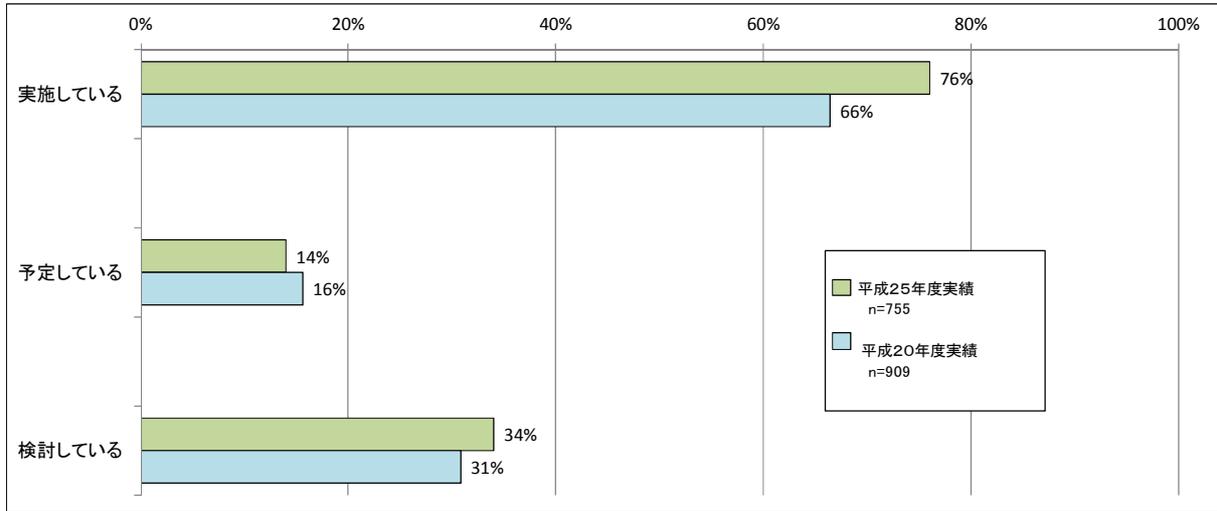


図 4-59: 産業廃棄物の発生抑制、リサイクルに対する取り組み回答結果 (複数回答)

表 4-40: 産業廃棄物の発生抑制、リサイクルに対する取り組み回答結果 (複数回答)

	実施している		予定している		検討している	
	H20	H25	H20	H25	H20	H25
再生品、再生資源(原料)の利用の促進	459	360	15	18	96	71
	76%	48%	11%	2%	34%	9%
発生廃棄物の分別・選別の徹底によるリサイクル等の促進	539	459	22	20	71	57
	89%	61%	15%	3%	25%	8%
包装材・梱包材の使用量の削減	287	224	36	34	103	94
	48%	30%	25%	5%	37%	12%
他産業又はグループ企業との再生資源の受入・供給による リサイクルの促進	158	117	21	13	109	100
	26%	16%	15%	2%	39%	13%
規格材の使用など廃材発生が少ない資材の採用	158	105	28	18	88	91
	26%	14%	20%	2%	31%	12%
ユニット工法など廃材発生が少ない工法の採用	56	46	16	14	94	97
	9%	6%	11%	2%	34%	13%
再生資源の工事利用の促進	128	110	20	16	75	86
	21%	15%	14%	2%	27%	11%
産業廃棄物排出削減のための工事現場内での有効利用の促進	115	73	19	22	73	84
	19%	10%	13%	3%	26%	11%
建設残土等の工事間利用	111	78	14	19	68	77
	18%	10%	10%	3%	24%	10%
産業廃棄物排出削減のための工程内発生廃棄物の有効利用の促進	131	98	30	22	81	88
	22%	13%	21%	3%	29%	12%
廃棄物等の低減のための製造工程の改善	132	102	23	17	96	89
	22%	14%	16%	2%	34%	12%
環境負荷の少ない原材料の使用による有害廃棄物の発生抑制	134	101	29	17	91	80
	22%	13%	20%	2%	33%	11%
リサイクルの容易化、処理の容易化、製品の長寿命化等を考慮した環境調和型製品の開発	44	43	20	8	106	93
	7%	6%	14%	1%	38%	12%
製品(部品等)のラベリングによるリサイクル推進のための情報提供	30	33	16	8	101	89
	5%	4%	11%	1%	36%	12%
その他	8	10	1	0	2	1
	1%	1%	1%	0%	1%	0%
回答計	604	574	142	102	280	258
	66%	76%	16%	14%	31%	34%

(2) 取り組み効果について

産業廃棄物の処理・減量化・資源化に対する取り組み内容とその効果は、表 4-41 のとおりです。（ここでは、「実施している」と回答した事業所のみを対象としています）。

最も取り組んでいる事業者が多い「発生廃棄物の分別・選別の徹底によるリサイクル等の推進」による効果は、「自社での廃棄物の発生量が低減した」、「自社で発生する廃棄物の再利用再生利用が進んだ」の割合が高くなっており、また、次に取り組んでいる事業者が多い「再生品、再生資源（原料）の利用促進」による効果においても、「自社で発生する廃棄物の再利用・再生利用が進んだ」、「自社での廃棄物の発生量が低減した」が高くなっています。

質問 産業廃棄物の発生抑制、リサイクル等に対する取り組みの内容とその効果はどのようなものですか。（複数回答）

表 4-41：産業廃棄物の発生抑制、リサイクルに対する取り組み効果

	減 自 社 で の 廃 棄 物 の 発 生 量 が 低 減 し た	用 自 社 で 再 生 利 用 す る が 進 ん だ	に 自 社 で 再 生 利 用 す る が 進 ん だ	自 社 で 再 生 利 用 す る が 進 ん だ	納 品 先 回 り の 回 路 が 確 立 し た	材 等 の 回 り の 回 路 が 確 立 し た	た 。 廃 棄 物 の 回 り の 回 路 が 確 立 し た	れ が 社 会 に 有 利 に 作 用 し た	識 の 向 上 に 効 果 が あ っ た	無 回 答	回 答 計
再生品、再生資源（原料）の利用の促進	91	101	26	4	8	28	13	31	103	360	
発生廃棄物の分別・選別の徹底によるリサイクル等の促進	115	107	57	2	6	61	6	64	102	459	
包装材・梱包材の使用量の削減	105	17	16	8	12	20	7	16	55	224	
他産業又はグループ企業との再生資源の受入・供給によるリサイクルの促進	29	42	6	3	6	16	7	10	24	117	
規格材の使用など廃材発生が少ない資材の採用	57	8	6	2	1	10	0	3	26	105	
ユニット工法など廃材発生が少ない工法の採用	19	5	8	2	0	8	3	1	11	46	
再生資源の工事利用の促進	14	28	5	1	1	9	5	17	39	110	
産業廃棄物排出削減のための工事現場内での有効利用の促進	20	14	10	0	1	8	1	2	24	73	
建設残土等の工事間利用	15	20	7	0	0	12	2	2	24	78	
産業廃棄物排出削減のための工程内発生廃棄物の有効利用の推進	40	22	14	1	0	18	3	7	20	98	
廃棄物等の低減のための製造工程の改善	54	6	11	2	0	15	3	10	26	102	
環境負荷の少ない原材料の使用による有害廃棄物の発生抑制	24	7	7	1	1	6	22	12	36	101	
リサイクルの容易化、処理の容易化、製品の長寿命化等を考慮した環境調和型製品の開発	14	7	5	5	0	5	12	5	12	43	
製品（部品等）のラベリングによるリサイクル推進のための情報提供	6	3	2	2	1	2	10	3	14	33	
その他	1	1	1	0	0	1	0	2	5	10	

(3) 産業廃棄物に関する将来動向について

産業廃棄物に関する事業所の将来計画を見ると、図 4-60 に示すとおり、何らかの

計画がある、または計画予定であると回答した事業所は、総回答数の約 27%となっています。一方、「特に計画していないし、今後も計画する予定はない」と回答した割合は総回答数の 60%となっています。また、前回調査と比べて計画がある事業者の割合も若干増加していますが、廃棄物に関する事業所での将来計画への取り組みに対して消極的であることが伺えます。

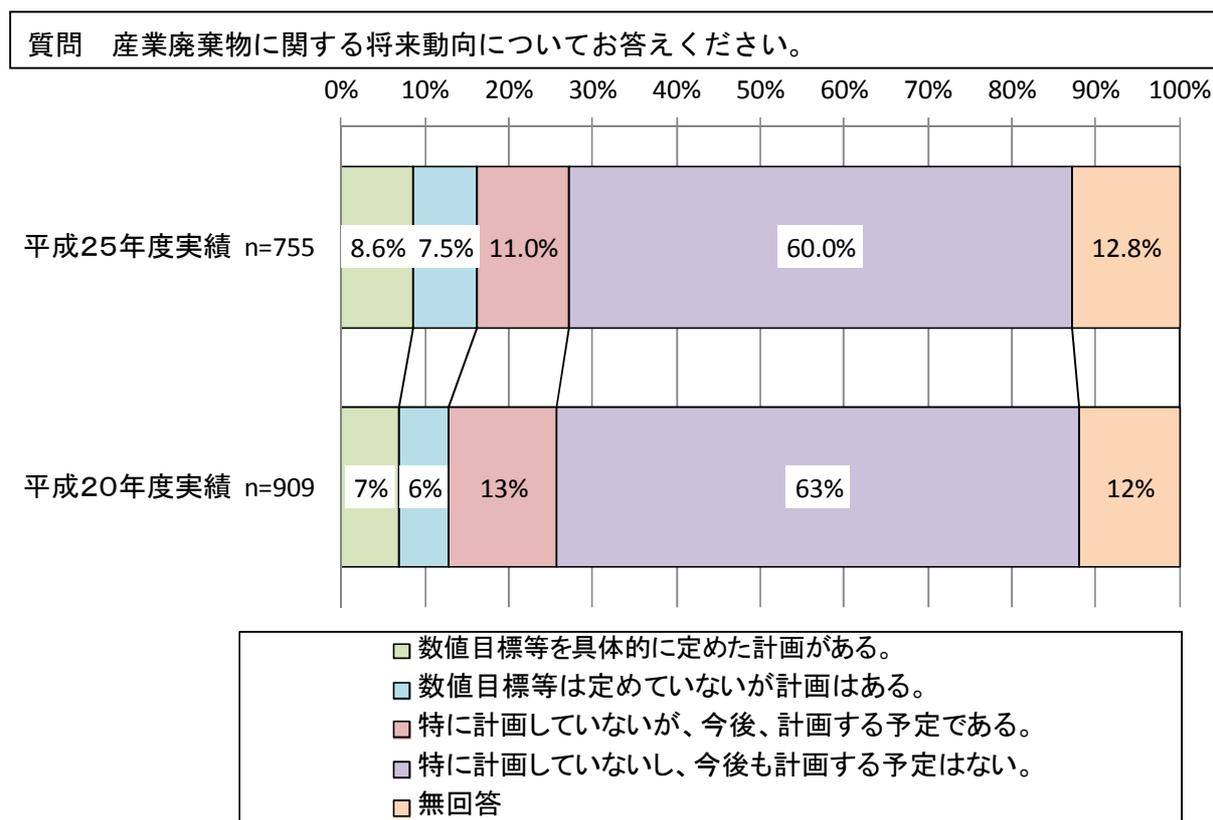


図 4-60: 産業廃棄物に関する将来動向

(4) 産業廃棄物に関する行政への要望について

産業廃棄物に関する行政への要望は、図 4-61 に示すとおりです。

行政への主な要望は、「産業廃棄物を減らし、リサイクルを進める仕組みづくり」が 40%、「優良な産業廃棄物処理業者の支援と育成」が 34%、「市などの行政機関が関与した産業廃棄物処理施設の整備」が 26%となっています。

前回調査と比べて、要望の内容に大きな変動はありません。

質問 産業廃棄物に関する行政への要望についてお答えください。(複数回答)

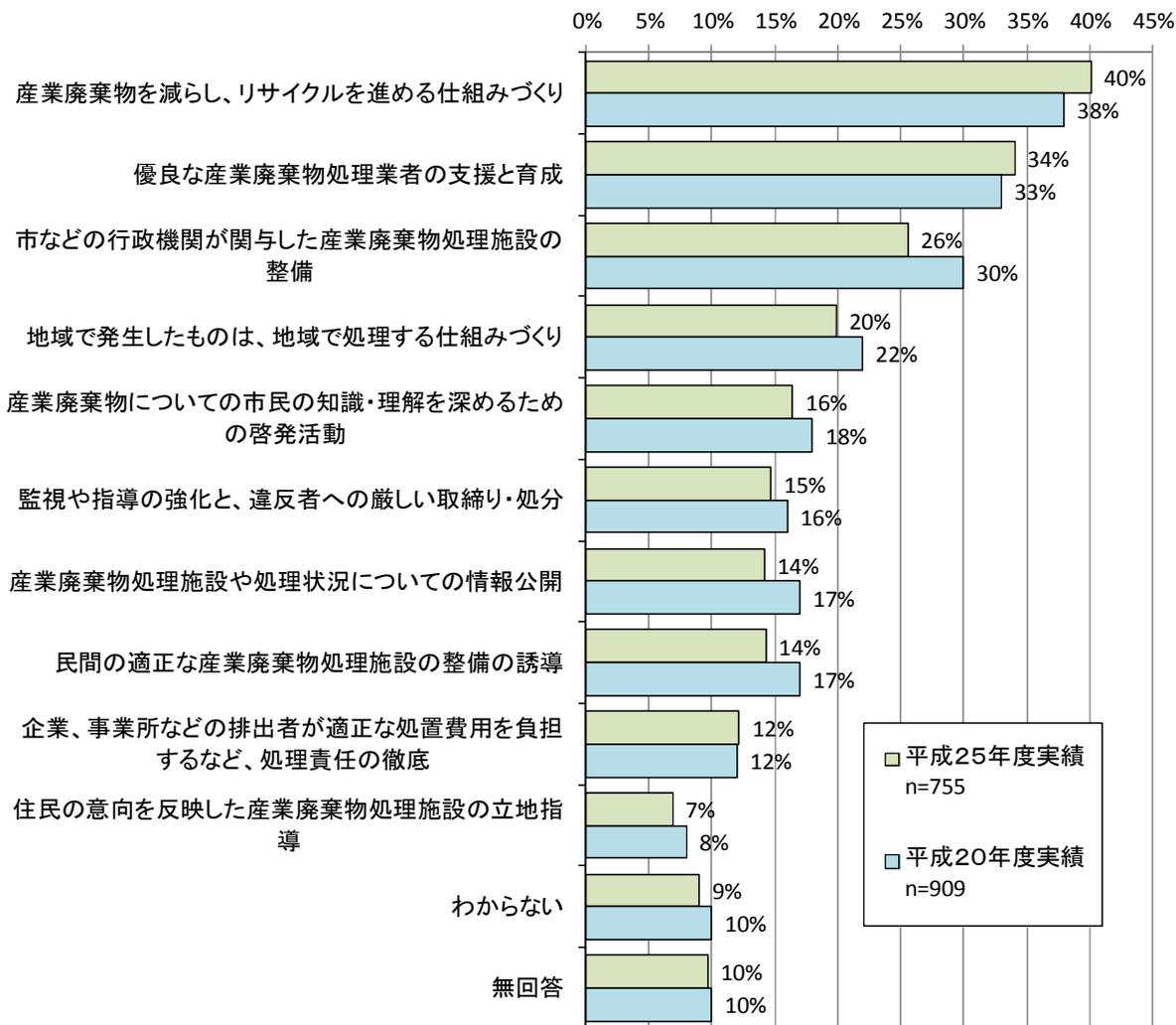


図 4-61: 産業廃棄物に関する行政への要望

(5) その他環境に関連する取り組みについて

「グリーン購入」、「環境報告書」、「環境会計」、「ISO」、「エコアクション 21」、「電子マニフェスト」など環境に関する取り組みについては、導入や取得状況が少なく、認知度も低い傾向にあり、消極的な結果になっています。

2-2 産業廃棄物に関する市民アンケート調査結果

産業廃棄物に関する市民アンケート調査は、平成 22 年度に実施しました。アンケートは、対象を 1,500 人[1,090 人]とし、有効回答数は 868 人[456 人]、有効回答率

は58%[42%]となっています。(以下、[]は平成13年度の値を示す。)

市民アンケート結果の概要を以下に示します。

(1) 産業廃棄物の処理に関する関心、印象について

産業廃棄物の処理に関する関心については、図4-62に示すように、市民の71%[81%]が関心があると回答しています。前回調査と比べて、産業廃棄物の処理に関する関心は10%程度低下しています。

産業廃棄物の処理に関する印象については、図4-63に示すように、市民の38%[47%]が印象が悪い、市民の23%[18%]が印象が良いと回答しています。前回調査と比べて、産業廃棄物の処理に関する印象は良くなっています。

質問 あなたは、日頃、産業廃棄物の処理について関心をお持ちですか。

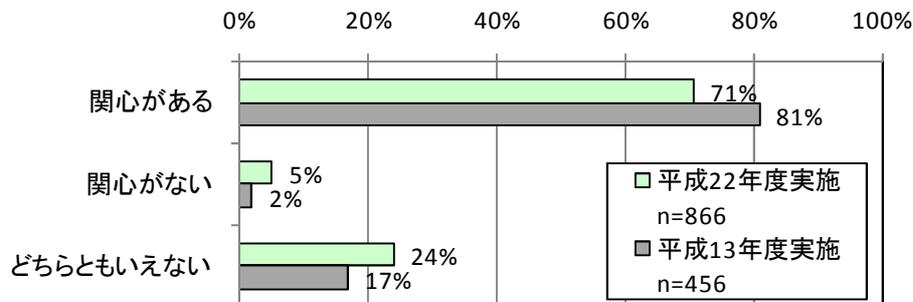


図4-62: 産業廃棄物に関する関心

質問 産業廃物の処理に関して、どんな印象(イメージ)をお持ちですか。

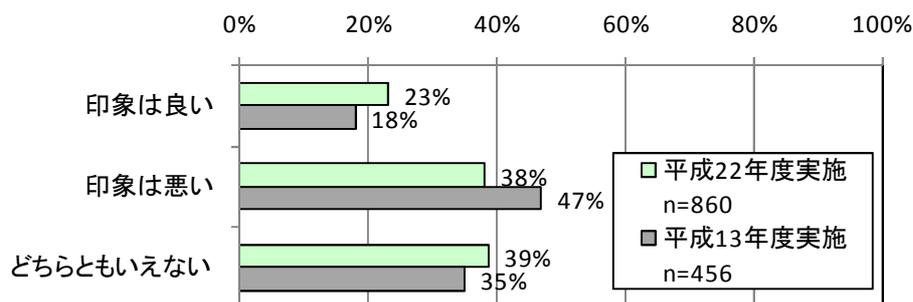


図4-63: 産業廃棄物に関する印象

(2) 産業廃棄物の処理に関する印象の内容及びその情報源について

産業廃棄物処理に関する印象の内容については、図4-64に示すように、「不法投棄が多い」が62%[57%]、「リサイクルや減量化が行われている」が43%[40%]と高い割合となっています。前回調査と比べて、「処理施設における処理や管理が適切に行われている」の割合が増加し、「ダイオキシン類などにより空気、地下水や水源、

土壌の汚染を発生させている」の割合が低下しています。

また、産業廃棄物処理に関する印象の情報源については、図 4-65 に示すように、「新聞やテレビの報道により」が65% [76%] と高い割合となっています。

前回調査と比べると、「身近な場所に処理施設があることから」、「実際に処理施設を見学、視察したことから」、「職場で産業廃棄物の処理を委託していることから」が高くなっているなど、身近に触れた印象を持っている市民が増えています。

質問 産業廃棄物の処理に関して、あなたがお持ちの印象（イメージ）の内容をお答えください。（複数回答）

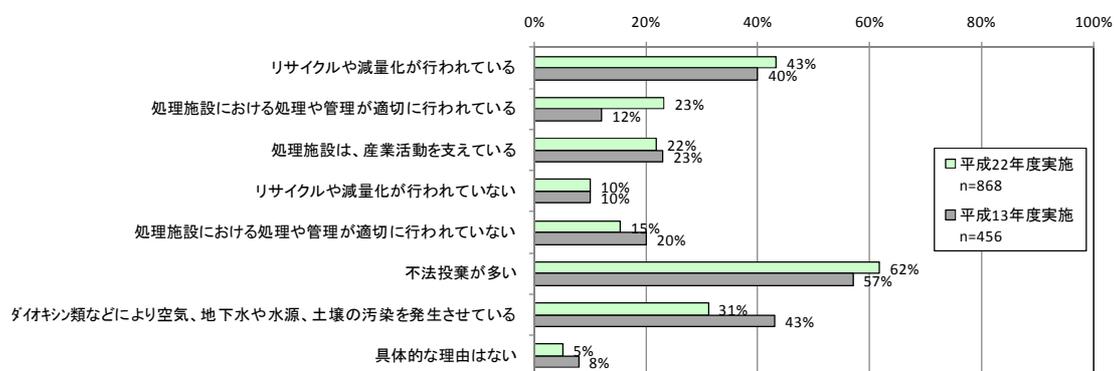


図 4-64: 産業廃棄物処理に関する印象の内容

質問 あなたの産業廃棄物の処理に関する印象（イメージ）は何から得られたものかお答えください。（複数回答）

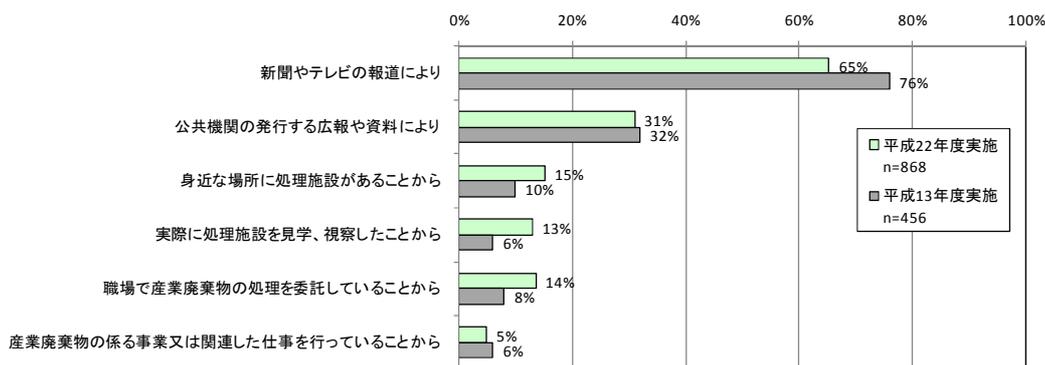


図 4-65: 産業廃棄物処理に関する印象の情報源

産業廃棄物処理に関する印象について、「印象が良い」と「印象が悪い」と回答した市民を区分して、産業廃棄物処理に関する印象の内容と情報源を整理して見ると、図 4-66、図 4-67 に示すとおりとなります。

「印象が良い」と回答した市民では、「リサイクルや減量化が行われている」、「処理施設における処理や管理が適切に行われている」が高い割合を示しており、情報源と

して「新聞やテレビの報道により」だけでなく、「公共機関の発行する広報や資料により」の割合も高くなっています。

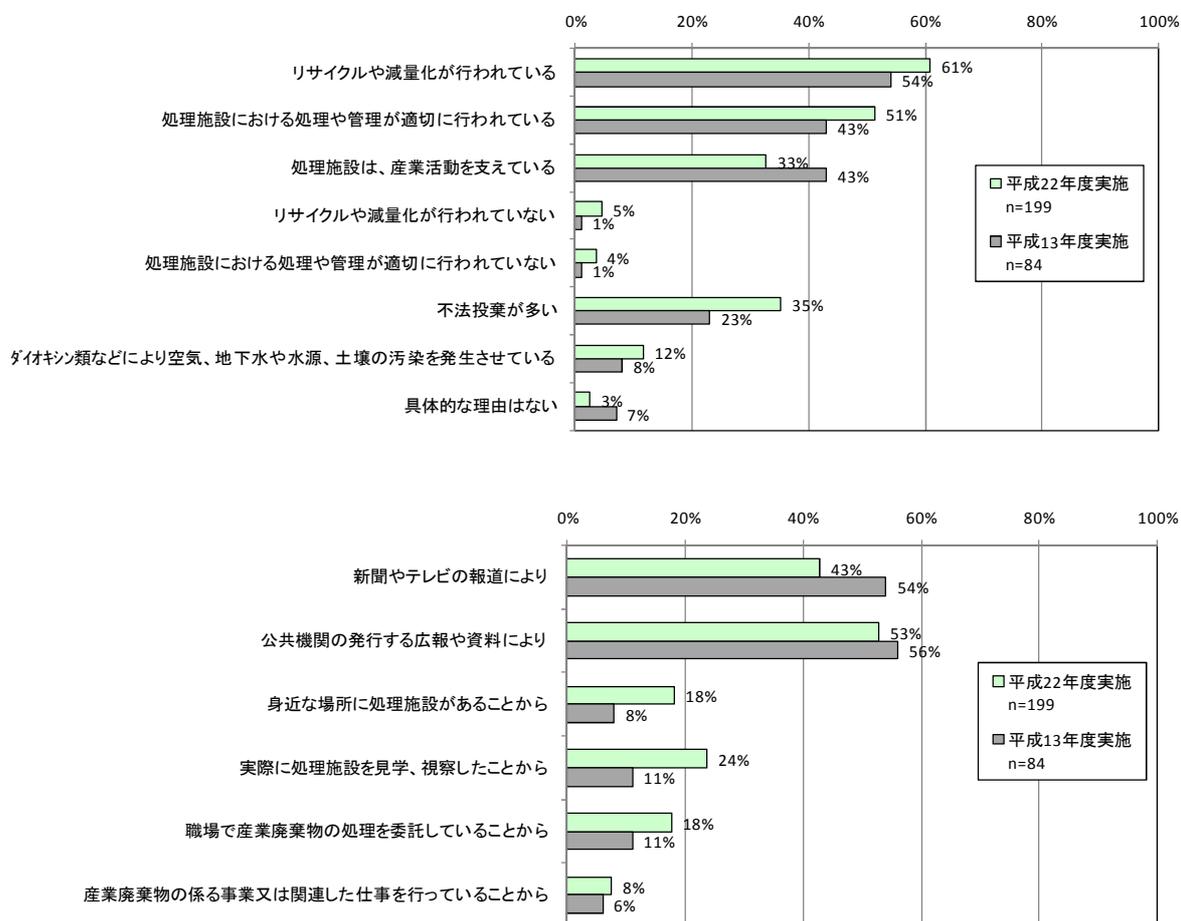


図 4-66:「印象が良い」と回答した市民の産業廃棄物処理に関する印象の内容及び情報源

一方、「印象が悪い」と回答した市民では、「不法投棄が多い」や「ダイオキシン類などにより空気、地下水や水源、土壌の汚染を発生させている」が高い割合を示しており、情報源として「新聞やテレビの報道により」が7割以上となっています。

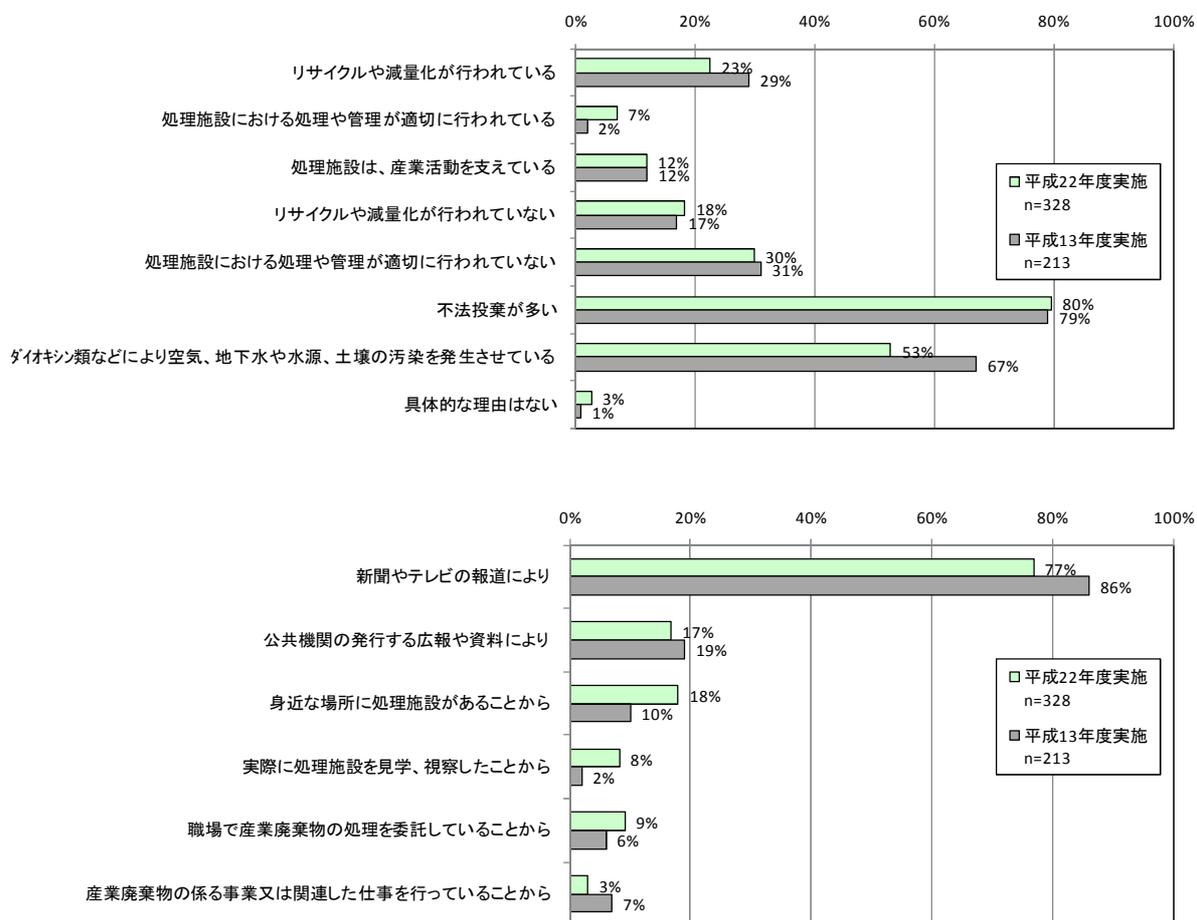


図 4-67:「印象が悪い」と回答した市民の産業廃棄物処理に関する印象の内容及び情報源

(3) 産業廃棄物の処理施設に関する印象について

産業廃棄物の処理施設に関する印象については、図 4-68 に示すように、不安と感じている市民が7割を超えています。前回調査と比べて「非常に不安である」の割合は減少しています。

産業廃棄物の処理施設に関して市民が不安を感じる理由は、図 4-69 に示すように、「空気や地下水、水源が汚染されるおそれがあるため」など、環境に関する項目と、「施設が適切に管理・運営されているかが確認できないため」など、維持管理に関する項目についての不安が高くなっています。

質問 あなたは産業廃棄物の処理施設に対して不安がありますか。

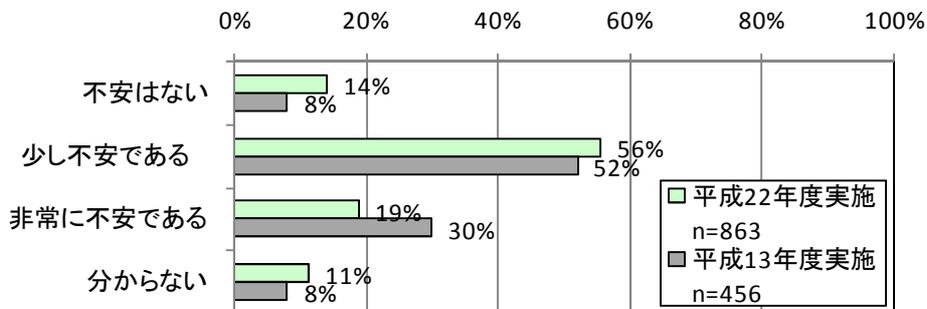


図 4-68: 産業廃棄物処理施設に関する印象

質問 産業廃棄物の処理施設に対する不安の理由をお答えください。(複数回答)

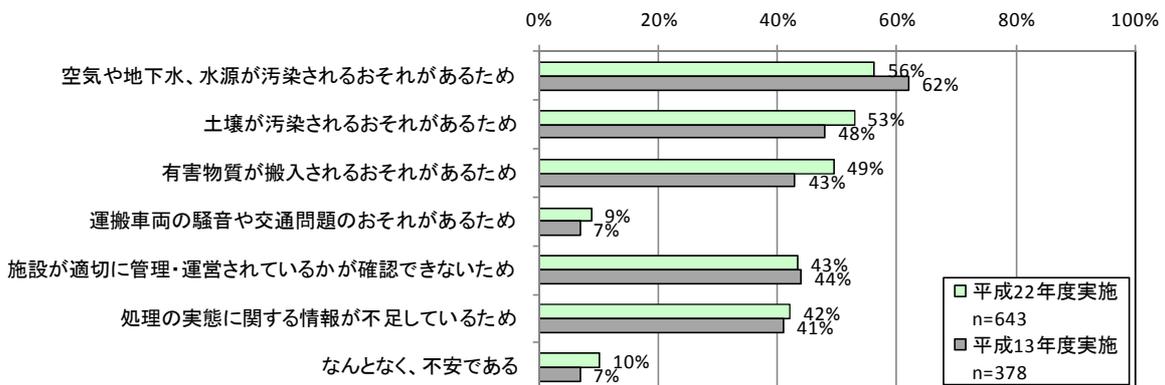


図 4-69: 産業廃棄物処理施設に不安と回答した市民の理由

(4) 産業廃棄物に関する行政への要望について

身近な場所に産業廃棄物の処理施設が立地されとした場合に、市民が行政に求める要望は、図 4-70 に示すように、「監視や指導の強化と、違反者への厳しい取締り・処分」が 54% [54%] と最も多く、以下、「排出事業者（企業、事業者など）の処理責任の徹底」が 50% [49%]、「産業廃棄物の量を減らし、リサイクルを進める仕組みづくり」が 34% [41%]、「産業廃棄物についての市民の知識・理解を深めるための啓発活動」が 20% [14%]、「優良な産業廃棄物処理業者の支援と育成」が 31% [32%] となっています。

前回調査と比べて、身近な場所に産業廃棄物の処理施設が立地されとした場合に、市民が行政に求める要望に大きな変化はありません。

質問 あなたの身近な場所に産業廃棄物の処理施設が立地されとした場合、行政に対して何を要望しますか。（複数回答）

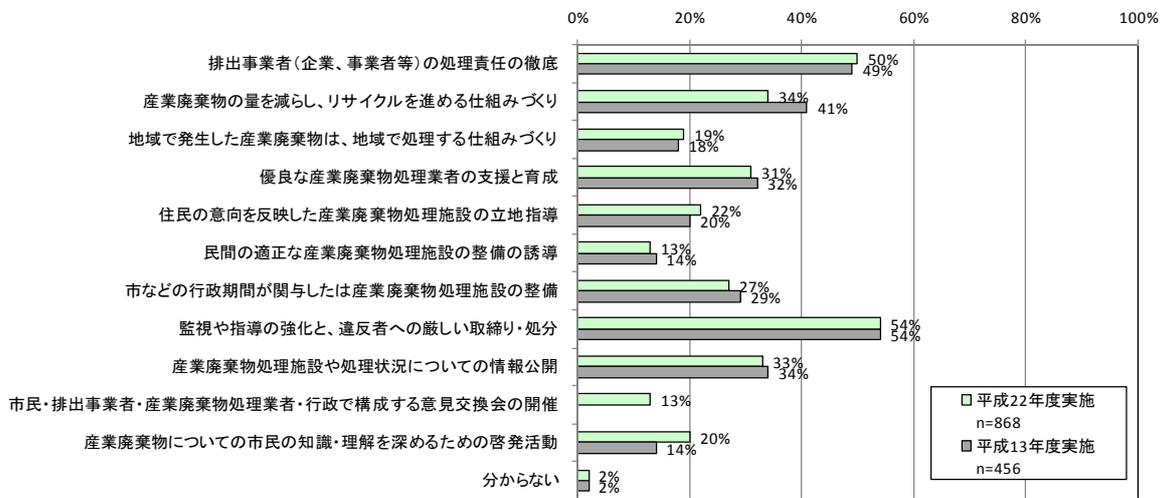


図 4-70: 身近な場所に産業廃棄物の処理施設が立地されとした場合の行政への要望

2-3 産業廃棄物に関する各種団体アンケート調査結果

産業廃棄物に関する各種団体アンケートは、平成 22 年度に実施しました。アンケートは、対象を 7 団体とし、有効回答数は 7 団体、有効回答率は 100%となっています。各種団体アンケート結果の概要を以下に示します。

(1) 産業廃棄物に対する取り組みについて

団体としての産業廃棄物に対する取り組み状況は、表 4-42 に示すとおり、「産業廃棄物の減量・処理に関する事項」、「ISO14000 シリーズの取得の推進」、「電子マニフェストの利用の促進」に関する研修会・説明会・PR など広報活動が複数の団体で実施されています。

質問 産業廃棄物の発生抑制、リサイクル等に対して、どのような取り組みを行っていますか。
(複数回答)

表 4-42: 研修会や説明会・PR など広報活動の実施状況

研修会・説明会の実施状況	実施している	予定している	検討している
1. 産業廃棄物の減量に関する事項	3	—	1
2. 産業廃棄物の資源化に関する事項	1	1	1
3. 産業廃棄物の処理に関する事項	3	1	—
4. 近年の法令などの動向に関する事項	1	—	1
5. 特別管理産業廃棄物の取扱いに関する事項	1	—	1
6. ISO14000シリーズの取得の推進	2	—	1
7. 電子マニフェストの利用の促進	3	—	1
8. その他	—	—	—
回答計	14	2	6

PRなど広報活動の実施状況	実施している	予定している	検討している
1. 産業廃棄物の減量に関する事項	2	—	2
2. 産業廃棄物の資源化に関する事項	1	1	1
3. 産業廃棄物の処理に関する事項	2	1	1
4. 近年の法令などの動向に関する事項	1	—	2
5. 特別管理産業廃棄物の取扱いに関する事項	1	—	2
6. ISO14000シリーズの取得の推進	2	—	1
7. 電子マニフェストの利用の促進	2	—	1
8. その他	—	—	—
回答計	11	2	10

(2) 産業廃棄物の将来目標などについて

産業廃棄物についての将来目標などの設定状況は、表 4-43 に示すとおり「特に設定しておらず、今後も設定する予定はない」がほとんどであり、その他意見として、「認識の向上に努めることが不可欠」との意見があります。

質問 団体としての産業廃棄物について将来目標などがありますか。

表 4-43: 産業廃棄物について将来目標などの設定状況

	結果
1. 数値目標などを定めている	—
2. 特に設定していないが、今後、設定する予定がある	—
3. 特に設定しておらず、今後も設定する予定はない	6
その他	1

(3) 産業廃棄物の処理処分の把握状況について

産業廃棄物の処理処分の把握状況は、表 4-44 に示すとおり、最終処分量、最終処分先、再生利用先のみを一部の団体が把握しています。

質問 産業廃棄物の処理処分状況を把握していますか。(複数回答)

表 4-44: 産業廃棄物の処理処分の把握状況

	結果
1. 中間処理量を把握している	—
2. 最終処分量を把握している	1
3. 再生利用量を把握している	—
4. 中間処理先を把握している	—
5. 最終処分先を把握している	1
6. 再生利用先を把握している	1
7. 把握していない	5
8. その他	—

(4) ISO14000 シリーズの取得及び電子マニフェストの利用状況について

ISO14000 シリーズの取得及び電子マニフェストの利用状況は、表 4-45 に示すとおり、ISO14000 シリーズ、電子マニフェストともに一部の団体が把握しています。

質問 ISO14000 シリーズの取得及び電子マニフェストの利用状況を把握していますか。

表 4-45:ISO14000 シリーズの取得及び電子マニフェストの利用状況

ISO14000シリーズ	結果
把握している	1
把握していない	5
その他	1

電子マニフェスト	結果
把握している	1
把握していない	5
その他	1

(5) 産業廃棄物に関する行政への要望について

産業廃棄物の減量化・再資源化や適正処理を進める場合における、行政への要望は、表 4-46 に示すとおり、「産業廃棄物についての市民・排出事業者の知識・理解を深めるための啓発活動」が最も多く、次いで、「産業廃棄物を減らし、リサイクルを進める仕組みづくり」、「監視や指導の強化と、違反者への厳しい取締り・処分」となっています。

質問 産業廃棄物の減量化・再資源化や適正処理を進めるため、行政はどのようなことに力を入れていく必要があると思いますか。(複数回答)

表 4-46:産業廃棄物に関する行政への要望

	結果
1. 排出事業者(企業、事業所など)の処理責任の徹底	2
2. 産業廃棄物を減らし、リサイクルを進める仕組みづくり	3
3. 地域で発生した産業廃棄物は、地域で処理する仕組みづくり	1
4. 優良な産業廃棄物処理業者の支援と育成	2
5. 住民の意向を反映した産業廃棄物処理施設の立地指導	1
6. 民間の適正な産業廃棄物処理施設の整備の誘導	—
7. 市などの行政機関が関与した産業廃棄物処理施設の整備	2
8. 監視や指導の強化と、違反者への厳しい取締り・処分	3
9. 産業廃棄物処理施設や処理状況についての情報公開	1
10. 市民・排出事業者・産業廃棄物処理業者・行政で構成する意見交換会の開催	2
11. 産業廃棄物についての市民・排出事業者の知識・理解を深めるための啓発活動	4
12. わからない	—

第 5 章 関係法令など

第 1 節 関係法令など

国の廃棄物に関する法体系は、以下に示すとおりです。

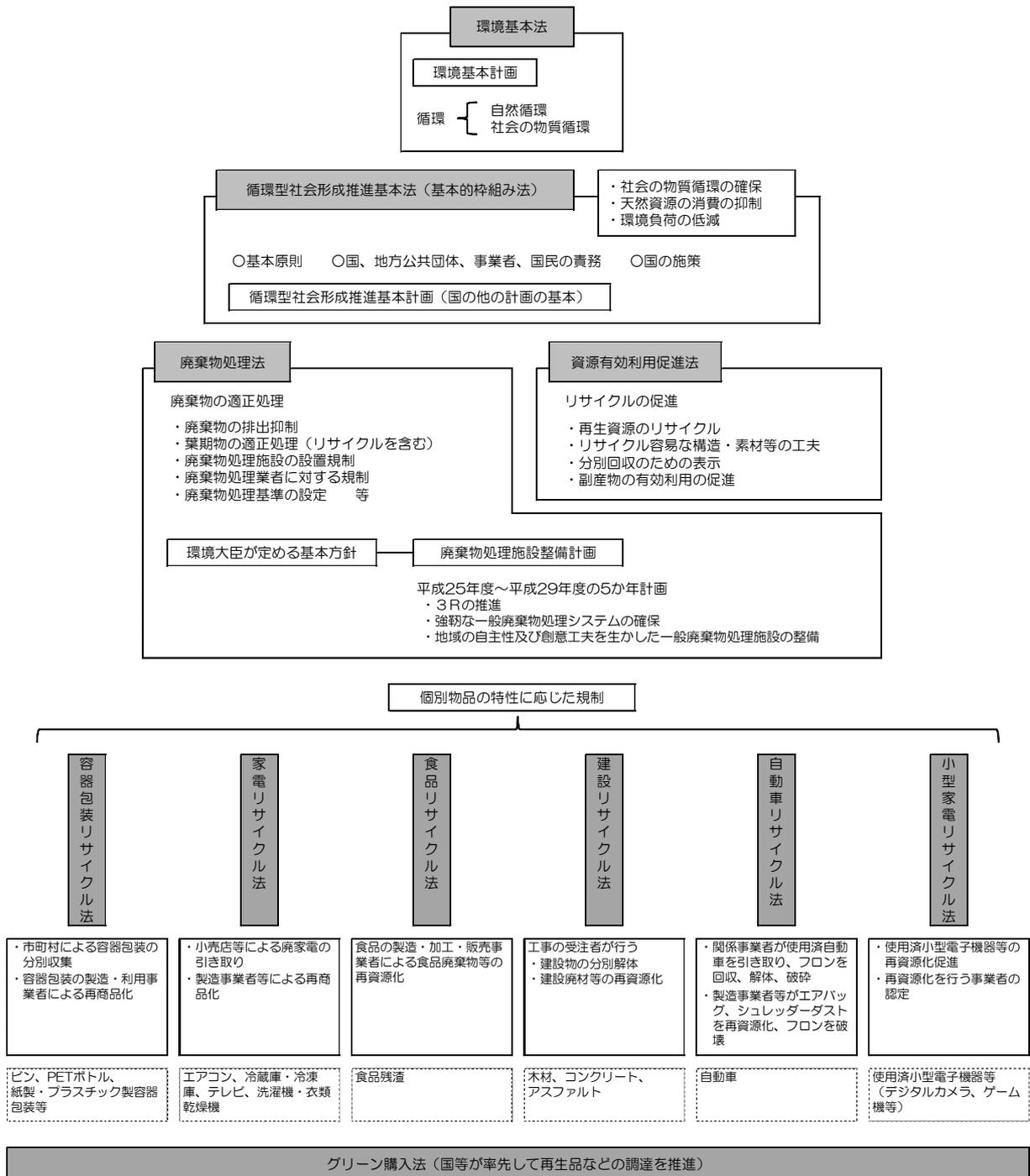


図 4-71: 循環型社会形成のための関係法令

第 2 節 広域化の動向

2-1 第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画

本広域化計画は、平成 21 年 3 月に策定されており、豊橋市は、豊橋田原ブロックとされ、以下に示す施設整備計画が掲げられています。

○ブロック構成市町村 豊橋市、田原市
○整備計画 田原市赤羽根環境センターを平成 26 年度に廃止し、その処理分については、田原リサイクルセンターにおいて処理を行う。その後、豊橋市資源化センターと田原リサイクルセンターを統合することにより、最終的に 1 施設への集約化を目指す。

表 4-47 県の広域化計画での整備スケジュール

施設名	設置主体	施設規模 (t/日)	施設稼働 年度	年 度			備 考
				H27	H28	H29	
豊橋市資源化センター (3号炉)	豊橋市	150	H 3				継続使用 (H30以降統合)
豊橋市資源化センター (1・2号炉)	豊橋市	400	H14				
田原リサイクルセンター	グリーンサイトジャパン(株) (田原市)	60	H17				
田原市赤羽根環境センター	田原市	5	H 6				H26廃止

出典：「第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（平成21年 3 月 愛知県）

2-2 三河港港湾計画

三河港港湾計画は、平成 23 年 4 月に改訂されており、その中で、廃棄物の処理について以下のとおり掲げられています。

<p>[廃棄物処理計画]</p> <p>一般廃棄物、産業廃棄物 57 万 m³を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、廃棄物の処理について、次のとおり計画する。</p> <p>明海地区 海面処分用地 12ha [新規計画]</p> <p>なお、次の既定計画を削除する。</p> <p>既定計画 神野地区 廃棄物処理・活用用地 28ha</p>
--

用語集

【数字・アルファベット】

3R

循環型社会を構築していくためのキーワードであり、廃棄物の発生抑制 Reduce（リデュース）、再使用 Reuse（リユース）、再資源化 Recycle（リサイクル）のそれぞれの頭文字をとった言葉。

ISO14001 (International Organization for Standardization)

国際標準化機構（ISO）が1996年に出した環境管理（環境マネジメントシステム）に関する国際規格。組織が環境配慮の体制を作る場合に、この規格が標準的な手法としてしばしば用いられる。第三者機関の認証を受けることにより、組織が環境配慮活動を行っていることを国際的に証明できる。

PCB (Poly Chlorinated Biphenyls)

ポリ塩化ビフェニルと呼ばれる工業的に合成された化合物。熱に強く化学的に安定で、電気絶縁性や耐薬品性に優れており、変圧器やコンデンサの絶縁油、塗料、カーボン紙の溶剤など幅広い用途に使用されたが、人体への影響や環境への有害性が確認されたため、現在は製造が禁止されている。

【ア～オ】

一般廃棄物

ごみ、生活排水など産業廃棄物以外の廃棄物。ごみは一般家庭の日常生活から生じる家庭系ごみと事業活動に伴って生じる事業系ごみに、生活排水はし尿と台所や風呂等の生活雑排水に区分される。

エコショップ（豊橋市ごみ減量リサイクル推進店）

商品の包装の簡素化や、リサイクル商品の販売をするなど、ごみ減量やリサイクルに積極的に取り組んでいる店舗を市が認定したもの。店頭にはエコショップであることを示すステッカーが掲示されている。

温室効果ガス

大気中に存在するガスのうち、太陽からの熱を地球に封じ込める働きをするもの。地球温暖化対策の推進に関する法律では、人為的な排出による温室効果ガスとして、二酸化炭素（CO₂）のほか、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）の6種を定めている。

【カ〜コ】

拡大生産者責任

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。具体的には、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担すること。

ガス化溶融炉

ごみを焼却処理するのではなく、無酸素状態で蒸し焼きにすることでガス化し、残りかすを溶融する処理方式。溶融後に金属類とスラグを回収することができる。

豊橋市資源化センターの焼却施設1・2号炉はこの方式を採用している。

合併処理浄化槽

し尿と台所や風呂などの生活雑排水を併せて処理できる浄化槽のこと。これに対し、し尿のみを処理する浄化槽を「単独処理浄化槽」といい、現在では単独処理浄化槽の新設は、浄化槽法により禁止されている。

環境審議会

豊橋市が設置する市の諮問機関。学識経験者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認めた者（市民等）で構成されており、環境の保全に関する基本的事項の調査・審議を行う。

グリーン購入法

循環型社会の形成のためには、「再生品等の供給面の取組」に加え、「需要面からの取組が重要である」という観点から、平成12年5月に循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして制定された法律。正式名称は国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律。

原単位

一単位当たりの数量を示す数値。単位には金額や重量など様々なものが使われる。

一般廃棄物処理基本計画では、1人1日当たりのごみ排出量をごみ排出量の原単位として扱っており、ごみ排出量を各年度の人口と日数で割り算して算出している。

古紙リサイクルヤード

市民が気軽に古紙を持ち込むことのできる古紙回収拠点。古紙回収業者の協力により、古紙の無償回収を行っている。

ごみガイドブック

豊橋市のごみの分別、排出方法を説明したガイドブック。市役所、各窓口センター等で配布している。

530（ゴミゼロ）運動

「自分のゴミは自分で持ち帰りましょう」を合い言葉に、昭和50年に本市で始まった環境美化啓発運動。

ごみの有料化

ごみ減量の手法の一つで、ごみ排出者にごみ処理に要する費用を負担してもらう仕組み。家庭ごみの有料化の場合、ごみ出し袋の価格にごみ処理手数料を上乗せして販売する方法が一般的。

なお、ごみ処理手数料を上乗せせずに、一定の規格を有するごみ出し袋（指定ごみ袋）の使用をごみ排出者に求める、いわゆる「指定ごみ袋制度」は、この有料化に該当しない。

コンポスト

生ごみや下水汚泥、動物のふん尿などの有機性廃棄物を微生物によって分解した堆肥、又は堆肥化手法のこと。ごみ処理機を指すこともある。

【サ～ソ】

サーマルリサイクル

廃棄物を焼却処理する際に発生するエネルギーを回収・利用すること。発電のほか、温水などの熱源や冷房用のエネルギーとして利用することができる。2000年に制定された循

環型社会形成推進基本法では、廃棄物・リサイクルの優先順位として、リデュース、リユース、マテリアルリサイクルに次ぐ4番目にサーマルリサイクルを挙げている。

最終処分

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分される。これを最終処分という。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されている。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物の内、廃棄物処理法及び同施行令で定める燃え殻、汚泥、廃油、廃酸など20種類の廃棄物及び輸入された廃棄物をいう。

資源化センター

豊橋市で発生する一般廃棄物の中間処理を担う施設。焼却施設（熱分解・高温燃焼溶融炉2基、ストーカ炉1基）、再利用施設、剪定枝リサイクル施設、し尿処理施設等によって構成される。

資源化量

排出された廃棄物から資源として取り出される量。一般廃棄物処理基本計画においては、ペットボトルやびん・カン等、資源として収集される物のほか、不燃系ごみや大きなごみ（粗大ごみ）が破碎等の中間処理されることで選別される有価物、地域資源回収で回収される古紙等が含まれる。また、可燃系ごみの焼却処理によって発生するスラグも資源化量として扱われる。

一方、産業廃棄物処理基本計画においては、有償物量と再生利用量を合計したものと定義している。

資源リサイクルセンター

豊橋市の一般廃棄物の中間処理施設。収集されたびん・カン、ペットボトルを選別・資源化している。

指定ごみ袋制度

自治体等がごみ袋の規格（大きさ、色、形など）を定め、その袋を使ってごみ排出者に

ごみ出しをしてもらう制度。ごみの分別やごみ出しマナーの徹底、ごみステーションの乱雑化防止等を目的に導入される。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された考え方。循環型社会形成推進基本法では、循環型社会を「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としており、その実現のために、第一に製品が廃棄物になることを抑制、第二に排出された廃棄物をできるだけ資源として適正に利用、第三に資源として利用できないものは適正に処分することが求められている。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を規定した法律。平成12年6月に制定された。

製品の製造から排出まで生産者が一定の責務を負う「拡大生産者責任」を原則として盛り込み、①廃棄物等の「発生抑制（リデュース）」、②使用済み製品をそのまま使う「再使用（リユース）」、③廃棄物等を原材料として利用する「再生利用（リサイクル）」、④廃棄物等から熱を得ることにより利用する「熱回収」、⑤廃棄物の「適正処分」の優先順位を明記している。

消化ガス

下水汚泥などの有機物が発酵して発生するメタンを主成分とする可燃性ガスのこと。

浄化槽汚泥

浄化槽内で水中の浮遊物質が沈殿または浮上して泥状になったもの。

生活排水処理人口

行政区域内人口の内、公共下水道や合併処理浄化槽などにより生活排水を処理している処理人口。

生活排水処理率

行政区域内人口に対する生活排水処理人口の割合。

静脈産業

事業活動に伴い発生した不要物や使い捨てられた製品を集め、それらを社会や自然の物質循環に投入するための事業を行う産業。

これに対し、自然から採取した資源を加工して有効な財を生産する産業を、動物の循環系になぞらえて動脈産業と呼ぶ。

ゼロ・エミッション

ある産業から発生する廃棄物や副産物を他の産業分野の資源として活用していくプロセスを組み合わせることにより、最終的に廃棄物ゼロを目指す考え方。ゼロ・エミッションは 21 世紀の環境経営や企業戦略のキーワードの一つと言われている。

【タ〜ト】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) の総称。

ダイオキシン類は、他の多くの化学物質と異なり、一般的に意図して生成されるものではなく、塩素を含む物質の燃焼や化学合成などの過程で、副産物として生成される。環境中では極めて安定で、生物に対する毒性が強いものが多く、分子中における塩素原子の位置や数により毒性の強度が異なる。

第5次豊橋市総合計画

10 年に 1 度つくられる本市のまちづくりの指針となる計画。次の 10 年を見通したまちづくりの理念や目標を掲げ、その実現に向けて政策や取り組みの基本方針などを総合的、体系的に示すもの。計画の期間は 2011 年度から 2020 年度。

多量排出事業者

事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者。産業廃棄物の前年度の発生量が合計 1,000 トン以上又は、特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が 50 トン以上である事業場を設置している事業者が当該する。

多量排出事業者には、処理計画の作成と、実施状況の報告が義務付けられている。

脱塩残渣

ごみの焼却処理の際に焼却炉から発生する有害な排ガスを、薬剤で反応処理し無害化し

た残渣。脱塩残渣は資源化できないため、現在は埋立処理されている。

地域資源回収

自治会、婦人会、PTA、老人クラブ、子ども会等が中心となって古紙、びん・カン、布類などの資源を集め、民間の回収業者が引き取る回収方法。

豊橋市では、地域資源回収の実施団体に対し奨励金制度を設け推進している。

中間処理

物理・化学的または生物学的な手段によって、廃棄物の形状、形態などを変え、生活環境の保全や人の健康に支障が生じないようにすること。最終処分の前段階に行われる様々な無害化、安定化、減容化処理をいう。

主な中間処理方法として、脱水、乾燥、焼却、破碎、醗酵などがある。

【ハ～ホ】

バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念。一般的には「再生可能な生物由来の有機性資源のうち、化石資源を除いたもの」とされているが、廃棄物においては、食品廃棄物や家畜等の排泄物、稲わら、間伐材などがバイオマス資源の例として挙げられる。

廃棄物処理法

生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的に、昭和45年に制定された法律。正式名称は廃棄物の処理及び清掃に関する法律。

廃棄物処理法では廃棄物の定義や処理責任の主体、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めている。

ビンカンボックス

資源の再利用とごみ減量を推進するために平成3年度から設置を開始したびん、カンの専用回収容器。平成26年度末現在、市内約2,200ヶ所に設置されている。

プラスチックリサイクルセンター

豊橋市の一般廃棄物の中間処理施設。ごみステーションで収集された「プラスチック（資源）」を選別・圧縮梱包し、再商品化事業者へ引き渡している。

【ヤ～ヨ】

優良産廃処理業者認定制度

産業廃棄物処理業に関し優れた能力及び実績を有する基準（優良基準）に適合する処理業者を認定する制度。

優良な処理業者の許可の有効期間を延長する等の特例を付与するとともに、排出事業者が処理を委託しやすい環境整備し、廃棄物の適正処理を図ることを目的としている。

溶融スラグ

廃棄物や下水汚泥又はそれらの焼却灰を高温度で溶融し、冷却・固化したもので、主に公共工事の建設・土木資材として利用されている。

【ラ～ロ】

ライフサイクルアセスメント

資源の採取段階から製品の製造・販売・使用・廃棄に至るまでの各段階において、使用する資源やエネルギー、排出される環境負荷を定量的に評価する手法。

リサイクル（再資源化）

廃棄物を資源として回収・処理し、再利用すること。リサイクルの主な手法としては、新しい製品の原材料として再利用するマテリアルリサイクル（原料リサイクル）と、ごみを燃やし、その際に発生する熱をエネルギーとして利用するサーマルリサイクル（熱回収）がある。

リサイクルステーション

スーパーなど店舗の敷地内において新聞・チラシ、雑誌、ダンボール、牛乳パック、布類、食用油などの資源を常時回収する拠点。豊橋市では平成 21 年度末現在で 3 箇所のリサイクルステーションが設置されている。

リデュース（発生抑制）

廃棄物の発生を抑制すること。リユース、リサイクルよりも前の段階の取り組みとされている。

リデュースに関する取り組みとして、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売の抑制、製品の長寿命化などが挙げられ、消費者には使い捨て製品の購入を控

える、過剰包装を断る、製品を長期利用する、食べ残しを出さないことなどが求められる。

リユース（再使用）

一度使用され不要になった製品をそのままの形で再度使用すること。

牛乳びんやビールびんなど、使用後に回収・洗浄され再使用されるリターナブルびんがこれに当てはまる。

また、不用になったものを他人に譲る行為もリユースに含まれる。

【その他】

P.27、図 4-26 の用語説明

項 目	定 義
(A) 発生量	事業場内等で生じた産業廃棄物量及び有償物量
(B) 有償物量	(A) の発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量（他者に有償売却できるものを自己利用した場合を含む）
(C) 排出量	(A) の発生量のうち、(B) の有償物量を除いた量
(D) 自己中間処理量	(C) の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量
(E) 自己中間処理後量	(D) で中間処理された後の廃棄物量
(E1) 自己中間処理後再生利用量	(E) の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量
(F) 自己減量化量	(D) の自己中間処理量から (E) の自己中間処理後量を差し引いた量
(G) 自己未処理量	(C) の排出量のうち、自己中間処理されなかった量
(G1) 自己未処理自己再生利用量	(G) の自己未処理量のうち、他者に有償売却できないものを自ら利用した量
(G2) 自己最終処分量	(I) の自己最終処分量のうち、自己未処理で自己最終処分された量
(G3) 委託中間処理量	(L) の委託中間処理量のうち、自己未処理で委託中間処理された量
(G4) 委託直接最終処分量	(O) の委託直接最終処分量のうち、自己未処理で委託直接最終処分された量
(G5) その他量	(J) のその他の量のうち、自己未処理でその他となった量
(H) 搬出量	(I) の自己最終処分量、(J) のその他の量、(K) の委託処理量の合計
(I) 自己最終処分量	自己の埋立地に処分した量
(J) その他量	保管されている量、又はそれ以外の量
(K) 委託処理量	中間処理及び最終処分を委託した量
(L) 委託中間処理量	(K) の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
(M) 委託中間処理後量	(L) で中間処理された後の廃棄物量
(M1) 委託中間処理後再生利用量	(M) の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量
(M2) 委託中間処理後最終処分量	(M) の委託中間処理後量のうち、最終処分された量
(N) 委託減量化量	(L) の委託中間処理量から、(M) の委託中間処理後量を差し引いた量
(O) 委託直接最終処分量	(K) の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量
(P) 委託最終処分量	処理業者等で最終処分された量
(Q) 最終処分量	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計
(R) 再生利用量	排出事業者、又は処理業者等で再生利用された量
(S) 資源化量	(B) の有償物量と (R) の再生利用量の合計
(T) 減量化量	排出事業者、又は処理業者等の中間処理により減量された量